

越前市国土強靱化地域計画

令和3年3月策定

越前市

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け等

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・ 1
- 3 計画期間・・ 2
- 4 基本的な進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 越前市の地域特性等

- 1 越前市の特性と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 想定する自然災害と被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・ 1 4
- 2 基本目標等・・ 1 4
- 3 基本方針・・ 1 5

第4章 脆弱性評価

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定・・・・・・・・・・ 1 6
- 2 施策分野の設定・・ 1 7
- 3 評価結果・・ 1 7

第5章 推進方針

- 1 リスクシナリオごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 2 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8

第6章 施策の重点化

- 1 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

第7章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8

(別紙1) 越前市国土強靱化地域計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9

(別紙2) 越前市国土強靱化地域計画とSDGsの対応表・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0

(別紙3) 脆弱性評価結果

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 0

(別紙4) 個別具体的施策関連事業等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 0

第1章 計画の策定趣旨、位置付け等

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」)」を制定し、平成26年(2014年)6月に「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」)」を策定しました。県はこれを受け、平成30年(2018年)10月に福井県国土強靱化地域計画(以下「県地域計画」)を策定しています。

また、平成30年12月には、その後発生した自然災害で得られた知見を追加するなどし、国による基本計画の見直しが実施されました。

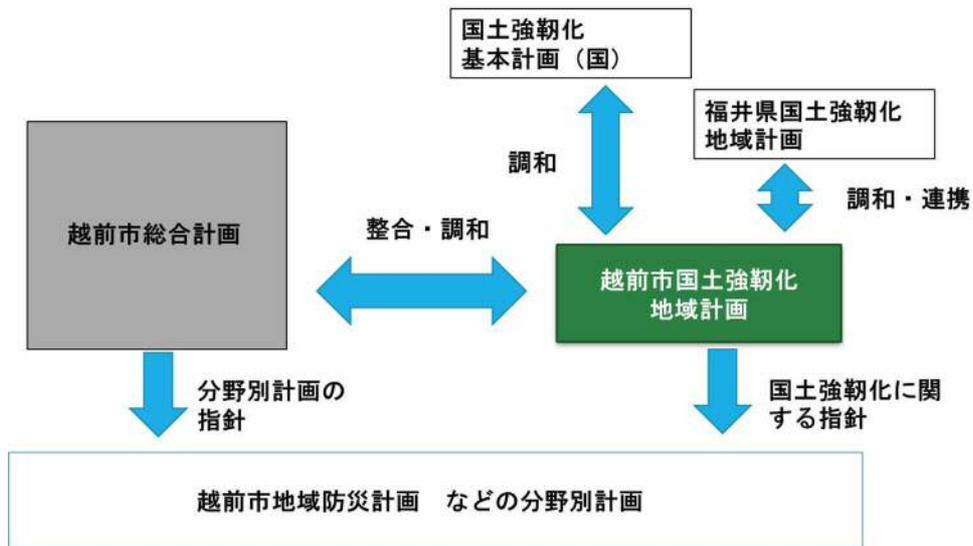
本市においては、自助・互助・共助・公助による役割分担の視点を重視しながら、ハード・ソフト両面から安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいますが、近年の大規模地震や台風の大型化、集中豪雨の多発など大規模自然災害の発生リスクは一段と高まっています。

このような中、災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する「災害に強いまちづくり」の一層の推進が必要となっていることから、いかなる災害が起こっても機能不全に陥らず、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「越前市国土強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 基本法第13条の規定に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。
- (2) 基本法第14条の規定に基づき国の基本計画と調和を保つとともに、県計画と調和・連携を図っていきます。
- (3) 本市の将来への羅針盤である「越前市総合計画」や災害対策基本法に基づき策定した「越前市地域防災計画」等とも整合を図るとともに、本市の分野別計画等において国土強靱化に係る指針となるものです。

【越前市国土強靱化地域計画と関係計画の関係】



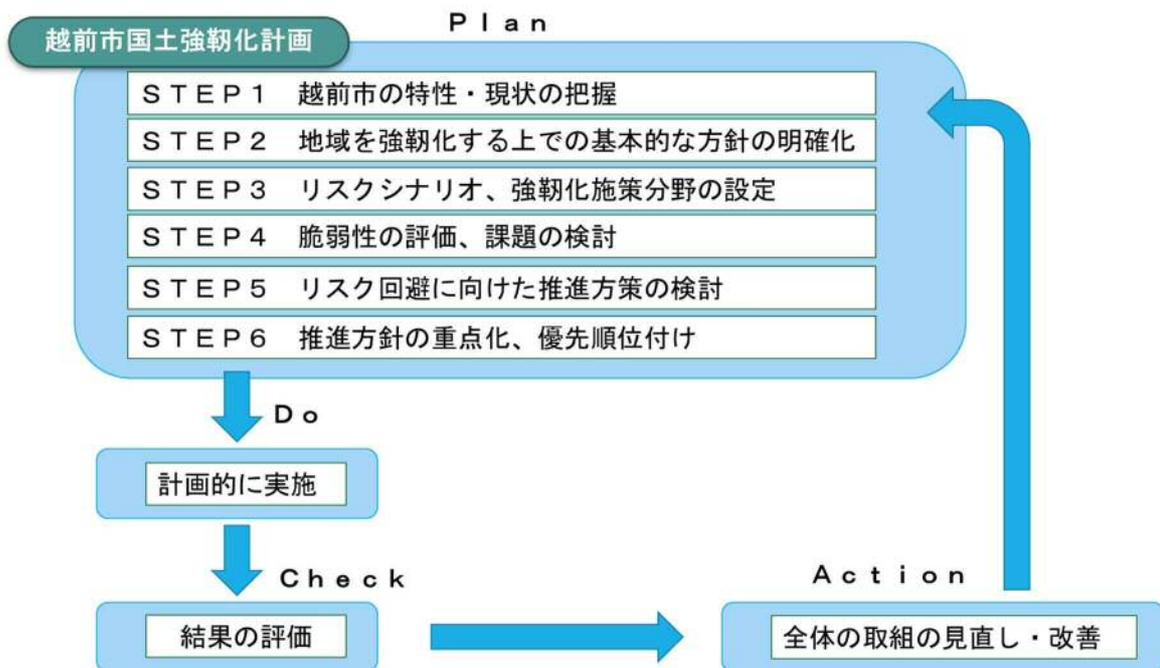
3 計画期間

中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、令和3年度（2021年）から令和7年度（2025年）の5年間とします。

4 基本的な進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

なお、策定の経緯は（別紙1）に掲載します。



第2章 越前市の地域特性等

1 越前市の特性と現況

(1) 自然的条件

① 位置

本市は、福井県のほぼ中央に位置し、J R北陸本線及び一般国道8号、北陸自動車道が、市の中央部を南北に通過しています。県庁所在地の福井市へは北へ約20km、経済・文化の交流圏域である名古屋並びに大阪へはともに約170km、J Rでそれぞれ1時間25分、1時間44分の距離にあります。また、首都東京までは、新幹線利用で3時間15分の位置にあります。

北緯35度の位置にあり、総面積は230.70km²、県面積(4,188.99 km²)の5.5%を占め、海拔は市庁舎前で約34mです。

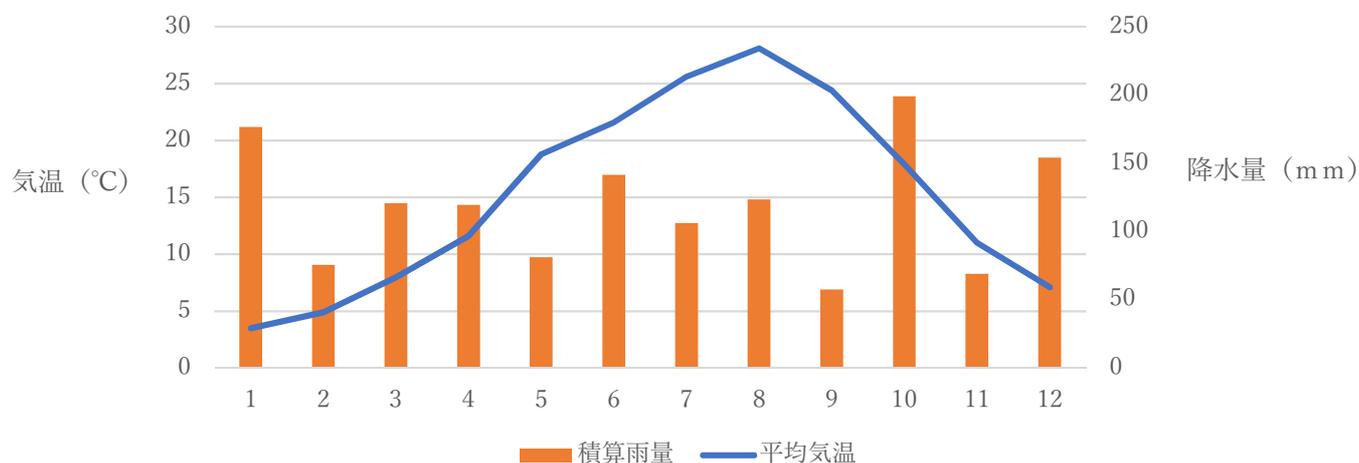
② 地勢

本市は、東部の越前中央山地、西部の丹生山地、南部の「越前富士」と呼ばれる日野山など400～700m級の山々に囲まれた武生盆地の中心部に市街地を形成し、その周囲及び山沿いに多くの集落が点在しています。武生盆地の中央を県内三大河川の一つである日野川が南北に貫流し、旧今立町内を流れる五つの川は鞍谷川に合流したあと福井市内で日野川に合流し、九頭竜川本川として日本海に注いでいます。

③ 気象

気象は、夏は高温多湿、冬は降雪量が1メートルを超えることもある日本海側特有の気候で、平坦地と山間地では多少異なりますが、平成27年(2015年)～令和元年(2019年)の過去5年間の最高気温は38.3℃、最低気温は-5.6℃、時間最大雨量は31.0mm、日最大雨量は165.0mm、最深積雪は130cmとなっています。

■令和元年(2019年)の月ごとの気温・降水量



■過去5年間の気温と降雨量

| 年次 (1月~12月) | 気温 (°C) | | | 降雨量 (mm) | | | | 最深 積雪 (cm) |
|----------------|---------|------|------|----------|------------|-----------|----------|------------------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | 年間雨量 | 時間最 大雨量 | 日最大 雨量 | 降雨 日数 | |
| H27 | 15.6 | 37.6 | -2.9 | 1,755.5 | 28.0 | 81.0 | 158 | 50 |
| H28 | 15.2 | 36.8 | -5.6 | 1,984.5 | 28.0 | 75.5 | 177 | 39 |
| H29 | 15.1 | 36.9 | -3.5 | 1,980.5 | 17.0 | 124.0 | 163 | 28 |
| H30 | 15.0 | 38.3 | -4.0 | 2,554.0 | 31.0 | 165.0 | 181 | 130 |
| R1 | 15.2 | 38.2 | -2.3 | 1,423.5 | 17.0 | 55.5 | 178 | 14 |

(気温・降雨量：南越消防組合 観測地点：千福町)

(積雪：福井地方気象台 観測地点：村国二丁目)

(2) 社会的条件

① 人口

本市の人口は、平成17年(2005年)の87,742人(国勢調査より)をピークに緩やかな減少傾向にあり、令和2年(2020年)4月の人口は82,363人(住民基本台帳より)となっています。また、人口構成においては、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)の比率が減少し、高齢人口(65歳以上)の比率の増加が予測されています。

② 交通

鉄道網については、南北方向に路線が走っており、他都市圏と本市を結ぶJR北陸本線、福井市・鯖江市と本市を結ぶ福井鉄道福武線があります。また、新たな交通体系の整備として、北陸新幹線南越駅(仮称)の開業に向けた取組みを行っています。

バス網については、JR武生駅や福井鉄道越前武生駅を中心として、福井鉄道が路線バスを運行しており、路線バスの運行がない交通不便地域には、市民バス「のろっさ」を運行しています。

道路網については、市のほぼ中央を北陸自動車道と一般国道8号が縦断し、関西・中京圏などの主要都市や福井市・敦賀市など周辺都市との交通の動脈となっています。両路線に交差するように一般国道417号や県道、主要地方道が横断しています。

③ 産業

本市産業人口を産業別就業者数構成で見ると、平成27年(2015年)10月における国勢調査結果によると第1次産業2.8%、第2次産業42.7%、第3次産業54.5%となっています。第3次産業が最も多くなっていますが、従業員数が最も多いのは製造業であり、先端技術産業から伝統産業まで幅広い産業が集積し、製造品出荷額等では県内トップで、県全体の約3割を占めています。

(3) 近年の主な災害被害

■風水害

| 発生時期 | 主な被害 |
|---------------------|--|
| 平成16年7月 【福井豪雨】 | ○集中豪雨による被害 ・時間雨量83mm(相木) ・死者1名、負傷者2名 ・住家:全壊2世帯、半壊5世帯、一部破損24世帯、床上浸水274世帯、 床下浸水641世帯 ・がけ崩れ、土石流 ・災害救助法の適用、激甚災害の指定 |
| 平成16年10月 | ○台風23号による被害 ・住家:床下浸水17世帯 ・がけ崩れ |
| 平成18年7月 | ○集中豪雨による被害 ・住家:床下浸水1棟 |
| 平成24年7月 【東部集中豪雨】 | ○集中豪雨による被害 ・時間雨量96mm(余川町) ・住家:半壊2棟、一部破損7棟、床上浸水50棟、床下浸水174棟 ・土砂崩れ |
| 平成25年7月 | ○集中豪雨による被害 ・住家:床下浸水1棟 |
| 平成29年10月 | ○台風21号による被害 ・負傷者1名 ・住家:半壊3棟、一部破損86棟 |
| 平成30年7月 | ○集中豪雨による被害 ・住家:一部破損1棟、床下浸水3棟 |
| 平成30年8月 | ○台風20号による被害 ・負傷者1名 |
| 平成30年9月 | ○台風21号による被害 ・負傷者1名 ・住家:半壊1棟 |

■土砂災害

| 発生時期 | 主な被害 |
|---------|--------------------------|
| 平成16年7月 | 上記の【福井豪雨】の欄に記載 |
| 平成18年1月 | 人的被害、住家被災なし。県道武生・美山線通行止め |

■雪災害

| 発生時期 | 被害の概要 |
|----------------------|--|
| 平成17年12月～ 平成18年1月 | ・家屋の一部破損の被害が多数発生 ・雪下ろし中の事故、屋根からの落雪の下敷きにより死者2名 |
| 平成23年1月29 日～31日 | ・家屋の一部破損4件 ・雪下ろし中の事故9件 |
| 平成30年2月4日 ～21日 | ・積雪130cmを記録 (統計開始年1989年以降観測史上1位) ・災害救助法第2条の規定に基づく救助実施のため、本市に同法の適用 ・雪下ろし中の事故で死者2名、重症者3名、軽症者3名 ・家屋全壊9件、半壊7件、一部損壊19件、農業施設の全半壊 等 |

2 想定する自然災害と被害想定

本市で実際に起きた災害を教訓とし、その態様や規模等を踏まえ、今後発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の災害を想定します。なお、被害については、地震など具体的な想定がある災害はこれを用い、ない災害は過去の災害事例等を参考とします。また、本市は県地域防災計画（原子力災害対策編）における「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」に設定されていることから、原子力災害についても想定します。

※UPZ・・・対象発電所から概ね30km圏内

(1) 地震

福井県地震被害予測結果を参考に、市で実施した防災アセスメントの結果から、越前市の東部に位置する温見断層と、越前市南部に位置する柳ヶ瀬断層が動くことによつて起きる、最大震度6クラスの地震を想定します。

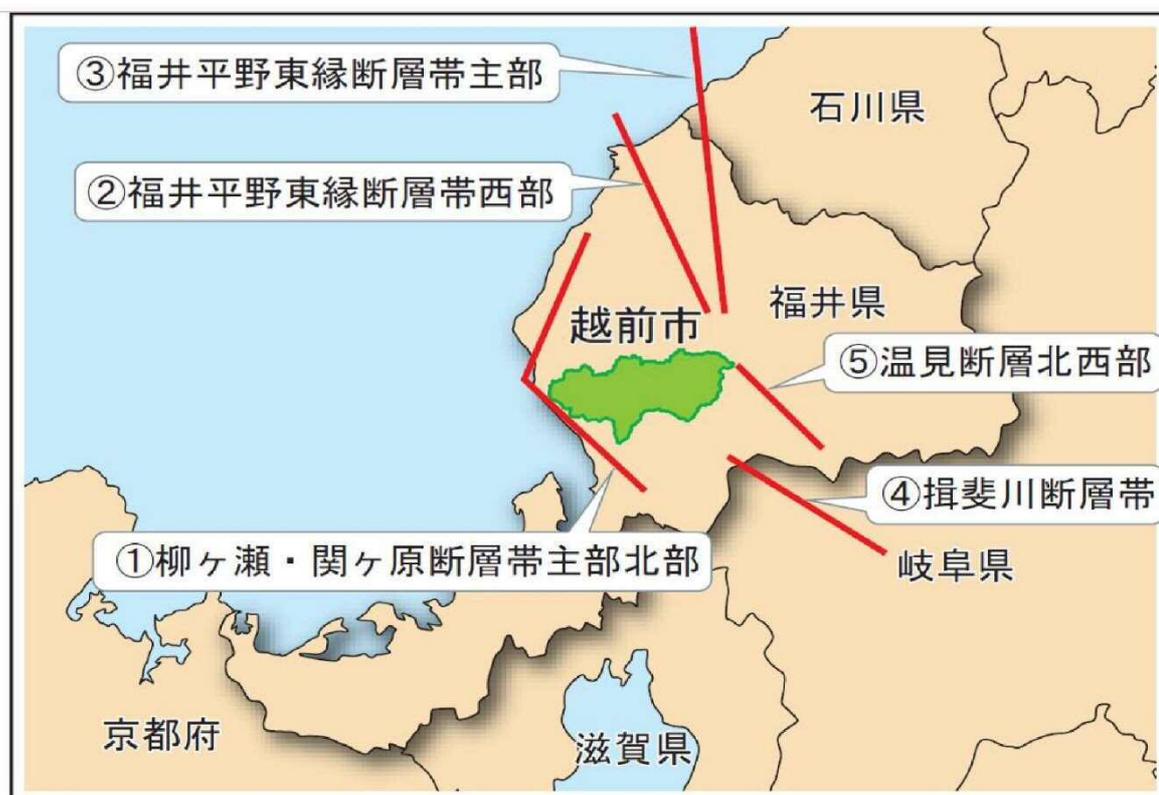
- ▶震源：温見断層、柳ヶ瀬断層
- ▶マグニチュード：7.5
- ▶震度：5弱～6強

■被害規模等

| | | | 温見断層系地震 | 柳ヶ瀬断層系地震 |
|----|--------|------|------------------------|--------------------------|
| 現象 | 規模 | | マグニチュード7.5 | マグニチュード7.5 |
| | 震度 | | 5弱～6強 | 5弱～6強 |
| | 液状化 | | 日野川右岸側で 液状化発生危険度が高い | 温見断層系地震に比べ 液状化の危険度は低い |
| 被害 | 建物 | 全壊棟数 | 9,055棟 | 7,082棟 |
| | | 半壊棟数 | 10,688棟 | 10,967棟 |
| | 火災 | 出火件数 | 22箇所 | 19箇所 |
| | | 延焼 | 3,214棟 | 2,681棟 |
| | 人的 | 死者 | 935人 | 829人 |
| | | 負傷者 | 1,669人 | 1,486人 |
| | | 避難者 | 23,121人 | 20,406人 |
| | ライフライン | 水道 | 1,932箇所 | 1,377箇所 |
| | | 下水道 | 108箇所 | 108箇所 |
| | | ガス | 619箇所 | 318箇所 |
| | | 電柱 | 130本 | 74本 |
| | | 電話柱 | 25本 | 11本 |

(市防災アセスメント結果による)

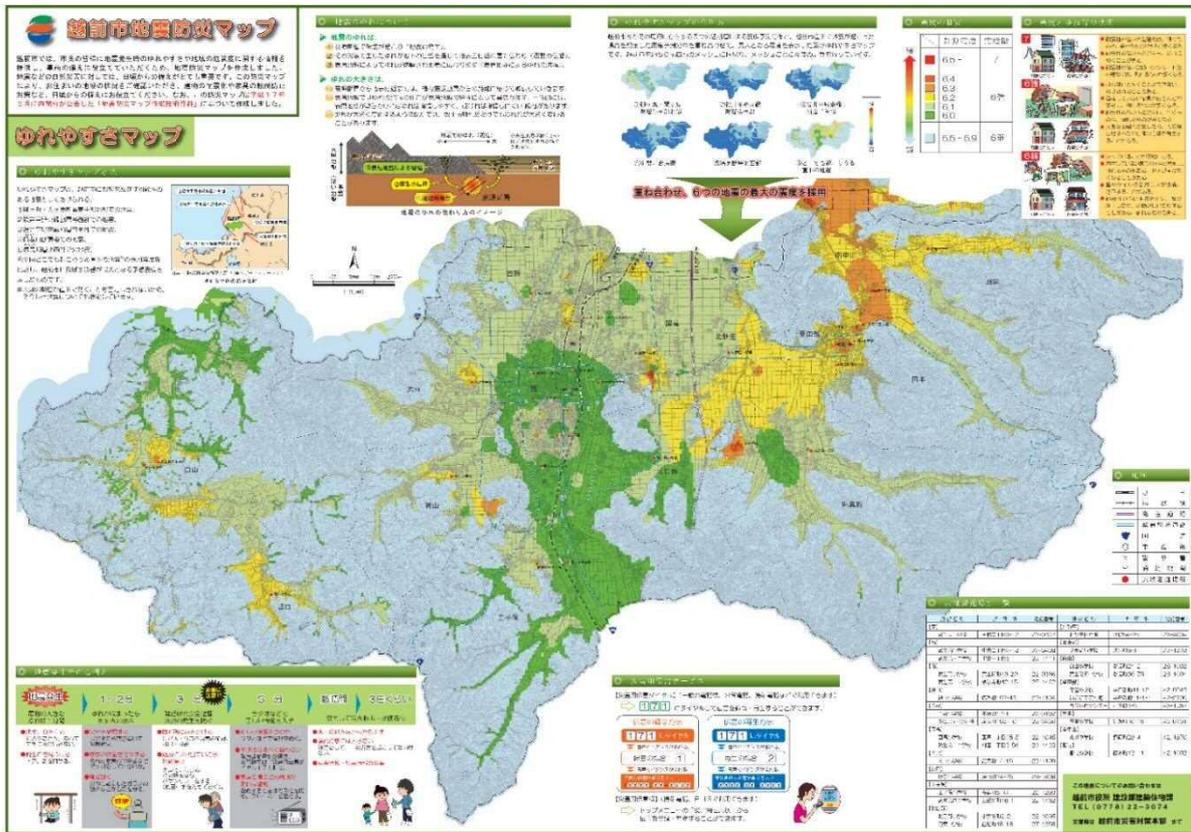
■越前市周辺の断層



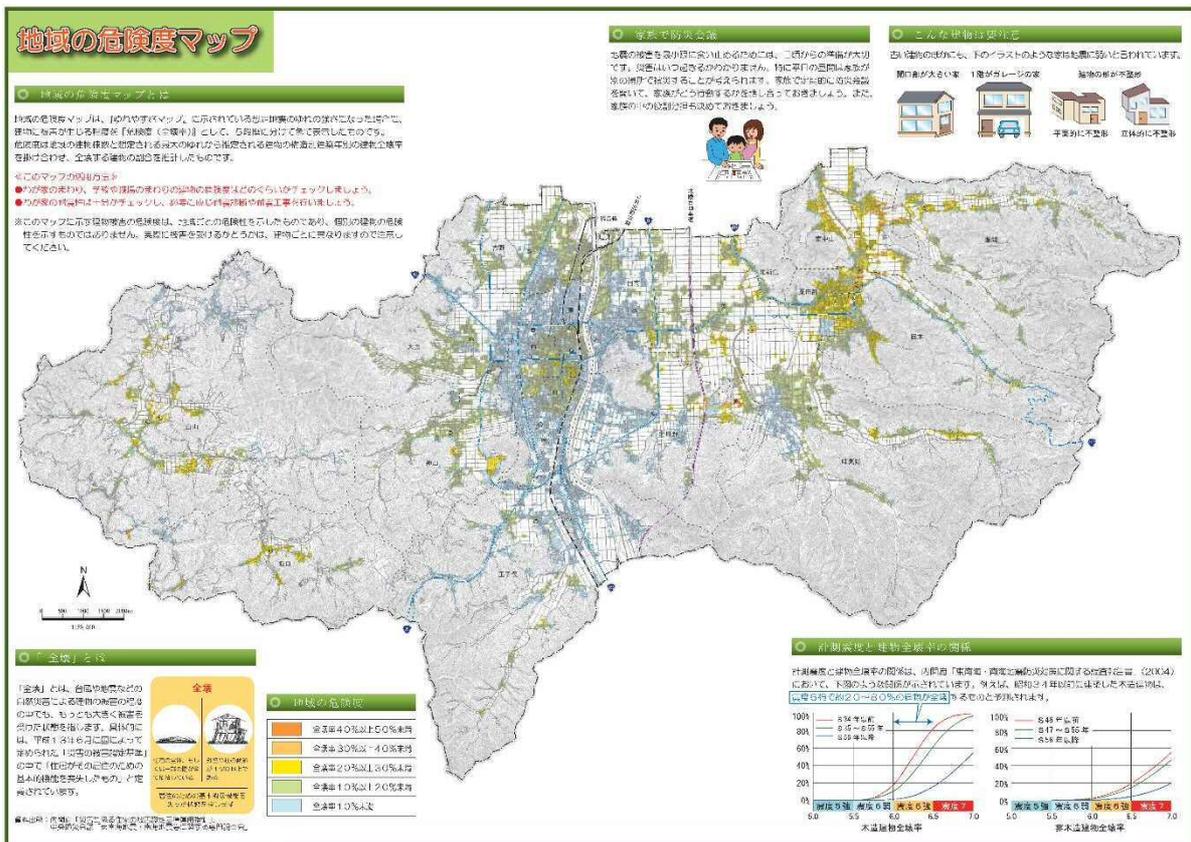
出典：「防災科学技術研究所 地震ハザードステーション」

越前市地震防災マップ

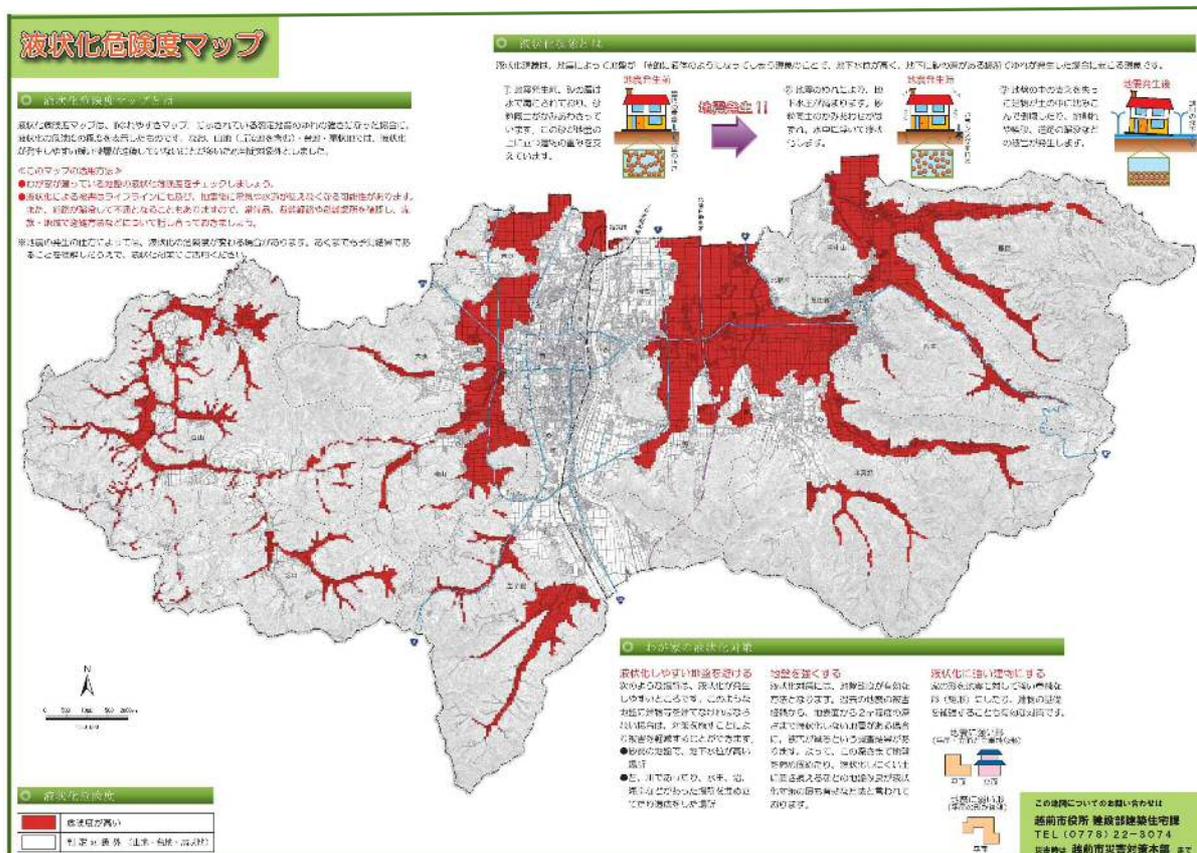
<ゆれやすさマップ>



<地域の危険度マップ>



<液状化危険度マップ>



(平成17年3月内閣府公表の「地震防災マップ作成技術資料」に基づき作成)

(2) 風水害

近年地球温暖化に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化しています。本市においては、台風や暴風雨、集中豪雨などにより水害を受けやすい地域特性を有しており、都市化による市域の進展と土地利用の変化により、豪雨時に中小河川や用排水路に起因した局所的な内水氾濫の危険性が高まる傾向にあります。

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。水防法の改正（平成27年5月）に伴い、計画規模の降雨（※1）及び想定最大規模の降雨（※2）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域として指定・公表しています。

※1 計画規模の降雨

河川整備の目標とする降雨で、河川の重要度により河川ごとに設定

※2 想定最大規模の降雨

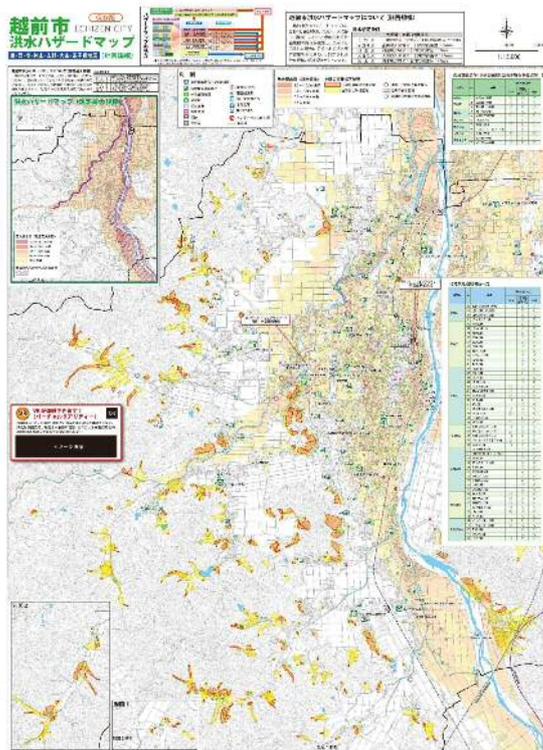
当該河川等における実績降雨だけでなく、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定

■各河川における降雨確率と降水量

| 項目 | | 計画規模の降雨 | 想定最大規模の降雨 |
|-----------------|------------------|-------------------|-----------|
| 降雨確率 | | 1/30～1/150 | 1/1000 以上 |
| 降水量 | | | |
| 洪水予報河川 | 日野川 | 320mm/2 日 (1/150) | 754mm/2 日 |
| 水位周知河川 | 浅水川 | 186mm/1 日 (1/50) | 710mm/1 日 |
| | 鞍谷川 | 186mm/1 日 (1/50) | 710mm/1 日 |
| | 吉野瀬川 | 189mm/1 日 (1/70) | 777mm/1 日 |
| 県が管理する その他河川 | 服部川 | 168mm/1 日 (1/30) | 813mm/1 日 |
| | 水間川 | 168mm/1 日 (1/30) | 813mm/1 日 |
| | 月尾川 | 177mm/1 日 (1/30) | 813mm/1 日 |
| | 穴田川 | 174mm/1 日 (1/30) | 813mm/1 日 |
| | 河濯川 | 188mm/1 日 (1/30) | 813mm/1 日 |
| | 大塩谷川 | 173mm/1 日 (1/30) | 813mm/1 日 |
| | 河和田川(鯖江市) | 173mm/1 日 (1/30) | 813mm/1 日 |
| | 清水川(南越前町) | 174mm/1 日 (1/30) | 813mm/1 日 |
| | 鞍谷川(上流域)※ | 186mm/1 日 (1/50) | 710mm/1 日 |
| | 吉野瀬川(上流域)※ | 189mm/1 日 (1/70) | 777mm/1 日 |
| 天王川(上流域)※ | 173mm/4 日 (1/50) | 739mm/1 日 | |

※は県管理河川区域となる上流域

■越前市洪水ハザードマップ (令和3年3月時点 ※改定作業中)



(3) 土砂災害

本市では、地形的な特性から土砂災害の法指定区域や危険個所が多数分布しています。台風や地震などの二次災害として土砂災害の発生が想定されます。

【越前市の法指定区域】

| 区分 | 箇所数 |
|------------|----------|
| 土砂災害警戒区域 | 1, 139箇所 |
| 急傾斜 | 722箇所 |
| 土石流 | 412箇所 |
| 地すべり | 5箇所 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 1, 016箇所 |
| 急傾斜 | 709箇所 |
| 土石流 | 307箇所 |
| 地すべり | 0箇所 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 52箇所 |
| 地すべり危険地区 | 3箇所 |

(出典：福井県ホームページ令和2年3月現在)

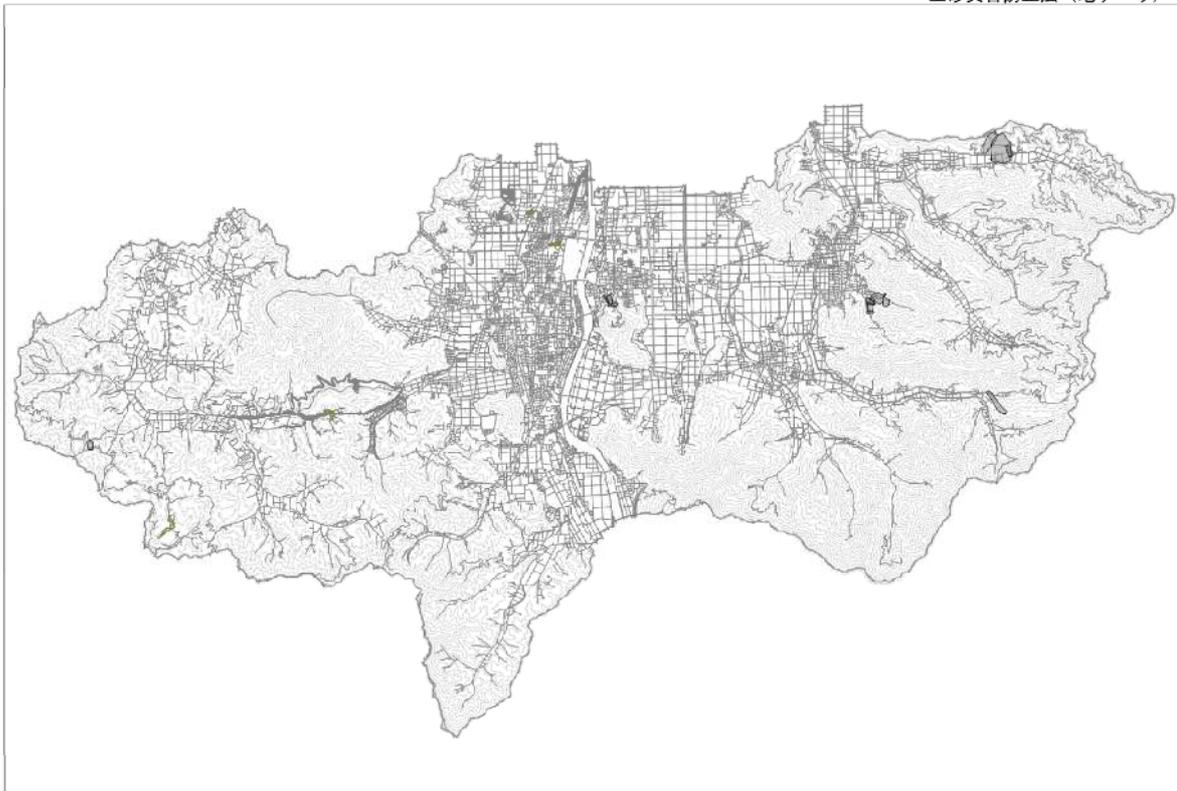
■土砂災害警戒区域、特別警戒区域位置図

①土石流



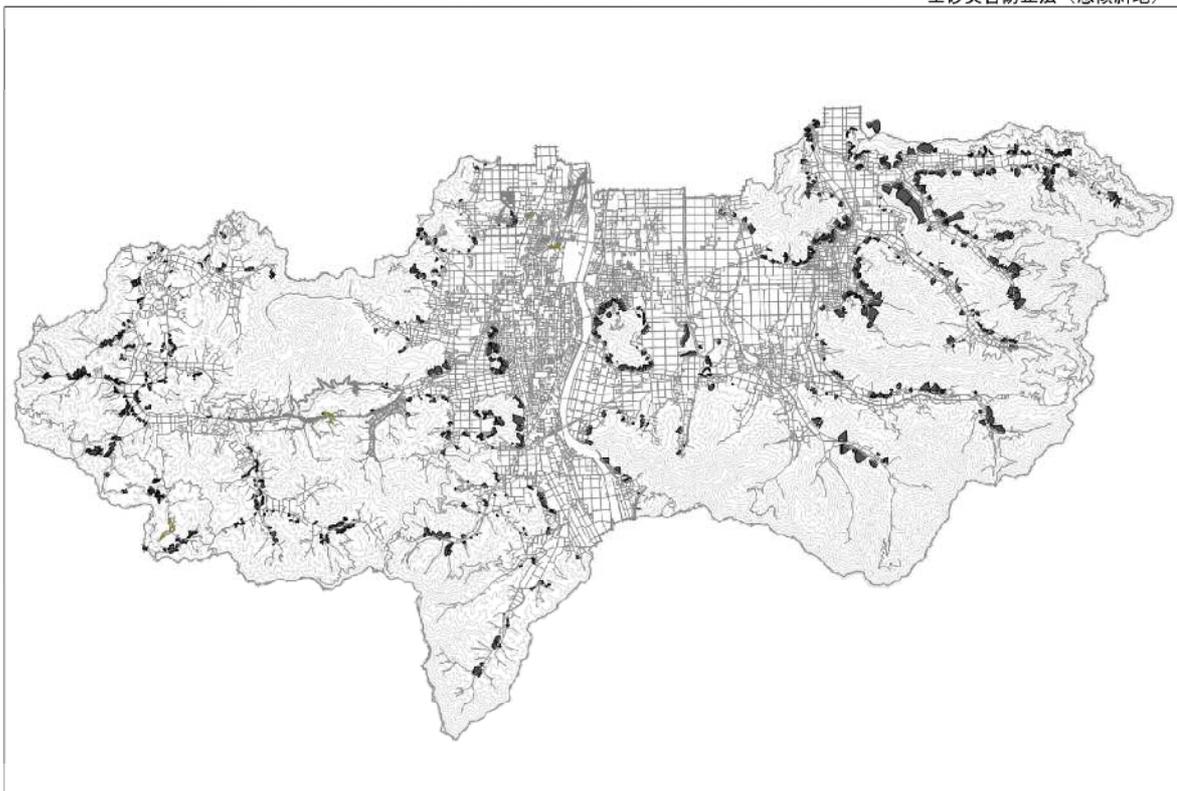
②地すべり

土砂災害防止法（地すべり）



③急傾斜地

土砂災害防止法（急傾斜地）



(4) 雪害

過去30年間に発生した大雪による雪害を踏まえて最大積雪深を想定します。

▶累年最大積雪深：130cm（平成30年2月13日）
※統計開始年1989年～

(5) 大規模火災

古い木造住宅が密集した地域において、強風・乾燥時の気象条件下で発生した火災については、大規模化する可能性があります。

南越消防組合発足(昭和45年9月1日)以来最大の住宅密集地における火災として、次の事例による被害を想定します。

▶平成29年2月28日 蓬萊町火災
被災者：7世帯23人（人的被害はなし）
建物被害：全焼5棟、半焼1棟、部分焼4棟、水損1棟 計11棟
焼損面積：1,437㎡

第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本理念

大規模自然災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、本計画における基本理念を次の通りとします。

強く、しなやかな「元気な自立都市 越前」の実現

2 基本目標等

本計画における目標として、国の基本計画及び県地域計画に基づき、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

(1) 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 市民の財産及び公共施設の被害を最小化する
- 4 迅速に復旧・復興する

(2) 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 基本方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進します。

(1) 取組姿勢

- ・国、県、関係機関との連携強化、適切な役割分担
- ・市の強靱性を損なう本質的原因、強靱性を生かす特長の検証
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った取組みの実施
- ・地域特性を活かした災害に強い地域づくりによる地域活力の向上

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ソフト事業とハード事業を組み合わせた効果的な施策の推進
- ・市民、地域、行政等の適切な連携、役割分担（自助・互助・共助・公助）
- ・平常時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的实施に配慮した施策の重点化
- ・既存の社会資本の有効活用、効率的かつ効果的な維持管理

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持

(5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

本市の強靱化を推進することは、SDGsの目標（ゴール）の実現に資するものであることから、それらを踏まえながら施策を推進します。本計画とSDGsの対応表は（別紙2）に掲載します。



※SDGs：Sustainable Development Goals

（持続可能な開発目標）の略称。平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標のこと。

第4章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画で設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を基に、県地域計画と本市の地域特性等を踏まえ31の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|---|------------------------|--|
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1 | 1-1 大規模地震による建物等(住宅・建物・交通施設・不特定多数が集まる施設等)の倒壊や(密集市街地や不特定多数が集まる施設における)大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | 2 | 1-2 突発又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | 3 | 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | 4 | 1-4 大雪に伴う道路交通網の麻痺や住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 5 | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | 6 | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | 7 | 2-3 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 8 | 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客含む)の発生、混乱 |
| | 9 | 2-5 医療・福祉関係者の不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 |
| | 10 | 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | 11 | 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 12 | 3-1 行政機関の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| | 13 | 3-2 被災による警察機能(司法含む)の大幅な低下による治安悪化、社会の混乱 |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 14 | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | 15 | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | 16 | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 17 | 5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下(地元企業の生産力低下) |
| | 18 | 5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下 |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 19 | 6-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止 |
| | 20 | 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 21 | 6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止 |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 22 | 7-1 市街地での大規模火災や沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺等の大規模な二次災害の発生 |
| | 23 | 7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生 |
| | 24 | 7-3 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | 25 | 7-4 農地・森林等の被害拡大 |
| | 26 | 7-5 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散 |
| 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 27 | 8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | 28 | 8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態 |
| | 29 | 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失 |
| | 30 | 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ |
| | 31 | 8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 |

2 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策を念頭に置き、国の基本計画の施策分野を参考に、本市の状況に応じた8つの個別施策分野と、4つの横断的分野を設定しました。

| 個別施策分野 | |
|---------------------|-----------|
| ① 行政機能／警察・消防等／防災教育等 | ⑤ 情報通信 |
| ② 住宅・都市／国土保全／土地利用 | ⑥ 産業構造／金融 |
| ③ 保健医療・福祉 | ⑦ 交通・物流 |
| ④ エネルギー／環境 | ⑧ 農林 |

| 横断的分野 | |
|-------------------|-------------|
| A リスクコミュニケーション（※） | C 官民連携、広域連携 |
| B 人材育成 | D 老朽化対策 |

※リスクに関わる情報や意見を共有し合うこと。

3 評価結果

国が実施した評価手法や、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

具体的には、31のリスクシナリオごとに本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価として整理しました。次に施策分野についても同様の分析評価を行いました。

なお、評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに分けて「脆弱性評価結果」（別紙3）としてまとめました。

第5章 推進方針

前章4の脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針を策定しました。推進すべき施策の方針は、脆弱性評価結果と同様に、「リスクシナリオごとの推進方針」と「施策分野ごとの推進方針」に分けてまとめました。

各分野における施策の推進に当たっては、下記にまとめた「推進方針」に加えて、個別具体的施策（別紙）により、着実な推進を図るものとします。

1 リスクシナリオごとの推進方針

目標1

直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ1-1

大規模地震による建物等(住宅・建物・交通施設・不特定多数が集まる施設等)の倒壊や(密集市街地や不特定多数が集まる施設における)大規模火災による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

○旧耐震基準で建設された木造住宅等に対する耐震化、防火・準防火地域における木造住宅等に対する不燃化の必要性と支援体制の周知を強化し、耐震化・不燃化等を推進する。【市、市民】

○旧耐震基準の建築物等(建築物に付属する工作物を含む)に対して、耐震化等を促進する。【県、市、民間】

(公共施設等の耐震化等の促進)

○市市有建築物耐震化計画により、旧耐震基準で建設された市有建築物(市営住宅、児童福祉施設、地区公民館、スポーツ施設等)の耐震化等を推進する。また、すべての市有建築物において、市公共施設等総合管理計画に基づく施設の最適化を図りながら、適正な維持管理、修繕等を推進し、長寿命化を図る。【市】

○災害時に落下、倒壊する恐れがある照明設備を水銀灯から軽量のLED照明に更新、屋内天井板を撤去するなど、設備の改修を進めるほか、排煙窓や消防用設備等の再整備を計画的に実施する。併せて、学校教室等の照明もLED照明への更新を進める。【市】

○小中学校の児童・生徒の安全を守るため、危険性の高い建造物や工作物等の撤去等を推進する。【市】

(空家対策の推進)

○災害発生時の倒壊等による被害の発生を防ぐため、老朽危険空家等について、所有者に対して適切な管理を促す。【市、市民】

(公園等の整備)

○市公園施設長寿命化計画により公園施設の計画的な老朽化対策を行い、公園利用者の安全性向上と持続可能な公園の整備を図る。【市】

(交通施設・道路構造物等の安全性の確保)

○災害時の混乱に伴う重大交通事故を防止するため、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進する。【市】

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を5年に1回の割合で計画的に実施し、健全度の4段階評価(I~IV)を実施するとともに、定期点検の判定区分がIII(早期措置段階)、IV(緊急措置段階)を中心に、市橋梁長寿命化計画により、計画的に橋梁等の改修等を実施する。【市】

○大規模盛土造成地の地震時の安全性を確認するため、変動予測調査を実施し、必要な対策を検討する。

【市】

(避難所の確保等)

○空き教室や他の公共施設を避難所として使用できるよう、関係機関との協議を進める。【市】

○避難場所のさらなる確保に取り組むため、民間企業の建物の活用等を検討する。【市、民間】

(地域防災力の向上)

○地域の「共助」を担う自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力の向上と地域防災体制の構築を促進する。【市、地域】

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、平常時から避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制を推進する。【市、地域】

○市政出前講座の実施や地域住民が主体となった防災訓練を支援し、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。【市、地域】

○高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域防災力の向上を図る。【市、地域】

○災害時において、多言語ユニバーサル情報配信ツールを活用し発信した情報をスマートフォンで閲覧するためには、アプリのダウンロードが必要であるため、外国人雇用等企業や国際交流協会と連携し周知を図る。【市、民間、市民】

(防災教育等の推進)

○「外国人市民防災リーダー」の計画的な増員を目指し、定期的な研修・訓練を行い、外国人市民の防災意識向上及び知識の普及を図る。【市、市民】

○保育関係施設において、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に立地している施設については避難確保計画を作成しており、各施設の危機管理マニュアルに沿って、実践に即した避難訓練や防災教育を実施する。

【市、民間】

○小中学校の児童・生徒に対し、授業においては、自然災害の例とそれに対する備えについて学習する。また、小中学校の教員は、県の防災・防犯・交通安全教室講習会に参加し、学校における安全管理、安全教育を推進する。【県、市】

○公民館職員及び利用者向けの防災訓練を講座と共に実施し、避難場所や経路、避難訓練等の周知徹底を図る。【市】

○統合型GISシステムをはじめ災害対応に活用する各システムの可用性を確保するため、適切な保守管理や機器等の更新、システムを使用した定期的な机上訓練やGIS操作研修会を実施する。【市】

○バイスタンダー（※1）による救命率向上には適切な応急手当の実施が必要であることから、救急講習会等を通じて応急手当に関する知識と技術の普及・啓発を図る。【南越消防組合】

(防災情報の提供)

○平時より、報道関係連絡での情報提供や市ホームページ、公式フェイスブック「いいね！越前」での情報発信を適切に実施し、情報発信力の強化に努める。【市】

○観光客や市内訪問者に対し、「Yahoo!防災速報」アプリを活用した災害情報の配信を推進する。【市】

○防災行政無線の子局の双方向通話機能、防災衛星電話、MCA無線などを利用した災害情報の収集を行い、迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法の整備や、IoT技術（※2）を活用した防災対策を検討する。【市】

(火災につよいまちづくりの推進)

○防災施設である消防庁舎の計画的な予防保全を実施し、可能な限り長寿命化を図ることで建替え時期の延伸を図る。【南越消防組合】

○南越消防組合消防装備等管理計画により、計画的な消防車両等の更新・整備を実施する。【南越消防組合】

○南越消防組合防火水槽維持管理計画により、既設防火水槽の適切な維持管理を実施する。また、高経年防火水槽については、補修・補強工事による長寿命化対策を推進することで消防水利網を維持する。【南越消防組合】

○教育訓練を通じ消防団員の資質の向上を図るとともに、南越消防組合消防装備等管理計画により消防団車庫の耐震化及び車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に実施する。【南越消防組合】

○住宅火災の注意点や住宅用防災機器の維持管理等について指導を行い、住民の防火意識の一層の啓発を図るとともに、事業所等に対する立入検査等を通じて、防火安全対策を推進する。【南越消防組合】

重要業績指標（K P I）

| | | | | | |
|-----------------------|-----|-----------------|---|-----|-----------------|
| 住宅等の耐震診断件数（累計） | R 1 | 4 1 5 件 | ⇒ | R 7 | 5 3 5 件 |
| 住宅等の耐震改修件数（累計） | R 1 | 6 6 件 | ⇒ | R 7 | 9 6 件 |
| 市営住宅耐震化率 | R 1 | 3 1. 5 % | ⇒ | R 7 | 4 0. 7 % |
| 児童館耐震化率 | R 1 | 1 3 / 1 5 館 | ⇒ | R 3 | 1 5 / 1 5 館 |
| 地区公民館の耐震化率 | R 1 | 8 / 1 7 館 | ⇒ | R 7 | 1 5 / 1 7 館 |
| 屋内スポーツ施設避難所耐震化率 | R 1 | 8 6 % | ⇒ | R 5 | 1 0 0 % |
| 文化施設改修工事実施率 | R 1 | 1 0 % | ⇒ | R 7 | 1 0 0 % |
| 屋内運動場のLED化済学校数 | R 1 | 1 0 / 2 4 校 | ⇒ | R 5 | 2 4 / 2 4 校 |
| スポーツ施設LED化率 | R 1 | 2 9 % | ⇒ | R 7 | 1 0 0 % |
| 学校の危険物等の解体校数 | R 1 | 実績なし | ⇒ | R 7 | 3 / 3 校 |
| 空家除却件数（不良住宅）（単年） | R 1 | 2 件 | ⇒ | R 7 | 3 件 |
| 空家除却件数（空家住宅等）（単年） | R 1 | 制度なし | ⇒ | R 7 | 7 件 |
| 公園施設の長寿命化対策実施率（累計） | R 1 | 2. 2 % | ⇒ | R 7 | 6 5. 7 % |
| 橋梁の定期点検数（累計） | R 1 | 3 3 9 / 6 6 7 橋 | ⇒ | R 5 | 6 6 7 / 6 6 7 橋 |
| 橋梁の改修数（単年） | R 1 | 2 橋 | ⇒ | R 7 | 5 橋 |
| 安全対策が施された造成地数 | R 1 | 未着手 | ⇒ | R 7 | 2 箇所 |
| 自主防災組織リーダー育成研修会年間参加者数 | R 1 | 4 1 8 人 | ⇒ | R 7 | 4 0 0 人 |
| 避難行動要支援者1人当たりの支援者数 | R 1 | 0. 7 3 人 | ⇒ | R 7 | 0. 7 5 人 |
| 外国人市民防災リーダー数 | R 1 | 7 人 | ⇒ | R 7 | 3 0 人 |
| 普通救命講習会の修了者数（累計） | R 1 | 1 1, 7 3 0 人 | ⇒ | R 7 | 1 7, 2 0 0 人 |
| 防火講習会等の年間開催数 | R 1 | 5 6 3 回 | ⇒ | R 7 | 6 0 0 回 |

※1 「バイスタンダー」・・・傷病者発生時にその場に居合わせた人のこと。

※2 「I o T技術」・・・Internet of Things の略で「モノのインターネット」の意味。身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと。

リスクシナリオ1-2

突発又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（河川改修等の治水対策の推進）

- 「福井県河川・砂防総合情報（県ホームページ）」を活用することにより、気象状況の変化に伴う市内の状況を一早く把握し、浸水被害等の抑制を図る。【県、市】
- 気象状況の変化に伴う河川の水位上昇等を遅滞なく把握し、早期避難を図るため、豪雨時に水位上昇する河川において、水位計の設置を検討する。【県、市】
- 排水路等の排水能力を超える可能性が生じた場合は、排水ポンプにより近隣の河川へ直接排水を実施する。【市】
- 計画的に河川の堆積土砂の浚渫を行い、流下能力を確保し洪水防止を図る。【市】
- 集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止するため、河川整備及び排水路改修を計画的に実施する。【市】
- 浸水懸念箇所の状況確認や被害情報を蓄積した上で、浸水被害の危険性が高い地域への浸水対策を推進する。【市】
- 河川流域上流部における水田の排水口において、排水調整板を設置することによる流水抑制対策について、水田の地権者や耕作者に対し効果の周知と事業の理解を求め、事業の拡大を図る。【市、市民】

(水防対策の推進)

○水防資機材の充実を図るとともに、水防倉庫などの施設の老朽化に伴う整備を計画的に進める。定期的な水防訓練や研修会を行い技術の維持に努める。【市、地域、市民】

(洪水ハザードマップの活用)

○自主防災組織の研修会や市政出前講座において洪水ハザードマップを周知し、平常時から防災への意識高揚を図るとともに、災害時の減災対策として活用する。【市、地域、市民】

(避難所の確保、機能強化等)

○空き教室や他の公共施設を避難所として使用できるよう関係機関と協議を進める。(再掲)【市】

○避難場所のさらなる確保に取り組むため、民間企業の建物の活用等を検討する。(再掲)【市、民間】

○長期間の避難所生活を余儀なくされた場合でも、避難所の適切な運営が行えるよう、施設ごとの避難所運営マニュアルの見直しや、地域住民が主体となった避難所運営ができるよう体制を整備する。【市、地域、市民】

○広域避難所で使用する非常用発電機の維持管理を適切に行い、避難所においての非常用電源の整備及び燃料の供給体制の構築を図る。【市】

(地域防災力の向上)

○地域の「共助」を担う自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力の向上と地域防災体制の構築を促進する。(再掲)【市、地域】

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、平常時から避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制を推進する。(再掲)【市、地域】

○市政出前講座の実施や地域住民が主体となった防災訓練を支援し、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。(再掲)【市、地域】

○教育訓練を通じ消防団員の資質の向上を図るとともに、南越消防組合消防装備等管理計画により、消防団車庫の耐震化及び車両・安全装備品等の整備・更新を行う。(再掲)【南越消防組合】

(防災教育等の推進)

○「外国人市民防災リーダー」の計画的な増員を目指し、定期的な研修・訓練を行い、外国人市民の防災意識向上及び知識の普及を図る。(再掲)【市、市民】

○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早期作成を促すとともに、避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める。【市、民間】

○保育関係施設において、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に立地している施設については避難確保計画を作成しており、各施設の危機管理マニュアルに沿って、実践に即した避難訓練や防災教育を実施する。

(再掲)【市、民間】

○統合型GISシステムをはじめ災害対応に活用する各システムの可用性を確保するため、適切な保守管理や機器等の更新、システムを使用した定期的な机上訓練やGIS操作研修会を実施する。(再掲)【市】

○バイスタンダーによる救命率向上には適切な応急手当の実施が必要であることから、救急講習会等を通じて応急手当に関する知識と技術の普及・啓発を図る。(再掲)【南越消防組合】

○危険物施設や事業所へ立入検査を行い、防火対象物の法令違反ゼロを目指し、事業所施設への管理指導を通して安全対策を推進する。【南越消防組合、民間】

(防災情報の提供)

○平時より、報道関係連絡での情報提供や市ホームページ、公式フェイスブック「いいね!越前」での情報発信を適切に実施し、情報発信力の強化に努める。(再掲)【市】

○防災行政無線の子局の双方向通話機能、防災衛星電話、MCA無線などを利用した災害情報の収集を行い、迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法の整備や、IoT技術を活用した防災対策を検討する。(再掲)【市】

重要業績指標（K P I）

| | | | | | |
|---------------------------|-----|----------|---|-----|----------|
| 河川整備累計延長（小規模） | R 1 | 3, 361 m | ⇒ | R 7 | 4, 000 m |
| 排水路整備延長（単年） | R 1 | 81 m以上 | ⇒ | R 7 | 100 m以上 |
| 自主防災組織リーダー育成研修会年間参加者数（再掲） | R 1 | 418人 | ⇒ | R 7 | 400人 |
| 避難行動要支援者1人当たりの支援者数（再掲） | R 1 | 0.73人 | ⇒ | R 7 | 0.75人 |
| 外国人市民防災リーダー数（再掲） | R 1 | 7人 | ⇒ | R 7 | 30人 |
| 避難確保計画の作成率 | R 1 | 85.7% | ⇒ | R 7 | 100% |
| 普通救命講習会の修了者数（再掲） | R 1 | 11,730人 | ⇒ | R 7 | 17,200人 |
| 立入検査の年間実施数(危険物施設含む) | R 1 | 652回 | ⇒ | R 7 | 600回 |

リスクシナリオ1-3

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（土砂災害対策の推進）

○大規模盛土造成地の地震時の安全性を確認するため、変動予測調査を実施し、必要な対策を検討する。

（再掲）【市】

○砂防対策事業について、県に対する要望活動を継続し、早期完成を図る。【県、市】

○土砂災害特別計画区域内の危険住宅の除去、危険住宅に代わる住宅建設又は購入に生じる融資利息相当額、危険住宅の改修に対する費用を支援する。【市、市民】

○土砂災害の危険性がある箇所について、県に対し再調査を依頼し、区域の追加指定など対策を図る。【県、市】

○森林が持つ水源かん養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備を促進する。【市】

（地域防災力の向上）

○地域の「共助」を担う自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力の向上と地域防災体制の構築を促進する。（再掲）【市、地域】

○出前講座などで土砂災害警戒マップの周知及び知識の普及を行うとともに、関係区長に土砂災害警戒マップの配布を行い地域での土砂災害に対する防災意識の向上を図る。【市、地域】

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、平常時から避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制を推進する。（再掲）【市、地域】

○教育訓練を通じ消防団員の資質の向上を図るとともに、南越消防組合消防装備等管理計画により、消防団車庫の耐震化及び車両・安全装備品等の整備・更新を行う。（再掲）【南越消防組合】

（防災教育等の推進）

○「外国人市民防災リーダー」の計画的な増員を目指し、定期的な研修・訓練を行い、外国人市民の防災意識向上及び知識の普及を図る。（再掲）【市、市民】

○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早期作成を促すとともに、避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める。（再掲）【市、民間】

○保育関係施設において、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に立地している施設については避難確保計画を作成しており、各施設の危機管理マニュアルに沿って、実践に即した避難訓練や防災教育を実施する。

（再掲）【市、民間】

○統合型GISシステムをはじめ災害対応に活用する各システムの可用性を確保するため、適切な保守管理や機器等の更新、システムを使用した定期的な机上訓練やGIS操作研修会を実施する。（再掲）【市】

○バイスタンダーによる救命率向上には適切な応急手当の実施が必要であることから、救急講習会等を通じて応急手当に関する知識と技術の普及・啓発を図る。（再掲）【南越消防組合】

(防災情報の提供)

○平時より、報道関係連絡での情報提供や市ホームページ、公式フェイスブック「いいね！越前」での情報発信を適切に実施し、情報発信力の強化に努める。(再掲)【市】

○土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)及びため池被害想定エリアの住民への一斉電話配信システムの登録を進め、災害発生時の確実な情報伝達方法を周知する。【市、市民】

重要業績指標 (KPI)

| | | | | | |
|---------------------------|----|---------|---|----|---------|
| 安全対策が施された造成地(再掲) | R1 | 未着手 | ⇒ | R7 | 2箇所 |
| 土砂災害危険住宅の除却・移転・改修件数(累計) | R1 | 1件 | ⇒ | R7 | 2件 |
| 間伐面積(単年) | R1 | 42.25ha | ⇒ | R7 | 90ha |
| 自主防災組織リーダー育成研修会年間参加者数(再掲) | R1 | 418人 | ⇒ | R7 | 400人 |
| 避難行動要支援者1人当たりの支援者数(再掲) | R1 | 0.73人 | ⇒ | R7 | 0.75人 |
| 外国人市民防災リーダー数(再掲) | R1 | 7人 | ⇒ | R7 | 30人 |
| 避難確保計画の作成率(再掲) | R1 | 85.7% | ⇒ | R7 | 100% |
| 普通救命講習会の修了者数(累計)(再掲) | R1 | 11,730人 | ⇒ | R7 | 17,200人 |

リスクシナリオ1-4

大雪に伴う道路交通網の麻痺や住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生

(道路の除雪体制の強化)

○市道路無雪化事業整備計画により、重要路線等の消雪装置の整備を推進する。【市】

○幹線道路等の交通網を確保するため、市内全域の消雪施設の点検及び調整を確実に実施する。【市】

○市所有の老朽化した除雪機械の計画的更新を実施するとともに、除雪業者所有の老朽化した除雪機械の購入補助を実施し、除雪体制の安定化を図る。【市】

○冬期間の安全安心な道路交通を確保するため、国や県と連携を強化し、市道における除雪作業を行い、冬期間の道路交通網を確保する。【市】

○除雪力の安定化を図るため、除雪機のレンタル事業について、除雪事業者はもとより、異業種や個人等の参入の促進を図る。【市】

(道路の災害対応力の強化)

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図るとともに、市舗装長寿命化修繕計画を踏まえ、道路舗装の計画的な補修を実施する。【市】

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を5年に1回の割合で計画的に実施し、健全度の4段階評価(I~IV)を実施するとともに、定期点検の判定区分がIII(早期措置段階)、IV(緊急措置段階)を中心に、市橋梁長寿命化計画により、計画的に橋梁等の改修等を実施する。(再掲)【市】

(公共交通の安全運行の確保)

○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化していく。また、運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整える取組を進める。【市、民間】

○鉄道事業者(JR)による的確な除雪計画の策定と部分開通などの柔軟な運行、福井鉄道によるえちぜん鉄道との相互協力による除雪体制の強化に努めるよう促す。【市、民間】

○バス運行事業者による市交通担当課との交差点の除雪を必要とする箇所等の報告を促し、情報共有の徹底を行い道路管理者へ除雪を要請する。【市、民間】

(空家対策の推進)

○災害発生時の倒壊等による被害の発生を防ぐため、老朽危険空家等について、所有者に対して適切な管理を促す。(再掲)【市、市民】

(地域防災力の向上)

○気がかりな住民への見守り活動を維持・推進するため、地域福祉の担い手の育成と町内福祉連絡会の定着化を図ることで、地域住民による助け合い支え合いのまちづくりを推進する。【市、地域】

○教育訓練を通じ消防団員の資質の向上を図るとともに、南越消防組合消防装備等管理計画により消防団車庫の耐震化及び車両・安全装備品等の整備・更新を行う。(再掲)【南越消防組合】

(防災教育等の推進)

○バイスタンダーによる救命率向上には適切な応急手当の実施が必要であることから、救急講習会等を通じて応急手当に関する知識と技術の普及・啓発を図る。(再掲)【南越消防組合】

○統合型GISシステムをはじめ災害対応に活用する各システムの可用性を確保するため、適切な保守管理や機器等の更新、システムを使用した定期的な机上訓練やGIS操作研修会を実施する。(再掲)【市】

(防災情報の提供)

○平時より、報道関係連絡での情報提供や市ホームページ、公式フェイスブック「いいね!越前」での情報発信を適切に実施し、情報発信力の強化に努める。(再掲)【市】

○市民からの問い合わせ等に対し、情報提供を的確に行うため、大雨警報及び大雪注意報等の発令時に市内パトロールを実施し、路面状況及び除雪作業の進捗状況を適切に把握する。【市】

○市民に対し車の燃料の満タン、灯油の予備保管を広報するとともに、関係機関と緊密な情報共有を行い、燃料の在庫状況の収集に努める。【市、市民】

重要業績指標 (KPI)

| | | | | | |
|--------------------------|-----|-----------------|---|-----|-----------------|
| 消雪施設整備路線・保守点検累計延長 | R 1 | 6 7 . 7 km | ⇒ | R 7 | 7 3 . 5 km |
| 除雪機械購入補助台数 (単年) | R 1 | 5 台 | ⇒ | R 7 | 5 台 |
| 市道除雪累計延長 | R 1 | 5 6 5 km | ⇒ | R 7 | 5 7 3 km 以上 |
| 道路舗装補修延長 (単年) | R 1 | 2 2 0 . 2 m | ⇒ | R 7 | 2 2 0 m |
| 市道改良延長 (累計) | R 1 | 6 0 5 . 1 km | ⇒ | R 7 | 6 1 3 km |
| 橋梁の定期点検数 (累計) (再掲) | R 1 | 3 3 9 / 6 6 7 橋 | ⇒ | R 5 | 6 6 7 / 6 6 7 橋 |
| 橋梁の改修数 (単年) (再掲) | R 1 | 2 橋 | ⇒ | R 7 | 5 橋 |
| 空家除却件数 (不良住宅) (単年) (再掲) | R 1 | 2 件 | ⇒ | R 7 | 3 件 |
| 空家除却件数 (空家住宅等) (単年) (再掲) | R 1 | 制度なし | ⇒ | R 7 | 7 件 |
| 普通救命講習会の修了者数 (累計) (再掲) | R 1 | 1 1 , 7 3 0 人 | ⇒ | R 7 | 1 7 , 2 0 0 人 |

目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(非常用物資・設備の確保)

○県地域防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく。

【市】

○広域避難所で使用する非常用発電機の維持管理を適切に行い、避難所においての非常用電源の整備及び燃料の供給体制の構築を図る。(再掲)【市】

(家庭における備蓄の推進)

○市民に対し飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄の推進、家庭等においてローリングストック (※3) などによる一人3日分以上の備蓄について周知啓発し、普及を図る。【市、市民】

(食料供給体制の強化)

○災害発生時の食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と災害協定締結を進めるとともに、平常時

から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制を確保する。【市、民間】

重要業績指標（K P I）

市政出前講座での普及・啓発件数（単年） R 1 38件 ⇒ R 7 45件

※3 「ローリングストック」・・・普段から少し多めに食材等を買っておき、使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料等を家に備蓄しておく方法

リスクシナリオ2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（孤立地区の発生防止）

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図るとともに、市舗装長寿命化修繕計画を踏まえ、道路舗装の計画的な補修を実施する。（再掲）【市】

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を5年に1回の割合で計画的に実施し、健全度の4段階評価（Ⅰ～Ⅳ）を実施するとともに、定期点検の判定区分がⅢ（早期措置段階）、Ⅳ（緊急措置段階）を中心に、市橋梁長寿命化計画により、計画的に橋梁等の改修等を実施する。（再掲）【市】

○林道の維持管理等を継続して実施するほか、観光・誘客施設において孤立が発生した場合、安否確認・救援物資等の輸送方法として、ドローン及びラジコンヘリ等が考えられるため、免許取得と機材の購入について検討する。【市、地域】

○警察用航空機（ヘリコプター）や県ドクターヘリ臨時発着場として使用する施設については、大規模災害時の夜間救助作業に備え、照明設備を整える。また、けが人の収容、救護施設の整備やトイレのバリアフリー化等、周辺設備の充実を促進する。【市】

（地域等における備蓄の推進）

○自主防災組織での備蓄推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進を周知していく。【市、地域、市民】

（地域防災力の向上）

○地域の「共助」を担う自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力の向上と地域防災体制の構築を促進する。（再掲）【市、地域】

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、平常時から避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制を推進する。（再掲）【市、地域】

○教育訓練を通じ消防団員の資質の向上を図るとともに、南越消防組合消防装備等管理計画により、消防団車庫の耐震化及び車両・安全装備品等の整備・更新を行う。（再掲）【南越消防組合】

（防災教育等の推進）

○バイスタンダーによる救命率向上には適切な応急手当の実施が必要であることから、救急講習会等を通じて応急手当に関する知識と技術の普及・啓発を図る。（再掲）【南越消防組合】

重要業績指標（K P I）

| | | | | | |
|---------------------------|-----|----------|---|-----|----------|
| 道路舗装補修延長（単年）（再掲） | R 1 | 220.2m | ⇒ | R 7 | 220m以上 |
| 市道改良延長（累計）（再掲） | R 1 | 605.1km | ⇒ | R 7 | 613km |
| 橋梁の定期点検数（累計）（再掲） | R 1 | 339/667橋 | ⇒ | R 5 | 667/667橋 |
| 橋梁の改修数（単年）（再掲） | R 1 | 2橋 | ⇒ | R 7 | 5橋 |
| 自主防災組織リーダー育成研修会年間参加者数（再掲） | R 1 | 418人 | ⇒ | R 7 | 400人 |
| 避難行動要支援者1人当たりの支援者数（再掲） | R 1 | 0.73人 | ⇒ | R 7 | 0.75人 |
| 普通救命講習会の修了者数（累計）（再掲） | R 1 | 11,730人 | ⇒ | R 7 | 17,200人 |

リスクシナリオ2-3

自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応体制の強化)

○防災関係機関と合同訓練を行い、災害時の活動の連携体制を構築するなど、災害対応能力の向上を図る。

【県、市、地域】

○緊急消防援助隊の応援要請の手順や受援時の受入体制の確認等を行い、大規模災害への体制強化を図る。

【南越消防組合】

(地域防災力の向上)

○地域の「共助」を担う自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力の向上と地域防災体制の構築を促進する。(再掲)【市、地域】

○高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域防災力の向上を図る。(再掲)【市、地域】

重要業績指標 (KPI)

防災訓練の実施地区数 R1 全17地区 ⇒ R7 全17地区

自主防災組織リーダー育成研修会年間参加者数(再掲) R1 418人 ⇒ R7 400人

リスクシナリオ2-4

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客含む)の発生、混乱

(公共交通の安全運行の確保)

○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化していく。

また、運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整える取組みを進める。(再掲)【市、民間】

○鉄道事業者(JR)による的確な除雪計画の策定と部分開通などの柔軟な運行、福井鉄道によるえちぜん鉄道との相互協力による除雪体制の強化に努めるよう促す。(再掲)【市、民間】

○バス運行事業者による市交通担当課との交差点の除雪を必要とする箇所等の報告を促し、情報共有の徹底を行い道路管理者へ除雪を要請する。(再掲)【市、民間】

(非常用物資・設備の確保)

○県地域防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく。

(再掲)【市】

○広域避難所で使用する非常用発電機の維持管理を適切に行い、避難所においての非常用電源の整備及び燃料の供給体制の構築を図る。(再掲)【市】

(食料供給体制の強化)

○災害発生時の食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と災害協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制を確保する。(再掲)【市、民間】

(避難所の確保等)

○観光客や出張者等の、災害時の帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保について検討する。【市】

○避難場所のさらなる確保に取り組むため、民間企業の建物の活用等を検討する。(再掲)【市、民間】

○長期間の避難所生活を余儀なくされた場合でも、避難所の適切な運営が行えるよう、施設ごとの避難所運営マニュアルの見直しや、地域住民が主体となった避難所運営ができるよう体制を整備する。(再掲)

【市、地域、市民】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、引き続き広域避難場所に特設公衆電話を配備する。また、災害協定等により十分な回線の確保に努める。【市】

○スポーツ施設や文化施設について、避難所として利用する場合に備え、市教育施設等長寿命化方針や市スポーツ施設再配置計画により、計画的に施設改修や設備の充実等を図る。【市】

リスクシナリオ2-5

医療・福祉関係者の不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(医療体制・医薬品の確保)

○平時から武生医師会等の関係機関との情報共有・連携を密にし、救護所開設以降の医療職の居住場所を検討し、医療体制を確保する。【県、市、民間】

○平時から県薬剤師会武生支部等の関係機関との情報共有・連携を密にし、医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制の整備を行うとともに、救護所開設以降の医療品等の備蓄や保管場所の確保をする。

【県、市、民間】

(要配慮者の受入体制の整備や施設の機能維持等)

○広域避難所等での一般の避難所滞在が困難な要配慮者について、福祉避難所指定施設への受入を要請する。また、自家発電、貯水タンクなどの災害対応整備等については、施設の実情に応じて補助制度を利用するなど整備を支援する。さらに、福祉避難所のベッド数の確保に努める。【市、民間】

○高齢者施設等の非常用自家発電及び給水設備など災害対応整備の対策について、各事業所に対し計画的な整備を指導するとともに、新規開設に伴う施設の建築または改修においても、災害に備えた機能の整備をするよう指導する。【市、民間】

リスクシナリオ2-6

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(避難所等における感染症等の拡大防止)

○災害時要配慮者や女性などの視点を踏まえた避難所の環境改善に努める。また、避難所での感染症を防ぐため、衛生物品やその他必要な物品の整備を行うほか、避難者の健康状態の確認等、感染症等への対応体制を強化する。【市】

○避難所等における疾病・感染症等の発生や蔓延を防ぐため、避難所の保健活動で必要となる衛生資材を準備確保する。【市、民間】

○被災により広域避難所のトイレが使用できない場合に備え、広域避難所におけるマンホールトイレの整備等について取組みを推進する。【市】

(衛生環境の確保等)

○被災地での感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう、県と防疫業務の連携を図り、防疫用の消毒剤の確保に努める。【県、市】

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。【市】

(火葬場施設の機能確保)

○疫病・感染症の拡大防止のため火葬を速やかに実施できるように、災害時においても稼働できる施設整備を行う。【市】

リスクシナリオ2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

(水道施設の老朽化対策、緊急時の給水の確保)

○アセットマネジメント（※4）や水道施設更新計画により、水道施設、管路の更新及び耐震化を推進する。【市】

○災害時の応急復旧等については、越前管工事業協同組合と協力協定を締結しており、平常時からの連携・連絡体制の構築や実践的な災害訓練を実施し、体制を強化する。【市、民間】

○緊急時の給水等については、日野川地区水道用水供給事業（県及び3市2町）において緊急時の給水等

に関する協定を締結しており、平常時からの連携・連絡体制を構築する。【県、市】

(避難所等の適切な運営と整備)

○長期間の避難所生活を余儀なくされた場合でも、避難所の適切な運営が行えるよう、施設ごとの避難所運営マニュアルの見直しや、地域住民が主体となった避難所運営ができるよう体制を整備する。(再掲)

【市、地域、市民】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、引き続き広域避難場所に特設公衆電話を配備する。また、災害協定等により十分な回線の確保に努める。(再掲)【市】

○災害時要配慮者や女性などの視点を踏まえた避難所の環境改善に努める。また、避難所での感染症を防ぐため、衛生物品やその他必要な物品の整備を行うほか、避難者の健康状態の確認等、感染症等への対応体制を強化する。(再掲)【市】

○障がい者施設・高齢者施設において、長期間の避難を余儀なくされる場合を想定し、避難物資や感染症予防のための備蓄や確保について施設等と協議する。【市、民間】

○被災地や避難所において避難生活や生活再建を強いられる方を対象に、市保健師を中心に構成された救護班及び県と連携し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)と保健活動を速やかに実施する体制を構築する。【県、市】

○避難施設等における食品衛生の確保のため、県丹南健康福祉センターの指導・協力により食中毒等の発生を防止する取組みを進める。また保冷庫や手洗い場の確保について検討する。【県、市】

○避難所になっている小・中学校のバリアフリー化を推進するため、校舎のトイレの洋式化等設備の充実を図る。【市】

重要業績指標 (KPI)

| | | | | | |
|--------------|----|--------|---|----|--------|
| 水道管路の耐震化率 | R1 | 6.2% | ⇒ | R7 | 10% |
| 学校トイレ洋式化改修校数 | R1 | 17/24校 | ⇒ | R7 | 24/24校 |

※4「アセットマネジメント」・・・持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動

目標3

必要不可欠な行政機能は確保する。

リスクシナリオ3-1

行政機関の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎・防災拠点等の機能維持)

○本庁舎については、非常用発電機による停電時72時間の庁舎機能維持が可能であり、包括委託業者との定期的な情報共有・連絡体制を確立し、災害時の速やかな対応に努める。【市】

○市防災施設に設置されている関係システムやサーバ等機器について、機器更新の時機に合わせて順次、耐震性に優れた新庁舎への移転を実施し、情報資産の保護強化を図る。【市】

○県外の自治体と提携して共通システムを導入し、バックアップデータの相互保管を行うことで、被災時のデータ出力を相互に支援できる体制の実現について研究する。【市】

○防災拠点施設となる地区公民館の耐震化等を計画的に推進し、機能の維持・向上を図る。【市】

○防災施設である消防庁舎の計画的な予防保全を実施し、可能な限り長寿命化を図ることで建替え時期の延伸を図る。(再掲)【南越消防組合】

(行政機能の業務継続力の強化)

○業務継続体制を堅持するため、必要に応じ適宜業務継続計画(BCP)の内容を見直すとともに、職員へ周知徹底し、意識高揚と定着を図る。【市】

○全職員に対して各種訓練や防災研修等により防災知識を普及し、災害対応力の強化を図る。【市】

○職員の安否確認等の迅速な確認手段として、メール等を利用した全職員への一斉配信について検討する。

【市】

○他の自治体からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため、市災害時応援受入マニュアルに基づき、速やかな体制の構築を図る。【市】

重要業績指標（KPI）

| | | | | | |
|----------------|----|-------|---|----|--------|
| サーバ等の移転数 | R1 | 14% | ⇒ | R5 | 100% |
| 地区公民館の耐震化率（再掲） | R1 | 8/17館 | ⇒ | R7 | 15/17館 |

リスクシナリオ3-2

被災による警察機能（司法含む）の大幅な低下による治安悪化、社会の混乱

（地域における安全活動の強化）

○災害時には、様々な社会的混乱等の発生が懸念されるため、平常時より警察や関係団体との連携体制を構築し、防犯隊のパトロールによる市民の安全確保、各種犯罪の予防等の安全活動の取組みを推進する。また、地域による防犯活動に加えて、防犯灯の設置・管理や地区自治会による防犯カメラの設置を支援し、設備の充実を図る。【市、地域】

目標4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

リスクシナリオ4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（情報通信機能の耐災害性の強化）

○防災行政無線の子局の双方向通話機能、防災衛星電話、MCA無線などを利用した災害情報の収集を行い、迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法の整備や、IoT技術を活用した防災対策を検討する。（再掲）【市】

○広域避難所で使用する非常用発電機の維持管理を適切に行い、避難所における非常用電源の整備及び燃料の供給体制の構築を図る。（再掲）【市】

○市役所の情報通信インフラの耐震強化や復旧体制の強化を図るほか、回線復旧までの代替手段について研究する。【国、市、民間】

○本庁舎と広域避難所や各地区公民館、防災拠点施設（南越消防組合）との通信回線が被災した場合のネットワークのバックアップ回線として、ケーブルによらない代替手段（衛星通信等）の導入を検討する。

【市】

○高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備等による確実な情報伝達体制を確保するため、平常時より非常用電源の適正な維持管理を実施するとともに、燃料の備蓄を実施する。【南越消防組合】

リスクシナリオ4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（多様な情報提供手段の確保）

○平常時より、インターネットを利用した市民への周知手段として有効である市情報アプリ「えつつぶ」及び公式フェイスブック「いいね！越前」の利用を促進し、また、外国人市民に対しては「多言語ユニバーサル情報配信アプリ（カタログポケット）」を活用するなど、災害時の情報提供手段として活用を図る。

【市】

○防災行政無線の子局の双方向通話機能、防災衛星電話、MCA無線などを利用した災害情報の収集を行い、迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法の整備や、IoT技術を活用した防災

対策を検討する。(再掲)【市】

○迅速かつ確実に情報伝達ができるよう、避難場所でのWi-Fiの使用について関係機関との協議を進めるほか、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、だれもが公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000 JAPAN」の普及・啓発を図る。【市】

○市防災施設に設置されている関係システムやサーバ等機器について、機器更新の時機に合わせて順次、耐震性に優れた新庁舎への移転を実施し、情報資産の保護強化を図る。(再掲)【市】

重要業績指標 (KPI)

サーバ等の移転数 (再掲)

R1 14% ⇒ R5 100%

リスクシナリオ4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機能の耐災害性の強化)

○市防災施設に設置されている関係システムやサーバ等機器について、機器更新の時機に合わせて順次、耐震性に優れた新庁舎への移転を実施し、情報資産の保護強化を図る。(再掲)【市】

○市役所の情報通信インフラの耐震強化や復旧体制の強化を図るほか、回線復旧までの代替手段について研究する。(再掲)【国、市、民間】

○本庁舎と広域避難所や各地区公民館、防災拠点施設(南越消防組合)との通信回線が被災した場合のネットワークのバックアップ回線として、ケーブルによらない代替手段(衛星通信等)の導入を検討する。(再掲)【市】

(効果的な情報提供の推進等)

○防災行政無線の子局の双方向通話機能、防災衛星電話、MCA無線などを利用した災害情報の収集を行い、迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法の整備や、IoT技術を活用した防災対策を検討する。(再掲)【市】

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、平常時から避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制を推進する。(再掲)【市、地域】

重要業績指標 (KPI)

サーバ等の移転数 (再掲)

R1 14% ⇒ R5 100%

避難行動要支援者1人当たりの支援者数 (再掲)

R1 0.73人 ⇒ R7 0.75人

目標5

経済活動を機能不全に陥らせない。

リスクシナリオ5-1

サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下(地元企業の生産力低下)

(事業所等の防災対策の促進)

○企業における防災計画の策定の支援や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を図る。【市、民間】

○商工団体と市で策定した事業継続力強化計画により、小規模事業所の業務継続計画(BCP)策定を支援する。【市、民間】

(食料供給体制の強化)

○災害発生時の食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と災害協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制を確保する。(再掲)【市、民間】

(道路の災害対応力の強化)

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図るとともに、市舗装長寿命化修繕計画を踏まえ、道路舗装の計画的な補修を実施する。(再掲)【市】

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を5年に1回の割合で計画的に実施し、健全度の4段階評価(I~IV)を実施するとともに、定期点検の判定区分がIII(早期措置段階)、IV(緊急措置段階)を中心に、市橋梁長寿命化計画により、計画的に橋梁等の改修等を実施する。(再掲)【市】

重要業績指標 (K P I)

| | | | | | |
|--------------------|-----|-----------------|---|-----|-----------------|
| B C P策定事業所数 (累計) | R 1 | — | ⇒ | R 7 | 1 5 0事業所増 |
| 道路舗装補修延長 (単年) (再掲) | R 1 | 2 2 0 . 2 m | ⇒ | R 7 | 2 2 0 m以上 |
| 市道改良延長 (累計) (再掲) | R 1 | 6 0 5 . 1 km | ⇒ | R 7 | 6 1 3 km |
| 橋梁の定期点検数 (累計) (再掲) | R 1 | 3 3 9 / 6 6 7 橋 | ⇒ | R 5 | 6 6 7 / 6 6 7 橋 |
| 橋梁の改修数 (単年) (再掲) | R 1 | 2 橋 | ⇒ | R 7 | 5 橋 |

リスクシナリオ5-2

食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

(非常用物資・設備の確保)

○県地域防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく。(再掲)【市】

○市民に対し飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄の推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄について周知啓発し、普及を図る。(再掲)【市、市民】

(食料供給体制の強化)

○災害発生時の食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と災害協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制を確保する。(再掲)【市、民間】

(道路の災害対応力の強化)

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図るとともに、市舗装長寿命化修繕計画を踏まえ、道路舗装の計画的な補修を実施する。(再掲)【市】

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を5年に1回の割合で計画的に実施し、健全度の4段階評価(I~IV)を実施するとともに、定期点検の判定区分がIII(早期措置段階)、IV(緊急措置段階)を中心に、市橋梁長寿命化計画により、計画的に橋梁等の改修等を実施する。(再掲)【市】

(農業に係る生産基盤の強化)

○農業被害の未然防止もしくは最小限に抑えるため、集落等単位による協定組合に対し、農地の維持管理と農業生産活動の促進を図る。また、農業用施設等(排水機場等)の管理者による維持管理計画の定期的な見直しなど、管理体制の充実・強化を推進する。【市、民間】

重要業績指標 (K P I)

| | | | | | |
|---------------------------|-----|-----------------|---|-----|-----------------|
| 市政出前講座での普及・啓発件数 (単年) (再掲) | R 1 | 3 8 件 | ⇒ | R 7 | 4 5 件 |
| 道路舗装補修延長 (単年) (再掲) | R 1 | 2 2 0 . 2 m | ⇒ | R 7 | 2 2 0 m以上 |
| 市道改良延長 (累計) (再掲) | R 1 | 6 0 5 . 1 km | ⇒ | R 7 | 6 1 3 km |
| 橋梁の定期点検数 (累計) (再掲) | R 1 | 3 3 9 / 6 6 7 橋 | ⇒ | R 5 | 6 6 7 / 6 6 7 橋 |
| 橋梁の改修数 (単年) (再掲) | R 1 | 2 橋 | ⇒ | R 7 | 5 橋 |

| | | | |
|------------------------|-----|-------------|-------|
| 集落協定締結数（中山間地域等直接支払交付金） | R 1 | 3 8 件 ⇒ R 7 | 3 5 件 |
| 集落協定締結数（多面的機能支払交付金） | R 1 | 1 2 件 ⇒ R 7 | 1 2 件 |

目標 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

リスクシナリオ 6-1

ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

（ライフライン機能の確保・早期復旧）

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する。【市、民間】

○電力事業者と災害協定を締結しており、平常時から連携を強化し、災害時発生時においても安定的に電力供給することができる体制を強化する。【市、民間】

（上水道施設の老朽化対策、緊急時の給水の確保）

○アセットマネジメントや水道施設更新計画に基づく水道施設、管路の更新及び耐震化を推進する。（再掲）【市】

○災害時の応急復旧等については、越前管工事業協同組合と協力協定を締結しており、平常時からの連携・連絡体制の構築や実践的な災害訓練を実施し、体制を強化する。（再掲）【市、民間】

○緊急時の給水等については、日野川地区水道用水供給事業（県及び3市2町）において緊急時の給水等に関する協定を締結しており、平常時からの連携・連絡体制を構築する。（再掲）【県、市】

○災害時には、近畿2府4県内工業用水道事業者の震災時等相互応援覚書を締結しており、平常時からの連携・連絡体制を構築する。【国、県、市】

（汚水処理施設等の整備、老朽化対策）

○未整備区域の公共下水道管渠整備について、管路液状化に対応した管路整備を計画的に進め、奨励金を活用し接続促進に努める。【市】

○公共下水道管渠の修繕・改築計画を策定し、改築を推進する。【市】

（非常用物資・設備の確保）

○県地域防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく。（再掲）【市】

○市民に対し飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄の推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄について周知啓発し、普及を図る。（再掲）【市、市民】

（食料供給体制の強化）

○災害発生時の食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と災害協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制を確保する。（再掲）【市、民間】

（情報通信機能の耐災害性の強化）

○市役所の情報通信インフラの耐震強化や復旧体制の強化を図るほか、回線復旧までの代替手段について研究する。（再掲）【国、市、民間】

○本庁舎と広域避難所や各地区公民館、防災拠点施設（南越消防組合）との通信回線が被災した場合のネットワークのバックアップ回線として、ケーブルによらない代替手段（衛星通信等）の導入を検討する。

（再掲）【市】

重要業績指標（K P I）

| | | | | | |
|-------------------------|-----|----------|---|-----|-------|
| 水道管路の耐震化率（再掲） | R 1 | 6. 2 % | ⇒ | R 7 | 1 0 % |
| 公共下水道整備率 | R 1 | 8 4 % | ⇒ | R 7 | 9 0 % |
| 公共下水道管路の重要な幹線の耐震化率（累計） | R 1 | 4 3. 2 % | ⇒ | R 7 | 4 4 % |
| 市政出前講座での普及・啓発件数（単年）（再掲） | R 1 | 3 8 件 | ⇒ | R 7 | 4 5 件 |

リスクシナリオ6-2**汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止****（汚水処理施設の災害対応体制の強化）**

○災害時における汚水処理施設の緊急対応を強化するため、業務継続計画（BCP）を毎年見直すとともに、防災訓練を実施する。【市】

（汚水処理施設等の整備・老朽化対策）

○未整備区域の公共下水道管渠整備について、管路液状化に対応した管渠整備を計画的に進め、奨励金を活用し接続促進に努める。（再掲）【市】

○公共下水道処理施設について、耐震診断の実施とストックマネジメント計画（※5）により、耐震化・耐水化・更新等を推進する。【市】

○公共下水道管渠の修繕・改築計画を策定し、改築を推進する。（再掲）【市】

○農業集落排水施設について、最適整備構想を策定し、計画的に耐震化・耐水化・更新等を推進する。【市】

（合併処理浄化槽の整備）

○市浄化槽維持管理協会・地域との連携により啓発活動を推進し、補助金を活用した普及促進を図る。【市、民間、市民】

（汚水処理施設の浸水対策）

○公共下水道処理施設の浸水懸念箇所の状況確認や被害情報を蓄積した上で、浸水対策を推進する。【市】

重要業績指標（K P I）

| | | | | | |
|----------------------------|-----|----------|---|-----|---------|
| 公共下水道整備率（再掲） | R 1 | 8 4 % | ⇒ | R 7 | 9 0 % |
| 公共下水道処理施設の耐震診断率 | R 1 | 6 6. 7 % | ⇒ | R 5 | 1 0 0 % |
| 汚泥処理共同化事業進捗率 | R 1 | 1 % | ⇒ | R 6 | 1 0 0 % |
| 公共下水道管路の重要な幹線の耐震化率（累計）（再掲） | R 1 | 4 3. 2 % | ⇒ | R 7 | 4 4 % |
| 浄化槽普及率 | R 1 | 6 7. 6 % | ⇒ | R 7 | 7 5 % |

※5 「ストックマネジメント計画」・・・効率的かつ持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図るため、長期的な視点で下水道施設（ストック）の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施する計画

リスクシナリオ6-3**基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止****（輸送ルート、地域公共交通の確保等）**

○北陸新幹線の敦賀開業及び大阪までの全線開通は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、北陸新幹線の着実な整備を図るため、県や沿線市町、経済界、鉄道・運輸機構との連携体制を強化する。【県、市】

○北陸新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、開業に向け、南越駅（仮称）周辺施設整備事業の着実な推進を図る。【県、市】

○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化していく。また、運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整える取組みを進める。（再掲）【市、民間】

○災害時における移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画（BCP）の策定・改定、鉄道不通時の代替輸送機能について関係機関と連携するとともに、バス運行事業者による災害時の運行体制等の対応方針の見直しや市交通担当課との情報共有の徹底を図る。【市、民間】

（道路の災害対応力の強化）

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図る。

【市】

○災害発生時に迂回路として活用しうる農道を把握し、緊急輸送路及び避難経路を確保するため、今立中部土地改良区内の広域農道の維持保全を実施する。【市】

（食料供給体制の強化）

○災害発生時の食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と災害協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制を確保する。（再掲）【市、民間】

重要業績指標（KPI）

| | | | | | |
|-------------------------|----|---------|---|----|-------|
| 南越駅（仮称）周辺の整備進捗率（事業費ベース） | R1 | 30% | ⇒ | R4 | 100% |
| 市道改良延長（累計）（再掲） | R1 | 605.1km | ⇒ | R7 | 613km |

目標7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

リスクシナリオ7-1

市街地での大規模火災や沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

（火災につよいまちづくりの推進）

○南越消防組合消防装備等管理計画により、計画的な消防車両等の更新・整備を実施する。（再掲）【南越消防組合】

○南越消防組合防火水槽維持管理計画により、既設防火水槽の適切な維持管理を実施する。また、高経年防火水槽については、補修・補強工事による長寿命化対策を推進することで消防水利網を維持する。（再掲）

【南越消防組合】

○教育訓練を通じ消防団員の資質の向上を図るとともに、南越消防組合消防装備等管理計画により、消防団車庫の耐震化及び車両・安全装備品等の整備・更新を行う。（再掲）【南越消防組合】

○住宅火災の注意点や住宅用防災機器の維持管理等について指導を行い、住民の防火意識の一層の啓発を図るとともに、事業所等に対する立入検査等を通じて、防火安全対策を推進する。（再掲）【南越消防組合】

（空家対策の推進）

○災害発生時の倒壊等による被害の発生を防ぐため、老朽危険空家等について、所有者に対して適切な管理を促す。（再掲）【市、市民】

重要業績指標（KPI）

| | | | | | |
|-----------------------|----|------|---|----|------|
| 防火講習会等の年間開催数（再掲） | R1 | 563回 | ⇒ | R7 | 600回 |
| 空家除却件数（不良住宅）（単年）（再掲） | R1 | 2件 | ⇒ | R7 | 3件 |
| 空家除却件数（空家住宅等）（単年）（再掲） | R1 | 制度なし | ⇒ | R7 | 7件 |

リスクシナリオ7-2

ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(河川改修等の治水対策の推進)

- 計画的に河川の堆積土砂の浚渫を行い、流下能力を確保し洪水防止を図る。(再掲)【市】
- 集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止するため、河川整備及び排水路改修を計画的に実施する。(再掲)【市】
- 浸水懸念箇所の状況確認や被害情報を蓄積した上で、浸水被害の危険性が高い地域への浸水対策を推進する。(再掲)【市】

(農業水利施設の防災対策の推進)

- 各該当地域住民に警戒情報を発信する一斉電話配信システムによる訓練を実施するほか、ため池ハザードマップの修正・追加の完了後、警戒情報を発信する一斉電話配信システムの未登録者に登録を促し安全対策を推進する。【市】
- 県主体による防災重点ため池の診断を実施し、耐震化等の老朽化対策を推進する。【県】
- 土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された際に、各該当地域住民に警戒情報を発信する一斉電話配信システムを活用し、迅速に周知するための体制強化を推進する。【市】

重要業績指標 (KPI)

| | | | | | |
|-------------------|----|--------|---|----|--------|
| 河川整備累計延長(小規模)(再掲) | R1 | 3,361m | ⇒ | R7 | 4,000m |
| 排水路整備延長(単年)(再掲) | R1 | 81m | ⇒ | R7 | 100m以上 |

リスクシナリオ7-3

有害物質の大規模拡散・流出

(汚水処理施設の災害対応体制の強化)

- 災害時における汚水処理施設の緊急対応を強化するため、業務継続計画(BCP)を毎年見直すとともに、防災訓練を実施する。(再掲)【市】

(有害物質等の流出防止対策の推進)

- 災害発生に伴う事業所等の倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県の指示を受けながら、情報共有や回収・処理体制の構築を図る。【県、市】
- 災害発生時に想定される有害物の流出に対し迅速に対応できるよう環境監視体制の整備を推進する。【県、市】
- 危険物施設や事業所へ立入検査を行い、防火対象物の法令違反ゼロを目指し、事業所施設への管理指導を通して安全対策を推進する。(再掲)【南越消防組合、民間】

重要業績指標 (KPI)

| | | | | | |
|-------------------------|----|------|---|----|------|
| 立入検査の年間実施数(危険物施設含む)(再掲) | R1 | 652回 | ⇒ | R7 | 600回 |
|-------------------------|----|------|---|----|------|

リスクシナリオ7-4

農地・森林等の被害拡大

(農地の保全・災害対策の強化)

- 農業被害を未然防止もしくは最小限に抑えるため、農業者等に対し、農地や農業用ハウスの維持管理の徹底及び強靱化を図るとともに、農業生産活動を促進する。【市、民間】
- 畜産農家に対し、家畜伝染病予防と慢性疾患治療のための防疫対策及び畜舎から発生する悪臭を抑制するための環境対策を推進する。【市、民間】
- 災害規模に応じて円滑な復旧復興を進めるため、全国土地改良事業団体連合会に登録されている農村災害復旧専門技術者や相当する技師職員の派遣を受け入れる体制を構築する。【市、民間】

○農地及びため池等が有する多面的機能を保全するため、集落等単位による協定組合に対し、農地や農業用施設の適切な維持管理と農業生産活動を促進する。【市、民間】

(森林の保全)

○山際における土砂災害発生の危険度が高い森林の整備を推進する。【市、民間】

○平地林が有する水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の防止等の多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採等の適切な維持管理を促進する。【市、民間】

重要業績指標 (K P I)

| | | | | | |
|------------------------------|-----|--------|---|-----|------|
| 集落協定締結数 (中山間地域等直接支払交付金) (再掲) | R 1 | 38件 | ⇒ | R 7 | 35件 |
| 集落協定締結数 (多面的機能支払交付金) (再掲) | R 1 | 12件 | ⇒ | R 7 | 12件 |
| 森林の整備面積 (単年) | R 1 | 65.1ha | ⇒ | R 7 | 60ha |

リスクシナリオ7-5

原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

(原子力防災対策の強化)

○県広域避難計画について、円滑な住民避難を可能とするため、より実効性が高く充実した計画となるよう県に要望を行うとともに、万が一にも過酷事故が発生しないよう国・県や原子力事業者に対策強化を要望する。【国、県、市】

目標8

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

リスクシナリオ8-1

災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理体制の整備)

○大量の災害廃棄物の発生に備え、県計画と整合性を図りながら、市災害廃棄物処理計画を策定し、適切な廃棄物の管理・処理体制を構築する。【市・南越清掃組合】

○新ごみ処理施設の稼働後、旧施設の解体・撤去及びストックヤードの整備を計画的に実施する。【南越清掃組合】

重要業績指標 (K P I)

| | | | | | |
|---------------|-----|-----|---|-----|-------|
| 市災害廃棄物処理計画の策定 | R 1 | 未策定 | ⇒ | R 5 | までに策定 |
|---------------|-----|-----|---|-----|-------|

リスクシナリオ8-2

人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

(地域防災力の向上)

○地域の「共助」を担う自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力の向上と地域防災体制の構築を促進する。(再掲)【市、地域】

○自治振興会と連携し、地域課題や災害時に中心的役割を担う人材育成のための講座を開催し、地域防災力の向上を推進する。【市、地域】

(災害ボランティアの円滑な受入、活動体制の構築)

○災害発生時に、迅速かつ円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう、市社会福祉協議会や関係団体等と連携を図り、訓練や研修会を実施する。【市、地域、民間】

重要業績指標（KPI）

| | | | | | |
|----------------------------------|----|-------|---|----|--------|
| 自主防災組織リーダー育成研修会年間参加者数（再掲） | R1 | 418人 | ⇒ | R7 | 400人 |
| 全公民館のうち地域課題をテーマとした講座・イベントの開催率 | R1 | 1/17館 | ⇒ | R7 | 17/17館 |
| 災害ボランティアセンターに関する災害時対応訓練や研修会の実施回数 | R1 | 未実施 | ⇒ | R7 | 年1回 |

リスクシナリオ8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

（文化財や歴史的資料等の防災対策の推進）

○指定有形文化財の修理や収蔵施設、防災設備の整備を計画的に実施し、耐災害性を高める。また、未指定の有形文化財の悉皆調査や整理を行い、文化財として指定・保存し、保護対策を進める。【国、県、市、市民】

○指定無形文化財・無形民俗文化財の保存団体や継承者の育成、活動支援を行うとともに、技術や芸能、祭礼のデータ化、アーカイブ化を推進する。また、未指定の無形文化財や無形民俗文化財の悉皆調査や整理を行い、文化財として指定・保存し、保護対策を進める。【国、県、市、市民】

○文化財や遺跡の出土品を適切に保護・管理するため、収蔵施設・設備の充実を図る。【市】

○歴史的資料等を適切に保護・管理するため、収蔵施設・設備の充実を図るほか、貴重資料のデジタル化を推進する。【市】

重要業績指標（KPI）

| | | | | | |
|---------------|----|-----|---|----|------|
| 歴史的資料の目録等の作成率 | R2 | 50% | ⇒ | R4 | 100% |
|---------------|----|-----|---|----|------|

リスクシナリオ8-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

（早急な住宅確保に向けた取組み）

○地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、出前講座等で啓発を図っていく。【市、市民】

○被災者の日常生活の早期復旧に必要な住宅確保等のため、罹災証明書の発行を迅速に行える体制を構築する。【市】

リスクシナリオ8-5

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（観光や農林業に対する風評被害対策の強化）

○観光業や農林業に対する風評被害対策として、正しい情報の迅速・的確な提供を行うとともに、観光客等の誘客キャンペーン等を通じて、安全・安心な観光地であることや市の地産地消推進の店などとの連携により、安全・安心な農畜産物であることのPRを行うなど、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。【市】

2 施策分野ごとの方針

(1) 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

(庁舎・防災拠点等の機能維持)

- 本庁舎については、非常用発電機による停電時72時間の庁舎機能維持が可能であり、包括委託業者との定期的な情報共有・連絡体制を確立し、災害時の速やかな対応に努める。【市】
- 広域避難所で使用する非常用発電機の維持管理を適切に行い、避難所における非常用電源の整備及び燃料の供給体制の構築を図る。【市】
- 市防災施設に設置されている関係システムやサーバ等機器について、機器更新の時機に合わせて順次、耐震性に優れた新庁舎への移転を実施し、情報資産の保護強化を図る。【市】
- 市役所の通信インフラの耐震強化や復旧体制の強化を図るほか、回線復旧までの代替手段について研究する。【国、市、民間】
- 県外の自治体と提携して共通システムを導入し、バックアップデータの相互保管を行うことで、被災時のデータ出力を相互に支援できる体制の実現について研究する。【市】
- 本庁舎と広域避難所や各地区公民館、防災拠点施設（南越消防組合）との通信回線が被災した場合のネットワークのバックアップ回線として、ケーブルによらない代替手段（衛星通信等）の導入を検討する。【市】
- 高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備等による確実な情報伝達体制を確保するため、平常時より非常用電源の適正な維持管理を実施するとともに、燃料の備蓄を実施する。【南越消防組合】

(行政機能の業務継続力・災害対応力の強化)

- 業務継続体制を堅持するため、必要に応じ適宜業務継続計画（BCP）の内容を見直すとともに、職員へ周知徹底し、意識高揚と定着を図る。【市】
- 職員の安否確認等の迅速な確認手段として、メール等を利用した全職員への一斉配信について検討する。【市】
- 全職員に対して各種訓練や防災研修等により防災知識を普及し、災害対応力の強化を図る。【市】
- 他の自治体からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため、市災害時応援受入マニュアルに基づき、速やかな体制の構築を図る。【市】
- 被災者の日常生活の早期復旧に必要な住宅確保等のため、罹災証明書の発行を迅速に行える体制を構築する。【市】
- 災害時における汚水処理施設の緊急対応を強化するため、業務継続計画（BCP）を毎年見直すとともに、防災訓練を実施する。【市】
- 緊急消防援助隊の応援要請の手順や受援時の受入体制の確認等を行い、大規模災害への体制強化を図る。【南越消防組合】
- 教育訓練を通じ消防団員の資質の向上を図るとともに、南越消防組合消防装備等管理計画により消防団車庫の耐震化及び車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に実施する。【南越消防組合】

(防災教育等の推進)

- 出前講座などで土砂災害警戒マップの周知及び知識の普及を行うとともに、関係区長に土砂災害警戒マップの配布を行い地域での土砂災害に対する防災意識の向上を図る。【市、地域】
- 保育関係施設において、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に立地している施設については避難確保計画を作成しており、各施設の危機管理マニュアルに沿って、実践に即した避難訓練や防災教育を実施する。【市、民間】

○小中学校の児童・生徒に対し、授業においては、自然災害の例とそれに対する備えについて学習する。また、小中学校の教員は、県の防災・防犯・交通安全教室講習会に参加し、学校における安全管理、安全教育を推進する。【県、市】

○公民館職員及び利用者向けの防災訓練を講座と共に実施し、避難場所や経路、避難訓練等の周知徹底を図る。【市】

○バイスタンダーによる救命率向上には適切な応急手当の実施が必要であることから、救急講習会等を通じて応急手当に関する知識と技術の普及・啓発を図る。【南越消防組合】

(避難所の確保や設備の充実等)

○空き教室や他の公共施設を避難所として使用できるよう、関係機関との協議を進める。【市】

○水防資機材の充実を図るとともに、水防倉庫などの施設の老朽化に伴う整備を計画的に進める。定期的な水防訓練や研修会を行い技術の維持に努める。【市、地域、市民】

○県地域防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく。

【市】

○災害時には、様々な社会的混乱等の発生が懸念されるため、平常時より警察や関係団体との連携体制を構築し、防犯隊のパトロールによる市民の安全確保、各種犯罪の予防等の安全活動の取組みを推進する。また、地域による防犯活動に加えて、防犯灯の設置・管理や地区自治会による防犯カメラの設置を支援し、設備の充実を図る。【市、地域】

○避難所になっている小・中学校のバリアフリー化を推進するため、校舎のトイレの洋式化等設備の充実を図る。【市】

○警察用航空機（ヘリコプター）や県ドクターヘリ臨時発着場として使用する施設については、大規模災害時の夜間救助作業に備え、照明設備を整える。また、けが人の収容、救護施設の整備やトイレのバリアフリー化等、周辺設備の充実を促進する。【市】

(原子力防災対策の強化)

○県広域避難計画について、円滑な住民避難を可能とするため、より実効性が高く充実した計画となるよう県に要望を行うとともに、万が一にも過酷事故が発生しないよう国・県や原子力事業者に対策強化を要望する。【国、県、市】

(文化財や歴史的資料等の防災対策の推進)

○文化財や遺跡の出土品を適切に保護・管理するため、収蔵施設・設備の充実を図る。【市】

○歴史的資料等を適切に保護・管理するため、収蔵施設・設備の充実を図るほか、貴重資料のデジタル化を推進する。【市】

② 住宅・都市／国土保全／土地利用

(空家対策の推進)

○災害発生時の倒壊等による被害の発生を防ぐため、老朽危険空家等について、所有者に対して適切な管理を促す。【市、市民】

(公園等の整備)

○市公園施設長寿命化計画により公園施設の計画的な老朽化対策を行い、公園利用者の安全性向上と持続可能な公園の整備を図る。【市】

(河川改修等の治水対策の推進)

○気象状況の変化に伴う河川の水位上昇等を遅滞なく把握し、早期避難を図るため、豪雨時に水位上昇する河川において、水位計の設置を検討する。【県、市】

○計画的に河川の堆積土砂の浚渫を行い、流下能力を確保し洪水防止を図る。【市】

○集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止するため、河川整備及び排水路改修を計画的に実施する。【市】

○河川流域上流部における水田の排水口において、排水調整板を設置することによる流水抑制対策について、水田の地権者や耕作者に対し効果の周知と事業の理解を求め、事業の拡大を図る。【市、市民】

○浸水懸念箇所の状況確認や被害情報を蓄積した上で、浸水被害の危険性が高い地域への浸水対策を推進する。【市】

(土砂災害対策の推進)

○砂防対策事業について、県に対する要望活動を継続し、早期完成を図る。【県、市】

○土砂災害特別計画区域内の危険住宅の除去、危険住宅に代わる住宅建設又は購入に生じる融資利息相当額、危険住宅の改修に対する費用を支援する。【市、市民】

○土砂災害の危険性がある箇所について、県に対し再調査を依頼し、区域の追加指定など対策を図る。【県、市】

○大規模盛土造成地の地震時の安全性を確認するため、変動予測調査を実施し、必要な対策を検討する。【市】

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

○旧耐震基準で建設された木造住宅等に対する耐震化、防火・準防火地域における木造住宅等に対する不燃化の必要性と支援体制の周知を強化し、耐震化・不燃化等を推進する。【市、市民】

○旧耐震基準の建築物等（建築物に付属する工作物を含む）に対して、耐震化等を促進する。【県、市、民間】

○高齢者施設等の非常用自家発電及び給水設備など災害対応整備の対策について、各事業所に対し計画的な整備を指導するとともに、新規開設に伴う施設の建築または改修においても、災害に備えた機能の整備をするよう指導する。【市、民間】

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

○未整備区域の公共下水道管渠整備について、管路液状化に対応した管渠整備を計画的に進め、奨励金を活用し接続促進に努める。【市】

○公共下水道施設について、耐震診断の実施とストックマネジメント計画により、耐震化・耐水化・更新等を推進する。【市】

○公共下水道処理施設の浸水懸念箇所の状況確認や被害情報を蓄積した上で、浸水対策を推進する。【市】

○市浄化槽維持管理協会・地域との連携により啓発活動を推進し、補助金を活用した普及促進を図る。【市、民間、市民】

③ 保健医療・福祉

(避難所等における健康の維持や感染症等の拡大防止)

○災害時要配慮者や女性などの視点を踏まえた避難所の環境改善に努める。また、避難所での感染症を防ぐため、衛生物品やその他必要な物品の整備を行うほか、避難者の健康状態の確認等、感染症等への対応体制を強化する。【市】

○避難所等における疾病・感染症等の発生や蔓延を防ぐため、避難所の保健活動で必要となる衛生資材を準備確保する。【市、民間】

○避難施設等における食品衛生の確保のため、県丹南健康福祉センターの指導・協力により食中毒等の発生を防止する取組みを進める。また保冷库や手洗い場の確保について検討する。【県、市】

○被災地や避難所において避難生活や生活再建を強いられる方を対象に、市保健師を中心に構成された救護班及び県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）と保健活動を速やかに実施する体制を構築する。【県、市】

○被災により広域避難所のトイレが使用できない場合に備え、広域避難所におけるマンホールトイレの整備等について取組みを推進する。【市】

(要配慮者の受入体制や避難行動要支援者等の支援体制の整備)

○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早期作成を促すとともに、避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める。【市、民間】

○広域避難所等での一般の避難所滞在が困難な要配慮者について、福祉避難所指定施設への受入を要請する。また、自家発電、貯水タンクなどの災害対応整備等については、施設の実情に応じて補助制度を利用するなど整備を支援する。さらに、福祉避難所のベッド数の確保に努める。【市、民間】

○障がい者施設・高齢者施設において、長期間の避難を余儀なくされる場合を想定し、避難物資や感染症予防のための備蓄や確保について施設等と協議する。【市、民間】

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、平常時から避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制を推進する。【市、地域】

○気がかりな住民への見守り活動を維持・推進するため、地域福祉の担い手の育成と町内福祉連絡会の定着化を図ることで、地域住民による助け合い支え合いのまちづくりを推進する。【市、地域】

（医療体制・医薬品の確保）

○平時から武生医師会等の関係機関との情報共有・連携を密にし、救護所開設以降の医療職の居住場所を検討し、医療体制を確保する。【県、市、民間】

○平時から県薬剤師会武生支部等の関係機関との情報共有・連携を密にし、医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制の整備を行うとともに、救護所開設以降の医薬品等の備蓄や保管場所の確保をする。

【県、市、民間】

（衛生環境の確保等）

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。【市】

○被災地での感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう、県と防疫業務の連携を図り、防疫用の消毒剤の確保に努める。【県、市】

④ エネルギー／環境

（有害物質等の流出防止対策の推進）

○災害発生に伴う事業所等の倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県の指示を受けながら、情報共有や回収・処理体制の構築を図る。【県、市】

○災害発生時に想定される有害物の流出に対し迅速に対応できるよう環境監視体制の整備を推進する。

【県、市】

○危険物施設や事業所へ立入検査を行い、防火対象物の法令違反ゼロを目指し、事業所施設への管理指導を通して安全対策を推進する。【南越消防組合、民間】

（災害廃棄物処理体制の整備）

○大量の災害廃棄物の発生に備え、県計画と整合性を図りながら、市災害廃棄物処理計画を策定し、適切な廃棄物の管理・処理体制を構築する。【市・南越清掃組合】

○新ごみ処理施設の稼働後、旧施設の解体・撤去及びストックヤードの整備を計画的に実施する。【南越清掃組合】

⑤ 情報通信

（効果的な情報提供の推進等）

○平時より、報道関係連絡での情報提供や市ホームページ、公式フェイスブック「いいね！越前」での情報発信を適切に実施し、情報発信力の強化に努める。【市】

○平常時より、インターネットを利用した市民への周知手段として有効である市情報アプリ「えっつぶ」及び公式フェイスブック「いいね！越前」の利用を促進し、また、外国人市民に対しては「多言語ユニバーサル情報配信アプリ（カタログポケット）」を活用するなど、災害時の情報提供手段として活用を図る。

【市】

○観光客や市内訪問者に対し、「Yahoo!防災速報」アプリを活用した災害情報の配信を推進する。【市】

○土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）及びため池被害想定エリアの住民への一斉電話配信システムの登録を進め、災害発生時の確実な情報伝達方法を周知する。【市、市民】

(多様な情報提供手段の確保)

○防災行政無線の子局の双方向通話機能、防災衛星電話、MCA無線などを利用した災害情報の収集を行い、迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法の整備や、IoT技術を活用した防災対策を検討する。【市】

○迅速かつ確実に情報伝達ができるよう、避難場所でのWi-Fiの使用について関係機関との協議を進めるほか、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、だれもが公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000 JAPAN」の普及・啓発を図る。【市】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、引き続き広域避難場所に特設公衆電話を配備する。また、災害協定等により十分な回線の確保に努める。【市】

(適切な情報収集・活用の推進)

○「福井県河川・砂防総合情報（県ホームページ）」を活用することにより、気象状況の変化に伴う市内の状況を一早く把握し、浸水被害等の抑制を図る。【県、市】

○統合型GISシステムをはじめ災害対応に活用する各システムの可用性を確保するため、適切な保守管理や機器等の更新、システムを使用した定期的な机上訓練やGIS操作研修会を実施する。【市】

⑥ 産業構造／金融

(事業所等の防災対策の促進)

○企業における防災計画の策定の支援や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を行う。【市、民間】

○商工団体と市で策定した事業継続力強化計画により、小規模事業所の業務継続計画（BCP）策定を支援する。【市、民間】

(観光や農林業に対する風評被害対策の強化)

○観光業や農林業に対する風評被害対策として、正しい情報の迅速・的確な提供を行うとともに、観光客等の誘客キャンペーン等を通じて、安全・安心な観光地であることや市の地産地消推進の店などとの連携により、安全・安心な農畜産物であることのPRを行うなど、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。【市】

⑦ 交通／物流

(公共交通の安全運行の確保)

○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化していく。また、運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整える取組みを進める。【市、民間】

○鉄道事業者（JR）による的確な除雪計画の策定と部分開通などの柔軟な運行、福井鉄道によるえちぜん鉄道との相互協力による除雪体制の強化に努めるよう促す。【市、民間】

○バス運行事業者による市交通担当課との交差点の除雪を必要とする箇所等の報告を促し、情報共有の徹底を行い道路管理者へ除雪を要請する。【市、民間】

○災害時における移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画（BCP）の策定・改定、鉄道不通時の代替輸送機能について関係機関と連携するとともに、バス運行事業者による災害時の運行体制等の対応方針の見直しや市交通担当課との情報共有の徹底を図る。【市、民間】

(基幹的高速交通体系の早期整備の推進)

○北陸新幹線の敦賀開業及び大阪までの全線開通は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、北陸新幹線の着実な整備を図るため、県や沿線市町、経済界、鉄道・運輸機構との連携体制を強化する。【県、市】

○北陸新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、開業に向け、南越駅（仮称）周辺施設整備事業の着実な推進を図る。【県、市】

(緊急物資等供給ルートの確保)

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図る。【市】

(交通施設・道路構造物等の安全性の確保)

○災害時の混乱に伴う重大交通事故を防止するため、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進する。【市】

○排水路等の排水能力を超える可能性が生じた場合は、排水ポンプにより近隣の河川へ直接排水を実施する。【市】

(雪害対策の推進)

○幹線道路等の交通網を確保するため、市内全域の消雪施設の点検及び調整を確実に実施する。【市】

○市道路無雪化事業整備計画により、重要路線等の消雪装置の整備を推進する。【市】

○冬期間の安全安心な道路交通を確保するため、国や県と連携を強化し、市道における除雪作業を行い、冬期間の道路交通網を確保する。【市】

○除雪力の安定化を図るため、除雪機のレンタル事業について、除雪事業者はもとより、異業種や個人等の参入の促進を図る。【市】

○市民からの問い合わせ等に対し、情報提供を的確に行うため、大雨警報及び大雪注意報等の発令時に市内パトロールを実施し、路面状況及び除雪作業の進捗状況を適切に把握する。【市】

⑧農林

(農業に係る生産基盤の強化)

○農業被害の未然防止もしくは最小限に抑えるため、集落等単位による協定組合に対し、農地の維持管理と農業生産活動の促進を図る。また、農業用施設等（排水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しなど、管理体制の充実・強化を推進する。【市、民間】

(農業水利施設の防災対策の推進)

○県主体による防災重点ため池の診断を実施し、耐震化等の老朽化対策を推進する。【県】

○各該当地域住民に警戒情報を発信する一斉電話配信システムによる訓練を実施するほか、ため池ハザードマップの修正・追加の完了後、警戒情報を発信する一斉電話配信システムの未登録者に登録を促し安全対策を推進する。【市】

○土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された際に、各該当地域住民に警戒情報を発信する一斉電話配信システムを活用し、迅速に周知するための体制強化を推進する。【市】

(農地の保全・災害対策の強化)

○農業被害を未然防止もしくは最小限に抑えるため、農業者等に対し、農地や農業用ハウスの維持管理の徹底及び強靱化を図るとともに、農業生産活動を促進する。【市、民間】

○畜産農家に対し、家畜伝染病予防と慢性疾病治療のための防疫対策及び畜舎から発生する悪臭を抑制するための環境対策を推進する。【市、民間】

○災害規模に応じて円滑な復旧復興を進めるため、全国土地改良事業団体連合会に登録されている農村災害復旧専門技術者や相当する技師職員の派遣を受け入れる体制を構築する。【市、民間】

○農地及びため池等が有する多面的機能を保全するため、集落等単位による協定組合に対し、農地や農業用施設の適切な維持管理と農業生産活動を促進する。【市、民間】

(森林の保全)

○山際における土砂災害発生の危険度が高い森林の整備を推進する。【市、民間】

○森林が持つ水源かん養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備を促進する。【市】

(土砂災害対策の推進)

○平地林が有する水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の防止等の多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採等の適切な維持管理を促進する。【市、民間】

○林道の維持管理等を継続して実施するほか、観光・誘客施設において孤立が発生した場合、安否確認・救援物資等の輸送方法として、ドローン及びラジコンヘリ等が考えられるため、免許取得と機材の購入に

ついて検討する。【市、地域】

○災害発生時に迂回路として活用しうる農道を把握し、緊急輸送路及び避難経路を確保するため、今立中部土地改良区内の広域農道の維持保全を実施する。【市】

(2) 横断的分野

A リスクコミュニケーション

(地域防災力の向上)

○市政出前講座の実施や地域住民が主体となった防災訓練を支援し、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。【市、地域】

○自主防災組織の研修会や市政出前講座において洪水ハザードマップを周知し、平常時から防災への意識高揚を図るとともに、災害時の減災対策として活用する。【市、地域、市民】

○自主防災組織での備蓄推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進を周知していく。【市、地域、市民】

○災害時において、多言語ユニバーサル情報配信ツールを活用し発信した情報をスマートフォンで閲覧するためには、アプリのダウンロードが必要であるため、外国人雇用等企業や国際交流協会と連携し周知を図る。【市、民間、市民】

○住宅火災の注意点や住宅用防災機器の維持管理等について指導を行い、住民の防火意識の一層の啓発を図るとともに、事業所等に対する立入検査等を通じて、防火安全対策を推進する。【南越消防組合】

(家庭における備蓄の推進や災害対策の周知等)

○市民に対し車の燃料の満タン、灯油の予備保管を広報するとともに、関係機関と緊密な情報共有を行い、燃料の在庫状況の収集に努める。【市、市民】

○市民に対し飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄の推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄について周知啓発し、普及を図る。【市、市民】

○地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、出前講座等で啓発を図っていく。【市、市民】

B 人材育成

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

○地域の「共助」を担う自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力の向上と地域防災体制の構築を促進する。【市、地域】

○高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域防災力の向上を図る。【市、地域】

○「外国人市民防災リーダー」の計画的な増員を目指し、定期的な研修・訓練を行い、外国人市民の防災意識向上及び知識の普及を図る。【市、市民】

○長期間の避難所生活を余儀なくされた場合でも、避難所の適切な運営が行えるよう、施設ごとの避難所運営マニュアルの見直しや、地域住民が主体となった避難所運営ができるよう体制を整備する。【市、地域、市民】

○自治振興会と連携し、地域課題や災害時に中心的役割を担う人材育成のための講座を開催し、地域防災力の向上を推進する。【市、地域】

○指定無形文化財・無形民俗文化財の保存団体や継承者の育成、活動支援を行うとともに、技術や芸能、祭礼のデータ化、アーカイブ化を推進する。また、未指定の無形文化財や無形民俗文化財の悉皆調査や整理を行い、文化財として指定・保存し、保護対策を進める。【国、県、市、市民】

C 官民連携、広域連携

(大規模災害時の広域連携の推進)

○防災関係機関と合同訓練を行い、災害時の活動の連携体制を構築するなど、災害対応能力の向上を図る。

【県、市、地域】

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する。【市、民間】

○電力事業者と災害協定を締結しており、平常時から連携を強化し、災害時発生時においても安定的に電力供給することができる体制を強化する。【市、民間】

○災害時には、近畿2府4県内工業用水道事業者の震災時等相互応援覚書を締結しており、平常時からの連携・連絡体制を構築する。【国、県、市】

○災害時の応急復旧等については、越前管工事業協同組合と協力協定を締結しており、平常時からの連携・連絡体制の構築や実践的な災害訓練を実施し、体制を強化する。【市、民間】

○緊急時の給水等については、日野川地区水道用水供給事業（県及び3市2町）において緊急時の給水等に関する協定を締結しており、平常時からの連携・連絡体制を構築する。【県、市】

(非常用物資・設備の確保)

○災害発生時の食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と災害協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制を確保する。【市、民間】

(災害ボランティアの円滑な受入、活動体制の構築)

○災害発生時に、迅速かつ円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう、市社会福祉協議会や関係団体等と連携を図り、訓練や研修会を実施する。【市、地域、民間】

(避難場所の確保等)

○避難場所のさらなる確保に取り組むため、民間企業の建物の活用等を検討する。【市、民間】

○観光客や出張者等の、災害時の帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保について検討する。【市】

D 老朽化対策

(道路施設の老朽化対策)

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市舗装長寿命化修繕計画を踏まえ、道路舗装の計画的な補修を実施する。【市】

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を5年に1回の割合で計画的に実施し、健全度の4段階評価（Ⅰ～Ⅳ）を実施するとともに、定期点検の判定区分がⅢ（早期措置段階）、Ⅳ（緊急措置段階）を中心に、市橋梁長寿命化計画により、計画的に橋梁等の改修等を実施する。【市】

(上下水道施設、管路の耐震化の推進、老朽化対策)

○アセットマネジメントや水道施設更新計画により、水道施設、管路の更新及び耐震化を推進する。【市】

○公共下水道管渠の修繕・改築計画を策定し、改築を推進する。【市】

○農業集落排水施設について、最適整備構想を策定し、計画的に耐震化・耐水化・更新等を推進する。【市】

(公共施設等の耐震化の推進、老朽化・安全対策)

○疫病・感染症の拡大防止のため火葬を速やかに実施できるように、災害時においても稼働できる施設整備を行う。【市】

○市市有建築物耐震化計画により、旧耐震基準で建設された市有建築物（市営住宅、児童福祉施設、地区公民館、スポーツ施設等）の耐震化等を推進する。また、すべての市有建築物において、市公共施設等総合管理計画に基づく施設の最適化を図りながら、適正な維持管理、修繕等を推進し、長寿命化を図る。【市】

○小中学校の児童・生徒の安全を守るため、危険性の高い建造物や工作物等の撤去等を推進する。【市】

○災害時に落下、倒壊する恐れがある照明設備を水銀灯から軽量のLED照明に更新、屋内天井板を撤去するなど、設備の改修を進めるほか、排煙窓や消防用設備等の再整備を計画的に実施する。併せて、学校教室等の照明もLED照明への更新を進める。【市】

○防災拠点施設となる地区公民館の耐震化等を計画的に推進し、機能の維持・向上を図る。【市】

○スポーツ施設や文化施設について、避難所として利用する場合に備え、市教育施設等長寿命化方針や市スポーツ施設再配置計画により、計画的に施設改修や設備の充実等を図る。【市】

○指定有形文化財の修理や収蔵施設、防災設備の整備を計画的に実施し、耐災害性を高める。また、未指定の有形文化財の悉皆調査や整理を行い、文化財として指定・保存し、保護対策を進める。【市、市民】

○防災施設である消防庁舎の計画的な予防保全を実施し、可能な限り長寿命化を図ることで建替え時期の延伸を図る。【南越消防組合】

○南越消防組合消防装備等管理計画により、計画的な消防車両等の更新・整備を実施する。【南越消防組合】

○南越消防組合防火水槽維持管理計画により、既設防火水槽の適切な維持管理を実施する。また、高経年防火水槽については、補修・補強工事による長寿命化対策を推進することで消防水利網を維持する。【南越消防組合】

(除雪機械等の老朽化対策)

○市所有の老朽化した除雪機械の計画的更新を実施するとともに、除雪業者所有の老朽化した除雪機械の購入補助を実施し、除雪体制の安定化を図る。【市】

第6章 施策の重点化

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画では、国及び県の計画における重点化項目を参考に、過去の災害状況や地域特性を踏まえ、市の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点に加え、施策の進捗状況、平時の有効活用、社会情勢の変化等を勘案し、重点化すべき項目を選定しました。

以下の9項目について、関連する取組の重点化を図ります。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|---|------------------------|--|
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 大規模地震による建物等(住宅・建物・交通施設・不特定多数が集まる施設等)の倒壊や(密集市街地や不特定多数が集まる施設における)大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | 1-2 | 突発又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 | 大雪に伴う道路交通網の麻痺や住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止 |
| | 6-3 | 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止 |

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもとで取り組んでいく必要があります。

また、地域の強靱化に向けて、国、県、近隣市町、関係機関、民間事業者、地域、市民等との協働・連携を進めることが極めて重要であり、平時から様々な取組みを通じた関係構築を進め、効果的な施策の推進に努めます。

2 計画の進捗管理

計画を着実に推進するため、施策ごとの指標や関連事業などの達成状況や進捗を適宜検証し、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返していきます。

3 計画の見直し

本計画は、強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行います。毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜必要な見直しを検討します。

また、国・県の計画や関連する他の計画等を見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関連するほかの計画との整合を図ります。

(別紙1) 越前市国土強靱化地域計画策定の経緯

| 日程 | 会議等 | 内容 |
|--------------------------|--|-------------------------------------|
| 令和2年3月25日 | 第1回越前市国土強靱化地域計画庁内検討委員会 | ○計画概要、策定体制等について |
| 令和2年5月20日 | 越前市総合計画等達成度評価委員会 | ○策定方針について |
| 令和2年5月21日 | 第2回越前市国土強靱化地域計画庁内検討委員会 | ○脆弱性評価、骨子案等について |
| 令和2年8月4日 | 第3回越前市国土強靱化地域計画庁内検討委員会 | ○対応方策、重要業績指標等について |
| 令和2年8月24日 | 越前市防災会議 | ○骨子案について |
| 令和2年10月6日 ～19日 | ○女性団体説明(6日) ○防災関係者説明(全4回) (区長や町内自主防災組織等の担当者等) ・南、神山、坂口、王子保、白山(9日) ・粟田部、岡本、南中山、服間(12日) ・国高、北新庄、北日野、味真野(14日) ・東、西、吉野、大虫(19日) | ○骨子案説明とアンケートの実施 |
| 令和2年10月14日 | 第4回越前市国土強靱化地域計画庁内検討委員会 | ○計画案、推進体制等について |
| 令和2年10月29日 | 越前市総合計画等達成度評価委員会 | ○計画案について |
| 令和2年11月17日 | 越前市防災会議 | ○計画案について |
| 令和2年11月25日 | 議会説明 | 議員説明会 |
| 令和2年12月15日 ～令和3年1月13日 | パブリック・コメントの実施 | ○実施期間：12月15日～1月13日 ○意見提出者：2人(5件) |
| 令和3年2月17日 | 議会説明 | 議員説明会 |
| 令和3年3月23日 | 庁議・部長会議で越前市国土強靱化地域計画を承認 | |

(別紙2) 越前市国土強靱化地域計画標とSDGsの対応表

| SDGsゴール |  1 貧困をなくそう |  2 飢餓をゼロに |  3 すべての人に健康と福祉を |  4 質の高い教育をみんなに |  5 ジェンダー平等を実現しよう |  6 安全な水とトイレを世界中に |
|---|--|--|---|--|--|--|
| 国土強靱化地域計画 8つの目標 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1 直接死を最大限防ぐ | | | ○ | ○ | | |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | | | ○ | | ○ | ○ |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | | | | | | |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | | | | | | |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | | ○ | | | | |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | | | | | | ○ |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | | ○ | ○ | | | |
| 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | | | ○ | | | |

| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 8 働きがいも 経済成長も | 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう | 10 人や国の不平等 をなくそう | 11 住み続けられる まちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に 具体的な対策を | 14 海の豊かさ を守ろう | 15 陸の豊かさも 守ろう | 16 平和と公正を すべての人に | 17 パートナーシップで 目標を達成しよう |
|--------------------------|------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|-------------------|---------------------|------------------|------------------|---------------------|--------------------------|
| エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 働きがいも 経済成長も | 産業と技術革新の 基盤をつくろう | 人や国の不平等 をなくそう | 住み続けられる まちづくりを | つくる責任 つかう責任 | 気候変動に 具体的な対策を | 海の豊かさ を守ろう | 陸の豊かさも 守ろう | 平和と公正を すべての人に | パートナーシップで 目標を達成しよう |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| | | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | | | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | | | | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | | ○ | | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | ○ | ○ | | | | ○ | | | | ○ |
| ○ | | | | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| | | | | ○ | | ○ | | | | ○ |

ロゴ：国連広報センター作成

(別紙3) 脆弱性評価結果

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

| 起きてはならない最悪の事態 | 脆弱性評価結果 |
|---|---|
| <p>リスクシナリオ1-1 大規模地震による建物等(住宅・建物・交通施設・不特定多数が集まる施設等)の倒壊や(密集市街地や不特定多数が集まる施設における)大規模火災による多数の死傷者の発生</p> | <p>(住宅・建築物等の耐震化等の促進)</p> <p>○大規模災害に備え、住宅の耐震化・不燃化等を推進していく必要がある。各種補助制度を活用した支援や、普及啓発活動等を実施することにより、さらなる耐震化・不燃化等を図る必要がある。</p> <p>○大規模災害に備え、不特定多数の方が利用する建築物等のさらなる耐震化等を推進していく必要がある。</p> <p>○高齢者施設等の建物の耐震化は概ね完了しているが、大規模災害に備え、さらに安全性を高め、災害時における避難所機能を担うことを想定し、老朽化等による安全面の確保だけでなく、新たに非常用自家発電や、給水設備などの災害対応整備の対策も含め、各事業所の計画的な管理整備を指導する必要がある。また、高齢者施設等の新規開設に伴う施設の建築又は改修においても、災害に備えた機能(耐震化等)の整備を、各事業所に対し指導する必要がある。</p> <p>(公共施設等の耐震化等の促進)</p> <p>○大規模災害に備え、計画的に市営住宅の耐震化を推進していく必要がある。</p> <p>○保育園については耐震化が完了しているが、15館ある児童センター及び児童館のうち、耐震化が完了していない2館について、地震時にその機能と安全性を確保するため、市教育施設等長寿命化方針に従い、計画的に耐震化する必要がある。</p> <p>○社会福祉施設の適切な維持修繕を行い、大規模災害に備え、機能を維持する必要がある。</p> <p>○地区公民館の耐震化を計画的に完了する必要がある。現在、全17館のうち9館は耐震化が、またそれ以外は一部耐震化や老朽化改修が必要であり、市教育施設等長寿命化方針に従った施設改修等を進める必要がある。</p> <p>○大規模災害に備え、文化施設の耐震化は概ね完了しているが、設備面においては、市教育施設等長寿命化方針に従い、今後計画的に更新する必要がある。施設の安全性を高め、災害時における避難所機能を担うことも想定する必要がある。</p> <p>○大規模災害に備え、市教育施設等長寿命化方針及び市スポーツ施設再配置計画に従い、スポーツ施設の耐震化を推進していく必要がある。</p> <p>○市教育施設等長寿命化方針に従った施設修繕等を進める必要がある。設備の多くが老朽化しており、大災害時に落下する恐れがある照明設備を水銀灯から軽量のLED照明に更新する等、設備を改修する必要がある。</p> <p>○老朽化したスポーツ施設について、大災害時に落下、倒壊する恐れがある夜間照明設備を水銀灯から軽量のLED照明に更新、屋内天井板を撤去する等、施設を改修する必要がある。市教育施設等長寿命化方針や市スポーツ施設再配置計画に従い、修繕等を推進する必要がある。</p> <p>○大規模災害に備え、図書館施設利用者の安全を守るため、消防設備等を計画的に再整備する必要がある。</p> <p>○小中学校の児童・生徒の安全を守るため、未使用プールや自転車小屋等、危険な建造物や工作物等について撤去等を進める必要がある。</p> <p>(空家対策の推進)</p> <p>○災害発生時の倒壊等による被害の発生を防ぐため、老朽危険空家等について、所有者</p> |

に対して適切な管理を促す必要がある。

(公園等の整備)

○避難スペースとしての活用・防災機能強化、延焼遮断帯としての機能確保などのため、市公園施設長寿命化計画による施設の改築・更新を計画的に実施し、公園利用者の安全性向上と持続可能な公園を目指す必要がある。

(交通施設・道路構造物等の安全性の確保)

○災害時の混乱に伴う重大交通事故を防止するため、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進していく必要がある。

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を行い、最新の状態を把握する必要がある。

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁等の改修を行う必要がある。

○抽出した大規模盛土造成地に対し、地震時の安全性の確認調査を実施し、変動があると予測される場合は、対策を検討し実施する必要がある。

(避難所の確保等)

○想定を超える避難者が避難する可能性も含め、教室の利用や他の公共施設を避難場所として使用できるよう関係機関と協議する必要がある。

○避難場所として既存の大型店舗、民間企業の建物の活用など避難場所確保の取組みを促進していく必要がある。

(地域防災力の向上)

○今後も地域の自主防災のリーダーを育成するために研修会を開催し、知識の習得を図る必要がある。地域の防災活動を推進するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。また、町内における自主防災マニュアル及びマップの更新を図る必要がある。

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要がある。

○市政出前講座や地域住民が主体となった防災訓練を繰り返し実施し、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

○高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力の向上を図る必要がある。

○災害時において、日本語がわからない外国人市民に対し、外国語での情報発信が必要であるが、多言語ユニバーサル情報配信ツールを活用し発信した情報をスマートフォンで閲覧するには、アプリのダウンロードが必要であるため、外国人雇用等企業や国際交流協会と連携し周知していく必要がある。

(防災教育等の推進)

○外国人市民への災害時の情報伝達や防災啓発の担い手として「外国人市民防災リーダー」の計画的な増員を目指すとともに、定期的な研修・訓練を行い、防災の知識及び意識の向上を図る必要がある。

○保育園・認定こども園及び児童センター・児童館において、防災教育、避難訓練の充実を図る必要がある。

○小中学校の児童・生徒に対して、学校で行う避難訓練に加え、様々な学習場面を活用し、日ごろから防災・防犯教育を進めていく必要がある。また、小中学校教員が研修等に参加し、危機対処能力と判断力を高める必要がある。

○公民館職員及び利用者向けの防災訓練を講座と共に実施し、避難場所や経路、避難訓練等の周知徹底を図る必要がある。

| | |
|--|--|
| | <p>○統合型GISシステムは、平常時の各種情報や災害時の被災情報を地図情報としてデータベース化し、災害対応における情報基盤として威力を発揮するものであるため、GISの持続的かつ発展的な運用方法について検討する必要がある。</p> <p>○大規模災害時において、多数の傷病者に対して実施する救護活動には公助の限界があることから、救急講習会等の開催を通じバイスタンダーによるさらなる応急手当の普及や救命率向上を目指す必要がある。</p> <p>(防災情報の提供)</p> <p>○報道機関への連絡、市ホームページに緊急情報として掲載（「えつつぶ」連携含む）、公式フェイスブックでの発信を行い、市民への迅速な周知を図る必要がある。</p> <p>○観光客等の市内訪問者に対し災害情報を伝達できるよう、市内の観光施設等へのWi-Fiの整備や市内訪問者が気軽に使える防災アプリ等の整備を推進する必要がある。</p> <p>○災害時に迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法について、IoT技術を活用した防災対策を取り入れていく必要がある。</p> <p>(火災につよいまちづくりの推進)</p> <p>○消防庁舎の計画的な点検や劣化診断を通じ、適切な改修工事等を行うことにより可能な限り長寿命化を実施する必要がある。</p> <p>○大規模災害時の消防力確保のため、消防車両や消防機械器具等の更新・整備を計画的に行っていく必要がある。</p> <p>○大規模火災に対応するためには、安定した消防水利の確保が重要である。耐震性を有する防火水槽の整備はもとより、既設防火水槽については計画的に点検を行い不良箇所等の改修を行うとともに、必要に応じて長寿命化対策を実施し適切に維持管理する必要がある。</p> <p>○大規模災害に対応できる必要な人員を確保し、地域の自警消防隊等との連携強化を図るとともに、消防団車庫の耐震化、車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に行い、さらなる充実強化を図る必要がある。</p> <p>○防火講習会等を開催する中で、住宅火災の注意点や住宅用防災機器の維持管理等について指導を行い、住民の防火意識の一層の啓発に努めるとともに、事業所に対する立入検査等により、関係者への防火管理意識の更なる高揚を図る必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ1-2 突発又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> | <p>(河川改修等の治水対策の推進)</p> <p>○「県河川・砂防総合情報（県ホームページ）」を活用することにより、気象状況の変化に伴う市内の状況を一早く把握し、遅滞なく情報収集に努める必要がある。</p> <p>○河川の水位上昇等を遅滞なく把握し、早期避難を図るため、豪雨時に水位上昇する河川において、水位計の設置を検討する必要がある。</p> <p>○異常な降雨量により、排水路等の排水能力を超える可能性が生じる場合は、道路冠水を抑制するため、気象予報を注視し、排水ポンプの事前準備及びポンプ稼働についての的確に行う必要がある。</p> <p>○河川の堆積土砂の浚渫を行い、流下能力を確保し洪水防止を図るため、過去に浸水被害のある地区の河川維持改修を計画的に実施する必要がある。</p> <p>○集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止する治水対策を図るため、過去に浸水被害のある地区の河川整備を計画的に実施する必要がある。</p> <p>○集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止する治水対策を図るため、過去に浸水被害のある地区の排水路改修を計画的に実施する必要がある。</p> <p>○都市浸水対策事業について、ストック資産を活用した雨水計画等を踏まえ、浸水被害の危険性が高い地域への浸水対策を推進する必要がある。</p> |

○河川流域上流部における水田の排水口において、排水調整板を設置することにより水の流出を遅らせることで、流水抑制対策を図る必要がある。

(水防対策の推進)

○水防資機材の充実を図るとともに、老朽化した水防倉庫など施設整備を計画的に進める必要がある。また、技術の維持のためにも、水防訓練や研修会を定期的実施する必要がある。

(洪水ハザードマップの活用)

○洪水ハザードマップを活用し、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知・啓発を行う必要がある。令和3年度においては改定した洪水ハザードマップを用いての市政出前講座を行い住民へ周知する必要がある。

(避難所の確保、機能強化等)

○想定を超える避難者が避難する可能性も含め、教室の利用や他の公共施設を避難場所として使用できるよう関係機関と協議する必要がある。(再掲)

○避難場所として既存の大型店舗、民間企業の建物の活用など避難場所確保の取組みを促進していく必要がある。(再掲)

○長期間の避難所生活を余儀なくされる場合には、市民が主体となった避難所運営が必要である。各施設ごとの避難所運営マニュアルの見直しや住民が主体となり共助による自主的な避難所運営を推進していくための防災教育を行う必要がある。

○広域避難所に現在備蓄している非常用発電機(26台)のメンテナンスを平時から行う必要がある。避難所においても72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給の強化を図る必要がある。

(地域防災力の向上)

○今後も地域の自主防災のリーダーを育成するために研修会を開催し、知識の習得を図る必要がある。地域の防災活動を推進するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。また、町内における自主防災マニュアル及びマップの更新を図る必要がある。

(再掲)

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要がある。(再掲)

○市政出前講座や地域住民が主体となった防災訓練を繰り返し実施し、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。(再掲)

○大規模災害に対応できる必要な人員を確保し、地域の自警消防隊等との連携強化を図るとともに、消防団車庫の耐震化、車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に行い、さらなる充実強化を図る必要がある。(再掲)

(防災教育等の推進)

○外国人市民への災害時の情報伝達や防災啓発の担い手として「外国人市民防災リーダー」の計画的な増員を目指すとともに、定期的な研修・訓練を行い、防災の知識及び意識の向上を図る必要がある。(再掲)

○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早急に作成を依頼する必要がある。また、避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある。

○保育園・認定こども園及び児童センター・児童館において、防災教育、避難訓練の充実を図る必要がある。(再掲)

○統合型GISシステムは、平常時の各種情報や災害時の被災情報を地図情報としてデータベース化し、災害対応における情報基盤として威力を発揮するものであるため、G

| | |
|--|--|
| | <p>ISの持続的かつ発展的な運用方法について検討する必要がある。(再掲)</p> <p>○大規模災害時において、多数の傷病者に対して実施する救護活動には公助の限界があることから、救急講習会等の開催を通じバイスタンダーによるさらなる応急手当の普及や救命率向上を目指す必要がある。(再掲)</p> <p>○危険物施設や事業所へ立入検査を行い大規模な拡散・流出がないよう適切な指導を行い、事業所の安全対策の一層の推進を図る必要がある。</p> <p>(防災情報の提供)</p> <p>○報道機関への連絡、市ホームページに緊急情報として掲載(「えつつぶ」連携含む)、公式フェイスブックでの発信を行い、市民への迅速な周知を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○災害時に迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法について、IoT技術を活用した防災対策を取り入れていく必要がある。(再掲)</p> |
| <p>リスクシナリオ1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</p> | <p>(土砂災害対策の推進)</p> <p>○抽出した大規模盛土造成地に対し、地震時の安全性の確認調査を実施し、変動があると予測される場合は、対策を検討し実施する必要がある。(再掲)</p> <p>○砂防対策事業の早期完成について、県に対し継続した要望活動を行う必要がある。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域内の対象住民に対し、移転や改修などの支援措置の周知を図る必要がある。</p> <p>○土砂災害の危険性がある箇所について、県の再調査を促進し、区域の追加指定などの対策を図る必要がある。</p> <p>○森林が持つ水源かん養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備を促進する必要がある。</p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>○今後も地域の自主防災のリーダーを育成するために研修会を開催し、知識の習得を図る必要がある。地域の防災活動を推進するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。また、町内における自主防災マニュアル及びマップの更新を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○土砂災害危険区域の住民への土砂災害警戒マップの周知及び土砂災害についての防災知識の普及啓発を行う必要がある。</p> <p>○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要がある。(再掲)</p> <p>○大規模災害に対応できる必要な人員を確保し、地域の自警消防隊等との連携強化を図るとともに、消防団車庫の耐震化、車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に行い、さらなる充実強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(防災教育等の推進)</p> <p>○外国人市民への災害時の情報伝達や防災啓発の担い手として「外国人市民防災リーダー」の計画的な増員を目指すとともに、定期的な研修・訓練を行い、防災の知識及び意識の向上を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早急に作成を依頼する必要がある。また、避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○保育園・認定こども園及び児童センター・児童館において、防災教育、避難訓練の充実を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○統合型GISシステムは、平常時の各種情報や災害時の被災情報を地図情報としてデータベース化し、災害対応における情報基盤として威力を発揮するものであるため、G</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>I Sの持続的かつ発展的な運用方法について検討する必要がある。(再掲)</p> <p>○大規模災害時において、多数の傷病者に対して実施する救護活動には公助の限界があることから、救急講習会等の開催を通じバイスタンダーによるさらなる応急手当の普及や救命率向上を目指す必要がある。(再掲)</p> <p>(防災情報の提供)</p> <p>○報道機関への連絡、市ホームページに緊急情報として掲載(「えっつぶ」連携含む)、公式フェイスブックでの発信を行い、市民への迅速な周知を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)住民(未登録者)への一斉電話配信システムの登録の推進を図る必要がある。また、登録者に対しては確実な情報伝達方法を周知する必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ1-4 大雪に伴う道路交通網の麻痺や住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生</p> | <p>(道路の除雪体制の強化)</p> <p>○幹線道路等の交通網を確保するため市道路無雪化事業整備計画に基づき、重要路線の消雪装置の早期整備を図る必要がある。</p> <p>○幹線道路等の交通網を確保するため、市内全域の消雪施設の点検及び調整を確実に実施する必要がある。</p> <p>○市所有の老朽化した除雪機械の入れ替えを行うことで、除雪機械台数を確保し、除雪体制の安定化を図る必要がある。</p> <p>○除雪業者所有の老朽化した除雪機械の入れ替えについて、購入補助を行うことで除雪機械台数を確保し、除雪体制の安定化を図る必要がある。</p> <p>○冬期間の安全安心な道路交通を確保するため、国や県と連携を強化し、道路除雪を行い、幹線道路等の交通網を確保する必要がある。</p> <p>○除雪力の安定化を図るため、除雪機械のレンタル事業について、除雪事業者はもとより、異業種や個人等の参入の促進を図る必要がある。</p> <p>(道路の災害対応力の強化)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補修を行う必要がある。</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図る必要がある。</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を行い、最新の状態を把握する必要がある。(再掲)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁等の改修を行う必要がある。(再掲)</p> <p>(公共交通の安全運行の確保)</p> <p>○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、市民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供出来る体制を整備する必要がある。</p> <p>○鉄道事業者(JR)は、積雪深計データなどの情報収集を行い、機械除雪の出動を早めるなどの確な除雪計画を策定し、部分開通などの柔軟な運行に努める必要がある。福井鉄道とえちぜん鉄道の両社は、相互協力協定に基づき、資機材の提供や共同除雪を行うなど除雪体制を強化する必要がある。</p> <p>○バス運行事業者は、市交通担当課と交差点の除雪を必要とする箇所等の情報共有を徹底し、バス車両の通行に支障となる箇所を無くす必要がある。</p> <p>(空家対策の推進)</p> <p>○災害発生時の倒壊等による被害の発生を防ぐため、老朽危険空家等について、所有者</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>に対して適切な管理を促す必要がある。(再掲)</p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>○気がかりな住民への見守り活動を維持・推進するため、地域福祉の担い手の育成と町内福祉連絡会の定着化を図ることで、地域住民による助け合い支え合いのまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>○大規模災害に対応できる必要な人員を確保し、地域の自警消防隊等との連携強化を図るとともに、消防団車庫の耐震化、車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に行い、さらなる充実強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(防災教育等の推進)</p> <p>○大規模災害時において、多数の傷病者に対して実施する救護活動には公助の限界があることから、救急講習会等の開催を通じバイスタンダーによるさらなる応急手当の普及や救命率向上を目指す必要がある。(再掲)</p> <p>○統合型GISシステムは、平常時の各種情報や災害時の被災情報を地図情報としてデータベース化し、災害対応における情報基盤として威力を発揮するものであるため、GISの持続的かつ発展的な運用方法について検討する必要がある。(再掲)</p> <p>(防災情報の提供)</p> <p>○報道機関への連絡、市ホームページに緊急情報として掲載(「えつつぶ」連携含む)、公式フェイスブックでの発信を行い、市民への迅速な周知を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○市民の問合せ等に対し、情報提供を的確に行うため、路面状況及び除雪作業の進捗状況を適切に把握する必要がある。</p> <p>○市民に対し車の燃料の満タン、灯油の予備保管を呼びかけるとともに、関係機関と緊密な情報共有を行い、燃料の在庫状況の収集に努める必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p> | <p>(非常用物資・設備の確保)</p> <p>○県の防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく必要がある。</p> <p>○広域避難所に現在備蓄している非常用発電機(26台)のメンテナンスを平時から行う必要がある。避難所においても72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(家庭における備蓄の推進)</p> <p>○市民に対し飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄の推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日以上の備蓄の促進を引き続き行う必要がある。</p> <p>(食料供給体制の強化)</p> <p>○食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る必要がある。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制の強化を図る必要がある。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>リスクシナリオ2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> | <p>(孤立地区の発生防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補修を行う必要がある。(再掲) ○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図る必要がある。(再掲) ○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を行い、最新の状態を把握する必要がある。(再掲) ○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁等の改修を行う必要がある。(再掲) ○林道の維持管理等を継続して実施する必要がある。また、孤立集落が発生した場合、安否確認・救援物資等の輸送方法として、ドローン及びラジコンヘリ等が考えられる。免許取得と機材の購入を検討する必要がある。 ○警察用航空機（ヘリコプター）臨時発着場として武生東運動公園陸上競技場を使用する際、大規模災害時の夜間救助作業に備え、照明設備を整える必要がある。また、けが人の収容、救護施設の整備やトイレのバリアフリー化等、周辺設備の充実を図る必要がある。 <p>(地域等における備蓄の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄の推進（自主防災組織での備蓄推進）、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進を引き続き行う必要がある。 <p>(地域防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も地域の自主防災のリーダーを育成するために研修会を開催し、知識の習得を図る必要がある。地域の防災活動を推進するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。また、町内における自主防災マニュアル及びマップの更新を図る必要がある。(再掲) ○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要がある。(再掲) ○大規模災害に対応できる必要な人員を確保し、地域の自警消防隊等との連携強化を図るとともに、消防団車庫の耐震化、車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に行い、さらなる充実強化を図る必要がある。(再掲) <p>(防災教育等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時において、多数の傷病者に対して実施する救護活動には公助の限界があることから、救急講習会等の開催を通じバイスタンダーによるさらなる応急手当の普及や救命率向上を目指す必要がある。(再掲) |
| <p>リスクシナリオ2-3 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> | <p>(災害対応体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災関係機関との合同訓練を通じ、救助をはじめとする災害時の活動の連携体制を構築するなど、災害対応能力の向上を図る必要がある。 ○緊急消防援助隊の消火・救急・救助技術や各隊の連携能力等の向上を図るとともに、初動体制のさらなる充実に努める必要がある。 <p>(地域防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も地域の自主防災のリーダーを育成するために研修会を開催し、知識の習得を図る必要がある。地域の防災活動を推進するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。また、町内における自主防災マニュアル及びマップの更新を図る必要がある。(再掲) |

| | |
|--|---|
| | <p>○高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力の向上を図る必要がある。(再掲)</p> |
| <p>リスクシナリオ2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客含む）の発生、混乱</p> | <p>(公共交通の安全運行の確保)</p> <p>○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、市民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供出来る体制を整備する必要がある。(再掲)</p> <p>○鉄道事業者（JR）は、積雪深計データなどの情報収集を行い、機械除雪の出動を早めるなどの確な除雪計画を策定し、部分開通などの柔軟な運行に努める必要がある。福井鉄道とえちぜん鉄道の両社は、相互協力協定に基づき、資機材の提供や共同除雪を行うなど除雪体制を強化する必要がある。(再掲)</p> <p>○バス運行事業者は、市交通担当課と交差点の除雪を必要とする箇所等の情報共有を徹底し、バス車両の通行に支障となる箇所を無くす必要がある。(再掲)</p> <p>(非常用物資・設備の確保)</p> <p>○県の防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく必要がある。(再掲)</p> <p>○広域避難所に現在備蓄している非常用発電機（26台）のメンテナンスを平時から行う必要がある。避難所においても72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(食料供給体制の強化)</p> <p>○食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る必要がある。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(避難所の確保等)</p> <p>○観光客や出張者などの帰宅困難者や外国人の避難場所を検討する必要がある。</p> <p>○避難場所として既存の大型店舗、民間企業の建物の活用など避難場所確保の取組みを促進していく必要がある。(再掲)</p> <p>○長期間の避難所生活を余儀なくされる場合には、市民が主体となった避難所運営が必要である。各施設ごとの避難所運営マニュアルの見直しや住民が主体となり共助による自主的な避難所運営を推進していくための防災教育を行う必要がある。(再掲)</p> <p>○被災者が安否確認に使用する通信手段として、引き続き広域避難場所に特設公衆電話を配備する必要がある。また、各避難所において想定される避難者数が違うため、避難者が多く見込まれる場所には臨時的な回線の設置を検討する必要がある。</p> <p>○多くの人数を収容できる文化施設は、空調等も整っており、災害時に避難所としての利用も想定されている。避難者の生命を守り、生活を一定期間維持するための機能や安全性を確保するため、建物や設備の修理、更新をしていく必要がある。</p> <p>○避難所として機能するスポーツ施設については、避難者の体調維持のため、市教育施設等長寿命化方針や市スポーツ施設再配置計画に従い施設設備等の充実を図る必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ2-5 医療・福祉関係者の不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺</p> | <p>(医療体制・医薬品の確保)</p> <p>○災害時には、武生医師会と県歯科医師会武生支部との各協定に基づき、災害時医療体制として応急救護所や救護班の編成を行い迅速かつ適切な処置を行う必要がある。また、応急救護所開設以降の医師等医療職の居住場所を確保する必要がある。</p> <p>○災害時には、県薬剤師会武生支部との協定に基づき、医療品、医療資機材の供給体制を</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>確保する必要がある。また、応急救護所開設以降の医師等医療職用の防護服やマスク等の備蓄とその保管場所を確保する必要がある。</p> <p>(要配慮者の受入体制の整備や施設の機能維持等)</p> <p>○大規模災害時、広域避難所等での一般の避難所滞在が困難な要配慮者については、「福祉避難所」指定施設に対象者の受け入れを要請する必要がある。また、自家発電、貯水タンクなどの災害対応整備及び老朽化対策や、必要ベッド数を確保する必要がある。</p> <p>○高齢者施設等の建物の耐震化は概ね完了しているが、大規模災害に備え、さらに安全性を高め、災害時における避難所機能を担うことを想定し、老朽化等による安全面の確保だけでなく、新たに非常用自家発電や、給水設備などの災害対応整備の対策も含め、各事業所の計画的な管理整備を指導する必要がある。また、高齢者施設等の新規開設に伴う施設の建築又は改修においても、災害に備えた機能(耐震化等)の整備を、各事業所に対し指導する必要がある。(再掲)</p> |
| <p>リスクシナリオ2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> | <p>(避難所等における感染症等の拡大防止)</p> <p>○避難所での感染症を防ぐために、サージカルマスクや非接触型体温計、消毒液等の備蓄を進める必要がある。また、避難者の健康状態のチェックなど対応体制を確立する必要がある。災害時要援護者や女性などの視点を踏まえた避難所の環境改善を進める必要がある。</p> <p>○避難所等における疾病・感染症等の発生や蔓延を防ぐため、避難所の保健活動で必要となる衛生資材を準備確保する必要がある。</p> <p>○広域避難所において速やかかつ衛生的に汚水排除ができるよう各避難所におけるマンホールトイレ等の必要数を調査し、確保する必要がある。</p> <p>(衛生環境の確保等)</p> <p>○防疫班を編成し防疫活動として公共施設の消毒と区長に薬剤配布を行うが、自己の管理する家屋と敷地の消毒ができない人への対応について検討する必要がある。</p> <p>○災害時における疾病・感染症の発生、蔓延を防ぐため、平常時から予防接種を推進する必要がある。</p> <p>(火葬場施設の機能確保)</p> <p>○平常時に使用している火葬場の火葬能力を超えた場合は、県内及び県外の火葬場を活用して火葬を行うこととしている。一方で、老朽化している市斎場施設の長寿命化については、大規模災害により、火葬業務停止期間の長期化なども懸念されるため、対応を行う必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生</p> | <p>(水道施設の老朽化対策、緊急時の給水の確保)</p> <p>○水道施設、管路の更新及び耐震化については、投資費用の平準化と抑制による安定的な事業運営を継続し、需要予測に基づく施設規模や能力の適正化を図る必要がある。</p> <p>○災害時の応急復旧等については、越前管工事業協同組合と協力協定を締結しており、連絡体制の強化や実践的な災害訓練を実施する必要がある。</p> <p>○緊急時の給水等については、日野川地区水道用水供給事業(県及び3市2町)において緊急時の給水等に関する協定を締結しており、危機管理体制の整備、相互の連絡及び協力体制等について継続して更新していく必要がある。</p> <p>(避難所等の適切な運営と整備)</p> <p>○長期間の避難所生活を余儀なくされる場合には、市民が主体となった避難所運営が必要である。各施設ごとの避難所運営マニュアルの見直しや住民が主体となり共助による自主的な避難所運営を推進していくための防災教育を行う必要がある。(再掲)</p> <p>○被災者が安否確認に使用する通信手段として、引き続き広域避難場所に特設公衆電話</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>を配備する必要がある。また、各避難所において想定される避難者数が違うため、避難者が多く見込まれる場所には臨時的な回線の設置を検討する必要がある。(再掲)</p> <p>○避難所での感染症を防ぐために、サージカルマスクや非接触型体温計、消毒液等の備蓄を進める必要がある。また、避難者の健康状態のチェックなど対応体制を確立する必要がある。災害時要援護者や女性などの視点を踏まえた避難所の環境改善を進める必要がある。(再掲)</p> <p>○障がい者施設・高齢者施設において、長期間の避難を余儀なくされる場合は、避難物資や感染症予防のための備蓄や確保について検討する必要がある。</p> <p>○避難所において発災直後から被災者の心身の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を精神保健福祉センターを中心としたところの相談所と連携し、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。県と連携しDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する必要がある。</p> <p>○避難施設等における食品衛生の確保については、県丹南健康福祉センターの指導・協力のもと、衛生管理の徹底を図り食中毒等の発生を防止する必要がある。また、食品の保管場所(保冷库)や、市民の衛生管理徹底のため手洗い場の確保など、指導協力の時期及び啓発方法などについて検討する必要がある。</p> <p>○避難所になっている小・中学校のバリアフリー化を図っており、屋内運動場のトイレ洋式化を先行して進めているが、大規模災害時には障がい者等の使用も想定されるため、校舎のトイレの洋式化等を進め、全ての被災者が使用できる施設とする必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ3-1 行政機関の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下</p> | <p>(庁舎・防災拠点等の機能維持)</p> <p>○非常用発電機による停電時72時間の庁舎機能維持が可能となっているが、非常用発電機の手動による稼働のノウハウの共有や包括委託業者との連携を行う必要がある。</p> <p>○新庁舎は耐震性や防災機能が強化されたため、これまで市防災施設に分散配置してきたシステムにおいても随時、新庁舎サーバ室に集約するなど見直しを行い、発災後の災害対応に不可欠な情報システムがより確実に機能する環境構築を検討する必要がある。</p> <p>○データ資産の分散配置については、IT技術の進歩を考慮しながら、より安全で効果的な方法について研究する必要がある。</p> <p>○各地区の防災拠点施設である地区公民館の耐震化等を計画的に推進し、機能の維持・充実を図る必要がある。</p> <p>○消防庁舎の計画的な点検や劣化診断を通じ、適切な改修工事等を行うことにより可能な限り長寿命化を実施する必要がある。(再掲)</p> <p>(行政機能の業務継続力の強化)</p> <p>○業務継続体制を強化するため、業務継続計画(BCP)の見直し及び実効性向上を図る必要がある。</p> <p>○職員参集訓練、情報伝達訓練の実施を通じて、本部員だけでなく、全職員に対して研修等により防災知識を普及する必要がある。</p> <p>○職員の安否確認等、緊急時には電話連絡としているが、電話以外の迅速な伝達方法を検討する必要がある。</p> <p>○大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ3-2 被災による警察機能(司法含む)の大幅な低下による治安悪化、社会の混乱</p> | <p>(地域における安全活動の強化)</p> <p>○災害時には、様々な社会的混乱等の発生が予測されるため、防犯隊のパトロールによる市民の安全確保、各種犯罪の予防等について万全を期する必要がある。また、地域による防犯活動に加えて、防犯灯の設置・管理などのハード事業を進めていく必要がある。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>リスクシナリオ4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> | <p>(情報通信機能の耐災害性の強化)</p> <p>○災害時に迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法について、I o T技術を活用した防災対策を取り入れていく必要がある。(再掲)</p> <p>○広域避難所に現在備蓄している非常用発電機(26台)のメンテナンスを平時から行う必要がある。避難所においても72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○内部情報系及び基幹系システムはクラウド化しているためデータ資産やシステムは堅牢な民間データセンターで保護が図られているものの、本庁舎と民間データセンターとの通信回線が被災すると回線復旧までシステムが機能しないため、その間の代替方法について研究する必要がある。</p> <p>○本庁舎と広域避難所、各地区公民館との通信回線が被災するとネットワークが機能しなくなるため、被災時の新たなバックアップ手段を研究する必要がある。</p> <p>○大規模災害時における消防本部機能の維持は重要であるため、設置されている非常電源設備を適正に維持管理する事で、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備等による確実な情報伝達体制を確保する必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> | <p>(多様な情報提供手段の確保)</p> <p>○市ホームページ情報を「えつつぶ」に掲載、公式フェイスブックでの発信など、メールやアプリ、SNSを利用し市民への周知を図る必要がある。</p> <p>○災害時に迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法について、I o T技術を活用した防災対策を取り入れていく必要がある。(再掲)</p> <p>○災害時の情報伝達手段となるWi-Fi環境の避難場所での整備を検討する必要がある。</p> <p>○新庁舎は耐震性や防災機能が強化されたため、これまで市防災施設に分散配置してきたシステムにおいても随時、新庁舎サーバ室に集約するなど見直しを行い、発災後の災害対応に不可欠な情報システムがより確実に機能する環境構築を検討する必要がある。(再掲)</p> |
| <p>リスクシナリオ4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態</p> | <p>(情報通信機能の耐災害性の強化)</p> <p>○内部情報系及び基幹系システムはクラウド化しているためデータ資産やシステムは堅牢な民間データセンターで保護が図られているものの、本庁舎と民間データセンターとの通信回線が被災すると回線復旧までシステムが機能しないため、その間の代替方法について研究する必要がある。(再掲)</p> <p>○本庁舎と広域避難所、各地区公民館との通信回線が被災するとネットワークが機能しなくなるため、被災時の新たなバックアップ手段を研究する必要がある。(再掲)</p> <p>○新庁舎は耐震性や防災機能が強化されたため、これまで市防災施設に分散配置してきたシステムにおいても随時、新庁舎サーバ室に集約するなど見直しを行い、発災後の災害対応に不可欠な情報システムがより確実に機能する環境構築を検討する必要がある。(再掲)</p> <p>(効果的な情報提供の推進等)</p> <p>○災害時に迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法について、I o T技術を活用した防災対策を取り入れていく必要がある。(再掲)</p> <p>○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要がある。(再掲)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>リスクシナリオ5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下 (地元企業の生産力低下)</p> | <p>(事業所等の防災対策の促進)</p> <p>○企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。</p> <p>○企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、商工会議所や商工会等の関係業界団体と連携して企業のBCPの策定を推進する必要がある。</p> <p>(食料供給体制の強化)</p> <p>○食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る必要がある。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(道路の災害対応力の強化)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補修を行う必要がある。(再掲)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を行い、最新の状態を把握する必要がある。(再掲)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁等の改修を行う必要がある。(再掲)</p> |
| <p>リスクシナリオ5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下</p> | <p>(非常用物資・設備の確保)</p> <p>○県の防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく必要がある。(再掲)</p> <p>○市民に対し飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄の推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進を引き続き行う必要がある。(再掲)</p> <p>(食料供給体制の強化)</p> <p>○食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る必要がある。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制の強化を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(道路の災害対応力の強化)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補修を行う必要がある。(再掲)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図る必要がある。(再掲)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を行い、最新の状態を把握する必要がある。(再掲)</p> <p>○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁等の改修を行う必要がある。(再掲)</p> <p>(農業に係る生産基盤の強化)</p> <p>○農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業用施設等(排水機場等)の管理者による維持管理計画の定期的な見直しなど、管理体制の充実・強化を推進する必要がある。</p> |

リスクシナリオ6-1

ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

（ライフライン機能の確保・早期復旧）

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。

○電力供給各社との連携を強化し、災害時においても安定的に電力供給を実施することができる体制の強化を図る必要がある。

（上水道施設の老朽化対策、緊急時の給水の確保）

○水道施設、管路の更新及び耐震化については、投資費用の平準化と抑制による安定的な事業運営を継続し、需要予測に基づく施設規模や能力の適正化を図る必要がある。（再掲）

○災害時の応急復旧等については、越前管工事業協同組合と協力協定を締結しており、連絡体制の強化や実践的な災害訓練を実施する必要がある。（再掲）

○緊急時の給水等については、日野川地区水道用水供給事業（県及び3市2町）において緊急時の給水等に関する協定を締結しており、危機管理体制の整備、相互の連絡及び協力体制等について継続して更新していく必要がある。（再掲）

○災害時には、近畿2府4県内工業用水道事業者の震災時等相互応援覚書を締結しており、応援体制・連絡体制の一層の強化を図る必要がある。

（汚水処理施設の整備・老朽化対策の促進）

○公共下水道管渠の整備について、計画的に未整備区域の管路液状化対策を推進しつつ、令和5年度末の整備概成を目指す必要がある。

○公共下水道管渠の老朽化対策について、修繕・改築計画を策定し、改築を推進する必要がある。

（非常用物資・設備の確保）

○県の防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく必要がある。（再掲）

○市民に対し飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄の推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進を引き続き行う必要がある。（再掲）

（食料供給体制の強化）

○食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る必要がある。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制の強化を図る必要がある。（再掲）

（情報通信機能の耐災害性の強化）

○内部情報系及び基幹系システムはクラウド化しているためデータ資産やシステムは堅牢な民間データセンターで保護が図られているものの、本庁舎と民間データセンターとの通信回線が被災すると回線復旧までシステムが機能しないため、その間の代替方法について研究する必要がある。（再掲）

○本庁舎と広域避難所、各地区公民館との通信回線が被災するとネットワークが機能しなくなるため、被災時の新たなバックアップ手段を研究する必要がある。（再掲）

| | |
|---|---|
| <p>リスクシナリオ6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> | <p>(汚水処理施設の災害対応体制の強化) ○大規模震災時におけるBCP計画(業務継続計画)に基づき、汚水処理施設の被害状況を把握し、緊急措置・復旧作業を行うため、PDCAにより適宜計画を見直すとともに、防災訓練を実施し実行性を高める必要がある。</p> <p>(汚水処理施設等の整備・老朽化対策の促進) ○公共下水道管渠の整備について、計画的に未整備区域の管路液状化対策を推進しつつ、令和5年度末の整備概成を目指す必要がある。(再掲) ○公共下水道処理施設の老朽化対策について、ストックマネジメント計画に基づく耐震化・耐水化・更新等対策推進の継続とPDCAによるストックマネジメント計画の適宜見直しを行う必要がある。 ○公共下水道管渠の老朽化対策について、修繕・改築計画を策定し、改築を推進する必要がある。(再掲) ○農業集落排水施設の老朽化対策について、機能診断結果に基づく最適整備構想を策定し、耐震化・耐水化・更新等対策推進及び施設の統廃合を検討する必要がある。</p> <p>(合併処理浄化槽の整備) ○合併処理浄化槽について、市浄化槽維持管理協会・地域との連携により啓発活動を推進し、普及促進を図る必要がある。</p> <p>(汚水処理施設の浸水対策) ○汚水処理施設について、ストック資産を活用した雨水計画等を踏まえ、浸水対策を推進する必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ6-3 基幹的な地域交通ネットワークの長期間に渡る機能停止</p> | <p>(輸送ルート、地域公共交通の確保等) ○北陸新幹線の敦賀開業及び大阪までの全線開通は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、県や沿線市町、経済界、鉄道・運輸機構との連携により、建設事業を円滑に推進する必要がある。 ○北陸新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、南越駅(仮称)周辺施設整備について、着実に事業推進を図る必要がある。 ○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、市民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供出来る体制を整備する必要がある。(再掲) ○災害時においても、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替輸送機関について関係機関との連携を推進する必要がある。バス事業者は、災害時の運行体制など今後の対応方針を見直すとともに、市交通担当者との情報共有を徹底する必要がある。</p> <p>(道路の災害対応力の強化) ○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図る必要がある。 ○災害発生時に迂回路として活用しうる農道を把握し、緊急輸送路及び避難経路を確保する必要がある。</p> <p>(食料供給体制の強化) ○食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定締結を進めるとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る必要がある。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制の強化を図る必要がある。(再掲)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>リスクシナリオ7-1 市街地での大規模火災や沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺等の大規模な二次災害の発生</p> | <p>(火災につよいまちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時の消火力確保のため、消防車両や消防機械器具等の更新・整備を計画的に行っていく必要がある。(再掲) ○大規模火災に対応するためには、安定した消防水利の確保が重要である。耐震性を有する防火水槽の整備はもとより、既設防火水槽については計画的に点検を行い不良箇所等の改修を行うとともに、必要に応じて長寿命化対策を実施し適切に維持管理する必要がある。(再掲) ○大規模災害に対応できる必要な人員を確保し、地域の自警消防隊等との連携強化を図るとともに、消防団車庫の耐震化、車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に行い、さらなる充実強化を図る必要がある。(再掲) ○防火講習会等を開催する中で、住宅火災の注意点や住宅用防災機器の維持管理等について指導を行い、住民の防火意識の一層の啓発に努めるとともに、事業所に対する立入検査等により、関係者への防火管理意識の更なる高揚を図る必要がある。(再掲) <p>(空家対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の倒壊等による被害の発生を防ぐため、老朽危険空家等について、所有者に対して適切な管理を促す必要がある。(再掲) |
| <p>リスクシナリオ7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生</p> | <p>(河川改修等の治水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川の堆積土砂の浚渫を行い、流下能力を確保し洪水防止を図るため、過去に浸水被害のある地区の河川維持改修を計画的に実施する必要がある。(再掲) ○集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止する治水対策を図るため、過去に浸水被害のある地区の河川整備を計画的に実施する必要がある。(再掲) ○集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止する治水対策を図るため、過去に浸水被害のある地区の排水路改修を計画的に実施する必要がある。(再掲) ○都市浸水対策事業について、ストック資産を活用した雨水計画等を踏まえ、浸水被害の危険性が高い地域への浸水対策を推進する必要がある。(再掲) <p>(農業水利施設の防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ため池ハザードマップの作成及び修正・追加を行い、想定被災区域に配布し、住民に周知を図る必要がある。また、ため池ハザードマップの修正・追加の完了後、各該当地域住民に警戒情報を発信する一斉電話配信システムの登録を促す必要がある。 ○被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設(ため池、排水機場等)の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの活用や耐震化等の老朽化対策を推進する必要がある。 ○土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された際に、各該当地域住民に警戒情報を発信する一斉電話配信システムを活用し、迅速に周知する必要がある。 |
| <p>リスクシナリオ7-3 有害物質の大規模拡散・流出</p> | <p>(汚水処理施設の災害対応体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模震災時におけるBCP計画(業務継続計画)に基づき、汚水処理施設の被害状況を把握し、緊急措置・復旧作業を行うため、PDCAにより適宜計画を見直すとともに、防災訓練を実施し実行性を高める必要がある。(再掲) <p>(有害物質等の流出防止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生に伴う事業所等の倒壊建屋などからの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制を構築する必要がある。 ○災害発生時に想定される有害物の流出に対し迅速に対応できるよう環境監視体制を整備する必要がある。 |

| | |
|---|--|
| | <p>○危険物施設や事業所へ立入検査を行い大規模な拡散・流出がないよう適切な指導を行い、事業所の安全対策の一層の推進を図る必要がある。(再掲)</p> |
| <p>リスクシナリオ7-4 農地・森林等の被害拡大</p> | <p>(農地の保全・災害対策の強化)</p> <p>○雪害や大雨、強風等の自然災害による被害を未然に防ぐハウス等資材や暗渠排水等の施工に対する補助事業を推進する必要がある。また、農業共済組合や農協との連携により、保険加入推奨を行い、災害等でハウスが破損や倒壊した場合の補償を行い、営農の継続と生活の安定を図る必要がある。</p> <p>○家畜の感染症等の発生時における迅速な情報収集や初動対応の体制を整備し、適切な運用を図る必要がある。</p> <p>○災害規模に応じて円滑な復旧復興を進めるため、全国土地改良事業団体連合会に登録されている農村災害復旧専門技術者や相当する技師職員の派遣を受け入れる体制を整える必要がある。</p> <p>○農地が有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の協働による農地・農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要がある。</p> <p>(森林の保全)</p> <p>○山際における土砂災害発生の危険度が高い森林に対して優先的に整備を進めていく必要がある。</p> <p>○平地林が有する水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の防止等の多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、適切な維持管理を促進する必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ7-5 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散</p> | <p>(原子力防災対策の強化)</p> <p>○県広域避難計画について、円滑な住民避難を可能とするため、より実効性が高く充実した計画となるよう県に要望していく必要がある。また、万が一にも過酷事故が発生しないよう国・県や原子力事業者に対策強化を要望していく必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ</p> | <p>(災害廃棄物処理体制の整備)</p> <p>○災害廃棄物を適正に処理するため、災害廃棄物の仮置き場の確保や悪臭・害虫防止など廃棄物の管理体制を整備する必要がある。</p> <p>○県及び構成市町において災害廃棄物処理計画に基づく、適切な災害廃棄物処理体制を整備する必要がある。</p> <p>○新ごみ処理施設の稼働、旧ごみ焼却施設の解体・撤去、ストックヤードの整備を着実に実施する必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態</p> | <p>(地域防災力の向上)</p> <p>○今後も地域の自主防災のリーダーを育成するために研修会を開催し、知識の習得を図る必要がある。地域の防災活動を推進するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。また、町内における自主防災マニュアル及びマップの更新を図る必要がある。</p> <p>(再掲)</p> <p>○地区公民館と地区自治振興会が連携し、地域自治力を高め、活躍する人材を育成するため、地域課題をテーマとする体験・交流講座等を開催する中で、地域の担い手の育成・発掘を推進し、大規模な災害時に必要とされる地域人材を把握・確保する必要がある。</p> <p>(災害ボランティアの円滑な受入、活動体制の構築)</p> <p>○災害発生時に、迅速かつ円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう、市社会福祉協議会や関係団体等と連携を図り、訓練や研修会を実施する必要がある。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>リスクシナリオ8-3</p> <p>貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失</p> | <p>(文化財や歴史的資料等の防災対策の推進)</p> <p>○市民の誇りや郷土愛の基盤となっている文化財を保護し、継承するため、耐震補強や修繕、防災設備の整備をする必要がある。また、文化財という特殊性から、保存や修繕等に係る技術的支援や経費的支援をする必要がある。</p> <p>○民俗文化財は、地域住民を中心としたコミュニティによって受け継がれた文化財であり、これらは災害等によって消失する恐れがあることから、継承者の育成を図り、技術や芸能等のデータ化、アーカイブ化を行う必要がある。</p> <p>○本市は、国府にはじまる長い歴史や地域住民による文化財の継承活動により、県内でも最も多くの指定文化財を保有しているため、災害対策を含め適切に保存・管理を行う必要がある。</p> <p>○市内には、縄文時代から江戸時代にかけての多くの遺跡が残っており、開発に伴い遺跡の発掘調査を行ったことで、多くの出土品が発掘された。これらの出土品は、地域の記憶として、整理し、適切に保存・管理を行う必要がある。</p> <p>○古い書籍などの貴重な歴史的資料や指定文化財を安全かつ適切に保管するため、防災対策を推進する必要がある。また、貴重資料の被害最小化を図るため、公開及び保管方法を含めて適切に管理を行う必要がある。</p> <p>○古い書籍などの貴重な歴史的資料や指定文化財を安全かつ適切に保管するため、貴重資料をデジタル化する必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ8-4</p> <p>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ</p> | <p>(早急な住宅確保に向けた取組み)</p> <p>○地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。</p> <p>○被災者の日常生活の早期復旧に必要な住宅確保のため、罹災証明書の発行を迅速に行える体制を構築する必要がある。</p> |
| <p>リスクシナリオ8-5</p> <p>風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響</p> | <p>(観光や農林業に対する風評被害対策の強化)</p> <p>○観光業や農林業に対する風評被害対策として、正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施等により、災害発生後の風評被害を防ぐ必要がある。</p> |

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

(庁舎・防災拠点等の機能維持)

- 非常用発電機による停電時72時間の庁舎機能維持が可能となっているが、非常用発電機の手動による稼働のノウハウの共有や包括委託業者との連携を行う必要がある。
- 広域避難所に現在備蓄している非常用発電機(26台)のメンテナンスを平時から行う必要がある。避難所においても72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給の強化を図る必要がある。
- 新庁舎は耐震性や防災機能が強化されたため、これまで市防災施設に分散配置してきたシステムにおいても随時、新庁舎サーバ室に集約するなど見直しを行い、発災後の災害対応に不可欠な情報システムがより確実に機能する環境構築を検討する必要がある。
- データ資産の分散配置については、IT技術の進歩を考慮しながら、より安全で効果的な方法について研究する必要がある。
- 内部情報系及び基幹系システムはクラウド化しているためデータ資産やシステムは堅牢な民間データセンターで保護が図られているものの、本庁舎と民間データセンターとの通信回線が被災すると回線復旧までシステムが機能しないため、その間の代替方法について研究する必要がある。
- 本庁舎と広域避難所、各地区公民館との通信回線が被災するとネットワークが機能しなくなるため、被災時の新たなバックアップ手段を研究する必要がある。
- 大規模災害時における消防本部機能の維持は重要であるため、設置されている非常電源設備を適正に維持管理する事で、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備等による確実な情報伝達体制を確保する必要がある。

(行政機能の業務継続力・災害対応力の強化)

- 業務継続体制を強化するため、業務継続計画(BCP)の見直し及び実効性向上を図る必要がある。
- 職員の安否確認等、緊急時には電話連絡としているが、電話以外の迅速な伝達方法を検討する必要がある。
- 職員参集訓練、情報伝達訓練の実施を通じて、本部員だけでなく、全職員に対して研修等により防災知識を普及する必要がある。
- 大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する必要がある。
- 被災者の日常生活の早期復旧に必要な住宅確保のため、罹災証明書の発行を迅速に行える体制を構築する必要がある。
- 大規模震災時におけるBCP計画(業務継続計画)に基づき、汚水処理施設の被害状況を把握し、緊急措置・復旧作業を行うため、PDCAにより適宜計画を見直すとともに、防災訓練を実施し実行性を高める必要がある。
- 緊急消防援助隊の消火・救急・救助技術や各隊の連携能力等の向上を図るとともに、初動体制のさらなる充実に努める必要がある。
- 大規模災害に対応できる必要な人員を確保し、地域の自警消防隊等との連携強化を図るとともに、消防団車庫の耐震化、車両・安全装備品等の整備・更新を計画的に行い、さらなる充実強化を図る必要がある。

(防災教育等の推進)

- 土砂災害危険区域の住民への土砂災害警戒マップの周知及び土砂災害についての防災知識の普及啓発を行う必要がある。

○保育園・認定こども園及び児童センター・児童館において、防災教育、避難訓練の充実を図る必要がある。

○小中学校の児童・生徒に対して、学校で行う避難訓練に加え、様々な学習場面を活用し、日ごろから防災・防犯教育を進めていく必要がある。また、小中学校教員が研修等に参加し、危機対処能力と判断力を高める必要がある。

○公民館職員及び利用者向けの防災訓練を講座と共に実施し、避難場所や経路、避難訓練等の周知徹底を図る必要がある。

○大規模災害時において、多数の傷病者に対して実施する救護活動には公助の限界があることから、救急講習会等の開催を通じバイスタンダーによるさらなる応急手当の普及や救命率向上を目指す必要がある。

(避難所の確保や設備の充実等)

○想定を超える避難者が避難する可能性も含め、教室の利用や他の公共施設を避難場所として使用できるよう関係機関と協議する必要がある。

○水防資機材の充実を図るとともに、老朽化した水防倉庫など施設整備を計画的に進める必要がある。また、技術の維持のためにも、水防訓練や研修会を定期的実施する必要がある。

○県の防災計画に基づいた食料・飲料水の備蓄を行い、適切で計画的な備蓄管理体制を維持していく必要がある。

○災害時には、様々な社会的混乱等の発生が予測されるため、防犯隊のパトロールによる市民の安全確保、各種犯罪の予防等について万全を期する必要がある。また、地域による防犯活動に加えて、防犯灯の設置・管理などのハード事業を進めていく必要がある。

○避難所になっている小・中学校のバリアフリー化を図っており、屋内運動場のトイレ洋式化を先行して進めているが、大規模災害時には障がい者等の使用も想定されるため、校舎のトイレの洋式化等を進め、全ての被災者が使用できる施設とする必要がある。

○警察用航空機（ヘリコプター）臨時発着場として武生東運動公園陸上競技場を使用する際、大規模災害時の夜間救助作業に備え、照明設備を整える必要がある。また、けが人の収容、救護施設の整備やトイレのバリアフリー化等、周辺設備の充実を図る必要がある。

(原子力防災対策の強化)

○県広域避難計画について、円滑な住民避難を可能とするため、より実効性が高く充実した計画となるよう県に要望していく必要がある。また、万が一にも過酷事故が発生しないよう国・県や原子力事業者に対策強化を要望していく必要がある。

(文化財や歴史的資料等の防災対策の推進)

○本市は、国府にはじまる長い歴史や地域住民による文化財の継承活動により、県内でも最も多くの指定文化財を保有しているため、災害対策を含め適切に保存・管理を行う必要がある。

○市内には、縄文時代から江戸時代にかけての多くの遺跡が残っており、開発に伴い遺跡の発掘調査を行ったことで、多くの出土品が発掘された。これらの出土品は、地域の記憶として、整理し、適切に保存・管理を行う必要がある。

○古い書籍などの貴重な歴史的資料や指定文化財を安全かつ適切に保管するため、防災対策を推進する必要がある。また、貴重資料の被害最小化を図るため、公開及び保管方法を含めて適切に管理を行う必要がある。

○古い書籍などの貴重な歴史的資料や指定文化財を安全かつ適切に保管するため、貴重資料をデジタル化する必要がある。

② 住宅・都市／国土保全／土地利用

(空家対策の推進)

○災害発生時の倒壊等による被害の発生を防ぐため、老朽危険空家等について、所有者に対して適切な

管理を促す必要がある。

(公園等の整備)

○避難スペースとしての活用・防災機能強化、延焼遮断帯としての機能確保などのため、市公園施設長寿命化計画による施設の改築・更新を計画的に実施し、公園利用者の安全性向上と持続可能な公園を目指す必要がある。

(河川改修等の治水対策の推進)

○河川の水位上昇等を遅滞なく把握し、早期避難を図るため、豪雨時に水位上昇する河川において、水位計の設置を検討する必要がある。

○河川の堆積土砂の浚渫を行い、流下能力を確保し洪水防止を図るため、過去に浸水被害のある地区の河川維持改修を計画的に実施する必要がある。

○集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止する治水対策を図るため、過去に浸水被害のある地区の河川整備を計画的に実施する必要がある。

○集中豪雨による宅地の浸水、農地の冠水等を防止する治水対策を図るため、過去に浸水被害のある地区の排水路改修を計画的に実施する必要がある。

○河川流域上流部における水田の排水口において、排水調整板を設置することにより水の流出を遅らせることで、流水抑制対策を図る必要がある。

○都市浸水対策事業について、ストック資産を活用した雨水計画等を踏まえ、浸水被害の危険性が高い地域への浸水対策を推進する必要がある。

(土砂災害対策の推進)

○砂防対策事業の早期完成について、県に対し継続した要望活動を行う必要がある。

○土砂災害特別警戒区域内の対象住民に対し、移転や改修などの支援措置の周知を図る必要がある。

○土砂災害の危険性がある箇所について、県の再調査を促進し、区域の追加指定などの対策を図る必要がある。

○抽出した大規模盛土造成地に対し、地震時の安全性の確認調査を実施し、変動があると予測される場合は、対策を検討し実施する必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

○大規模災害に備え、住宅の耐震化・不燃化等を推進していく必要がある。各種補助制度を活用した支援や、普及啓発活動等を実施することにより、さらなる耐震化・不燃化等を図る必要がある。

○大規模災害に備え、不特定多数の方が利用する建築物等のさらなる耐震化等を推進していく必要がある。

○高齢者施設等の建物の耐震化は概ね完了しているが、大規模災害に備え、さらに安全性を高め、災害時における避難所機能を担うことを想定し、老朽化等による安全面の確保だけでなく、新たに非常用自家発電や、給水設備などの災害対応整備の対策も含め、各事業所の計画的な管理整備を指導する必要がある。また、高齢者施設等の新規開設に伴う施設の建築又は改修においても、災害に備えた機能（耐震化等）の整備を、各事業所に対し指導する必要がある。

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

○公共下水道管渠の整備について、計画的に未整備区域の管路液状化対策を推進しつつ、令和5年度末の整備概成を目指す必要がある。

○公共下水道処理施設の老朽化対策について、ストックマネジメント計画に基づく耐震化・耐水化・更新等対策推進の継続とPDCAによるストックマネジメント計画の適宜見直しを行う必要がある。

○汚水処理施設について、ストック資産を活用した雨水計画等を踏まえ、浸水対策を推進する必要がある。

○合併処理浄化槽について、市浄化槽維持管理協会・地域との連携により啓発活動を推進し、普及促進を図る必要がある。

③保健医療・福祉

(避難所等における健康の維持や感染症等の拡大防止)

○避難所での感染症を防ぐために、サージカルマスクや非接触型体温計、消毒液等の備蓄を進める必要がある。また、避難者の健康状態のチェックなど対応体制を確立する必要がある。災害時要援護者や女性などの視点を踏まえた避難所の環境改善を進める必要がある。

○避難所等における疾病・感染症等の発生や蔓延を防ぐため、避難所の保健活動で必要となる衛生資材を準備確保する必要がある。

○避難施設等における食品衛生の確保については、県丹南健康福祉センターの指導・協力のもと、衛生管理の徹底を図り食中毒等の発生を防止する必要がある。また、食品の保管場所（保冷庫）や、市民の衛生管理徹底のため手洗い場の確保など、指導協力の時期及び啓発方法などについて検討する必要がある。

○避難所において発災直後から被災者の心身の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を精神保健福祉センターを中心としたところの相談所と連携し、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。県と連携しDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。

○広域避難所において速やかかつ衛生的に汚水排除ができるよう各避難所におけるマンホールトイレ等の必要数を調査し、確保する必要がある。

(要配慮者の受入体制や避難行動要支援者等の支援体制の整備)

○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早急に作成を依頼する必要がある。また、避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある。

○大規模災害時、広域避難所等での一般の避難所滞りが困難な要配慮者については、「福祉避難所」指定施設に対象者の受け入れを要請する必要がある。また、自家発電、貯水タンクなどの災害対応整備及び老朽化対策や、必要ベッド数を確保する必要がある。

○障がい者施設・高齢者施設において、長期間の避難を余儀なくされる場合は、避難物資や感染症予防のための備蓄や確保について検討する必要がある。

○平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要がある。

○気がかりな住民への見守り活動を維持・推進するため、地域福祉の担い手の育成と町内福祉連絡会の定着化を図ることで、地域住民による助け合い支え合いのまちづくりを推進する必要がある。

(医療体制・医薬品の確保)

○災害時には、武生医師会と県歯科医師会武生支部との各協定に基づき、災害時医療体制として応急救護所や救護班の編成を行い迅速かつ適切な処置を行う必要がある。また、応急救護所開設以降の医師等医療職の居住場所を確保する必要がある。

○災害時には、県薬剤師会武生支部との協定に基づき、医療品、医療資機材の供給体制を確保する必要がある。また、応急救護所開設以降の医師等医療職用の防護服やマスク等の備蓄とその保管場所を確保する必要がある。

(衛生環境の確保等)

○災害時における疾病・感染症の発生、蔓延を防ぐため、平常時から予防接種を推進する必要がある。

○防疫班を編成し防疫活動として公共施設の消毒と区長に薬剤配布を行うが、自己の管理する家屋と敷地の消毒ができない人への対応について検討する必要がある。

④エネルギー／環境

(有害物質等の流出防止対策の推進)

○災害発生に伴う事業所等の倒壊建屋などからの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影

響を防止するための対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制を構築する必要がある。

○災害発生時に想定される有害物の流出に対し迅速に対応できるよう環境監視体制を整備する必要がある。

○危険物施設や事業所へ立入検査を行い大規模な拡散・流出がないよう適切な指導を行い、事業所の安全対策の一層の推進を図る必要がある。

(災害廃棄物処理体制の整備)

○災害廃棄物を適正に処理するため、災害廃棄物の仮置き場の確保や悪臭・害虫防止など廃棄物の管理体制を整備する必要がある。

○県及び構成市町において災害廃棄物処理計画に基づく、適切な災害廃棄物処理体制を整備する必要がある。

○新ごみ処理施設の稼働、旧ごみ焼却施設の解体・撤去、ストックヤードの整備を着実に実施する必要がある。

⑤情報通信

(効果的な情報提供の推進等)

○報道機関への連絡、市ホームページに緊急情報として掲載（「えつつぶ」連携含む）、公式フェイスブックでの発信を行い、市民への迅速な周知を図る必要がある。

○市ホームページ情報を「えつつぶ」に掲載、公式フェイスブックでの発信など、メールやアプリ、SNSを利用し市民への周知を図る必要がある。

○観光客等の市内訪問者に対し災害情報を伝達できるよう、市内の観光施設等へのWi-Fiの整備や市内訪問者が気軽に使える防災アプリ等の整備を推進する必要がある。

○土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）住民（未登録者）への一斉電話配信システムの登録の推進を図る必要がある。また、登録者に対しては確実な情報伝達方法を周知する必要がある。

(多様な情報提供手段の確保)

○災害時に迅速かつ正確な災害情報を提供できるよう様々な情報伝達方法について、IoT技術を活用した防災対策を取り入れていく必要がある。

○災害時の情報伝達手段となるWi-Fi環境の避難場所での整備を検討する必要がある。

○被災者が安否確認に使用する通信手段として、引き続き広域避難場所に特設公衆電話を配備する必要がある。また、各避難所において想定される避難者数が違うため、避難者が多く見込まれる場所には臨時的な回線の設置を検討する必要がある。

(適切な情報収集・活用の推進)

○「県河川・砂防総合情報（県ホームページ）」を活用することにより、気象状況の変化に伴う市内の状況を一早く把握し、遅滞なく情報収集に努める必要がある。

○統合型GISシステムは、平常時の各種情報や災害時の被災情報を地図情報としてデータベース化し、災害対応における情報基盤として威力を発揮するものであるため、GISの持続的かつ発展的な運用方法について検討する必要がある。

⑥産業構造／金融

(事業所等の防災対策の促進)

○企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。

○企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、商工会議所や商工会等の関係業界団体と連携して企業のBCPの策定を推進する必要がある。

(観光や農林業に対する風評被害対策の強化)

○観光業や農林業に対する風評被害対策として、正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施等により、災害発生後の風評被害を防ぐ必要がある。

⑦交通・物流

(公共交通の安全運行の確保)

○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、市民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供出来る体制を整備する必要がある。

○鉄道事業者（JR）は、積雪深計データなどの情報収集を行い、機械除雪の出動を早めるなどの確な除雪計画を策定し、部分開通などの柔軟な運行に努める必要がある。福井鉄道とえちぜん鉄道の両社は、相互協力協定に基づき、資機材の提供や共同除雪を行うなど除雪体制を強化する必要がある。

○バス運行事業者は、市交通担当課と交差点の除雪を必要とする箇所等の情報共有を徹底し、バス車両の通行に支障となる箇所を無くす必要がある。

○災害時においても、市民や観光客などの移手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替輸送機関について関係機関との連携を推進する必要がある。バス事業者は、災害時の運行体制など今後の対応方針を見直すとともに、市交通担当者との情報共有を徹底する必要がある。

(基幹的高速交通体系の早期整備の推進)

○北陸新幹線の敦賀開業及び大阪までの全線開通は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、県や沿線市町、経済界、鉄道・運輸機構との連携により、建設事業を円滑に推進する必要がある。

○北陸新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、南越駅（仮称）周辺施設整備について、着実に事業推進を図る必要がある。

(緊急物資等供給ルートの確保)

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、道路改修の一層の推進を図る必要がある。

(交通施設・道路構造物等の安全性の確保)

○災害時の混乱に伴う重大交通事故を防止するため、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進していく必要がある。

○異常な降雨量により、排水路等の排水能力を超える可能性が生じる場合は、道路冠水を抑制するため、気象予報を注視し、排水ポンプの事前準備及びポンプ稼働についての的確に行う必要がある。

(雪害対策の推進)

○幹線道路等の交通網を確保するため、市内全域の消雪施設の点検及び調整を確実に実施する必要がある。

○幹線道路等の交通網を確保するため市道路無雪化事業整備計画に基づき、重要路線の消雪装置の早期整備を図る必要がある。

○冬期間の安全安心な道路交通を確保するため、国や県と連携を強化し、道路除雪を行い、幹線道路等の交通網を確保する必要がある。

○除雪力の安定化を図るため、除雪機械のレンタル事業について、除雪事業者はもとより、異業種や個人等の参入の促進を図る必要がある。

○市民の問合せ等に対し、情報提供を的確に行うため、路面状況及び除雪作業の進捗状況を適切に把握する必要がある。

⑧農林

(農業に係る生産基盤の強化)

○農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業用施設等（排水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しなど、管理体制の充実・強化を推進する必要がある。

(農業水利施設の防災対策の推進)

○ため池ハザードマップの作成及び修正・追加を行い、想定被災区域に配布し、住民に周知を図る必要がある。また、ため池ハザードマップの修正・追加の完了後、各該当地域住民に警戒情報を発信する一

斉電話配信システムの登録を促す必要がある。

○被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの活用や耐震化等の老朽化対策を推進する必要がある。

○土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された際に、各該当地域住民に警戒情報を発信する一斉電話配信システムを活用し、迅速に周知する必要がある。

（農地の保全・災害対策の強化）

○雪害や大雨、強風等の自然災害による被害を未然に防ぐハウス等資材や暗渠排水等の施工に対する補助事業を推進する必要がある。また、農業共済組合や農協との連携により、保険加入推奨を行い、災害等でハウスが破損や倒壊した場合の補償を行い、営農の継続と生活の安定を図る必要がある。

○家畜の感染症等の発生時における迅速な情報収集や初動対応の体制を整備し、適切な運用を図る必要がある。

○災害規模に応じて円滑な復旧復興を進めるため、全国土地改良事業団体連合会に登録されている農村災害復旧専門技術者や相当する技師職員の派遣を受け入れる体制を整える必要がある。

○農地が有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の協働による農地・農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要がある。

（森林の保全）

○山際における土砂災害発生の危険度が高い森林に対して優先的に整備を進めていく必要がある。

○平地林が有する水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の防止等の多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、適切な維持管理を促進する必要がある。

（土砂災害対策の推進）

○森林が持つ水源かん養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備を促進する必要がある。

○林道の維持管理等を継続して実施する必要がある。また、孤立集落が発生した場合、安否確認・救援物資等の輸送方法として、ドローン及びラジコンヘリ等が考えられる。免許取得と機材の購入を検討する必要がある。

○災害発生時に迂回路として活用しうる農道を把握し、緊急輸送路及び避難経路を確保する必要がある。

（2）横断的分野

A リスクコミュニケーション

（地域防災力の向上）

○市政出前講座や地域住民が主体となった防災訓練を繰り返し実施し、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

○洪水ハザードマップを活用し、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知・啓発を行う必要がある。令和3年度においては改定した洪水ハザードマップを用いての市政出前講座を行い住民へ周知する必要がある。

○孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄の推進（自主防災組織での備蓄推進）、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進を引き続き行う必要がある。

○災害時において、日本語がわからない外国人市民に対し、外国語での情報発信が必要であるが、多言語ユニバーサル情報配信ツールを活用し発信した情報をスマートフォンで閲覧するには、アプリのダウンロードが必要であるため、外国人雇用等企業や国際交流協会と連携し周知していく必要がある。

○防火講習会等を開催する中で、住宅火災の注意点や住宅用防災機器の維持管理等について指導を行

い、住民の防火意識の一層の啓発に努めるとともに、事業所に対する立入検査等により、関係者への防火管理意識の更なる高揚を図る必要がある。

(家庭における備蓄の推進や災害対策の周知等)

○市民に対し車の燃料の満タン、灯油の予備保管を呼びかけるとともに、関係機関と緊密な情報共有を行い、燃料の在庫状況の収集に努める必要がある。

○市民に対し飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄の推進、家庭等においてローリングストックなどによる一人3日分以上の備蓄の促進を引き続き行う必要がある。

○地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。

B 人材育成

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

○今後も地域の自主防災のリーダーを育成するために研修会を開催し、知識の習得を図る必要がある。地域の防災活動を推進するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。また、町内における自主防災マニュアル及びマップの更新を図る必要がある。

○高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力の向上を図る必要がある。

○外国人市民への災害時の情報伝達や防災啓発の担い手として「外国人市民防災リーダー」の計画的な増員を目指すとともに、定期的な研修・訓練を行い、防災の知識及び意識の向上を図る必要がある。

○長期間の避難所生活を余儀なくされる場合には、市民が主体となった避難所運営が必要である。各施設ごとの避難所運営マニュアルの見直しや住民が主体となり共助による自主的な避難所運営を推進していくための防災教育を行う必要がある。

○地区公民館と地区自治振興会が連携し、地域自治力を高め、活躍する人材を育成するため、地域課題をテーマとする体験・交流講座等を開催する中で、地域の担い手の育成・発掘を推進し、大規模な災害時に必要とされる地域人材を把握・確保する必要がある。

○民俗文化財は、地域住民を中心としたコミュニティによって受け継がれた文化財であり、これらは災害等によって消失する恐れがあることから、継承者の育成を図り、技術や芸能等のデータ化、アーカイブ化を行う必要がある。

C 官民連携、広域連携

(大規模災害時の広域連携の推進)

○防災関係機関との合同訓練を通じ、救助をはじめとする災害時の活動の連携体制を構築するなど、災害対応能力の向上を図る必要がある。

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。

○電力供給各社との連携を強化し、災害時においても安定的に電力供給を実施することができる体制の強化を図る必要がある。

○災害時には、近畿2府4県内工業用水道事業者の震災時等相互応援覚書を締結しており、応援体制・連絡体制の一層の強化を図る必要がある。

○災害時の応急復旧等については、越前管工事業協同組合と協力協定を締結しており、連絡体制の強化や実践的な災害訓練を実施する必要がある。

○緊急時の給水等については、日野川地区水道用水供給事業（県及び3市2町）において緊急時の給水等に関する協定を締結しており、危機管理体制の整備、相互の連絡及び協力体制等について継続して更新していく必要がある。

(非常用物資・設備の確保)

○食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定締結を進めるとともに、平時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る必要がある。また、災害時応援協定自治体との相互応援体制・連絡体制の強化を図る必要がある。

(災害ボランティアの円滑な受け入れ、活動体制の構築)

○災害発生時に、迅速かつ円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう、市社会福祉協議会や関係団体等と連携を図り、訓練や研修会を実施する必要がある。

(避難場所の確保等)

○避難場所として既存の大型店舗、民間企業の建物の活用など避難場所確保の取組みを促進していく必要がある。

○観光客や出張者などの帰宅困難者や外国人の避難場所を検討する必要がある。

D 老朽化対策

(道路施設の老朽化対策)

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補修を行う必要がある。

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、市橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁等の改修を行う必要がある。

○緊急輸送路及び避難経路並びにそれらに至るまでの道路を確保するため、橋梁等の定期点検を行い、最新の状態を把握する必要がある。

(上下水道施設、管路の耐震化の推進、老朽化対策)

○水道施設、管路の更新及び耐震化については、投資費用の平準化と抑制による安定的な事業運営を継続し、需要予測に基づく施設規模や能力の適正化を図る必要がある。

○公共下水道管渠の老朽化対策について、修繕・改築計画を策定し、改築を推進する必要がある。

○農業集落排水施設の老朽化対策について、機能診断結果に基づく最適整備構想を策定し、耐震化・耐水化・更新等対策推進及び施設の統廃合を検討する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進、老朽化・安全対策)

○平常時に使用している火葬場の火葬能力を超えた場合は、県内及び県外の火葬場を活用して火葬を行うこととしている。一方で、老朽化している市斎場施設の長寿命化については、大規模災害により、火葬業務停止期間の長期化なども懸念されるため、対応を行う必要がある。

○社会福祉施設の適切な維持修繕を行い、大規模災害に備え、機能を維持する必要がある。

○保育園については耐震化が完了しているが、15館ある児童センター及び児童館のうち、耐震化が完了していない2館について、地震時にその機能と安全性を確保するため、市教育施設等長寿命化方針に従い、計画的に耐震化する必要がある。

○大規模災害に備え、計画的に市営住宅の耐震化を推進していく必要がある。

○小中学校の児童・生徒の安全を守るため、未使用プールや自転車小屋等、危険な建造物や工作物等について撤去等を進める必要がある。

○市教育施設等長寿命化方針に従った施設修繕等を進める必要がある。設備の多くが老朽化しており、大災害時に落下する恐れがある照明設備を水銀灯から軽量のLED照明に更新する等、設備を改修する必要がある。

○地区公民館の耐震化を計画的に完了する必要がある。現在、全17館のうち9館は耐震化が、またそれ以外は一部耐震化や老朽化改修が必要であり、市教育施設等長寿命化方針に従った施設改修等を進める必要がある。

○各地区の防災拠点施設である地区公民館の耐震化等を計画的に推進し、機能の維持・充実を図る必要

がある。

○大規模災害に備え、市教育施設等長寿命化方針及び市スポーツ施設再配置計画に従い、スポーツ施設の耐震化を進める必要がある。

○老朽化したスポーツ施設について、大災害時に落下、倒壊する恐れがある夜間照明設備を水銀灯から軽量のLED照明に更新、屋内天井板を撤去する等、設備を改修する必要がある。市教育施設等長寿命化方針や市スポーツ施設再配置計画に従い、修繕等を進める必要がある。

○避難所として機能するスポーツ施設については、避難者の体調維持のため、市教育施設等長寿命化方針や市スポーツ施設再配置計画に従い施設設備等の充実を図る必要がある。

○市民の誇りや郷土愛の基盤となっている文化財を保護し、継承するため、耐震補強や修繕、防災設備の整備をする必要がある。また、文化財という特殊性から、保存や修繕等に係る技術的支援や経費的支援をする必要がある。

○大規模災害に備え、文化施設の耐震化は概ね完了しているが、設備面においては、市教育施設等長寿命化方針に従い、今後計画的に更新する必要がある。施設の安全性を高め、災害時における避難所機能を担うことも想定する必要がある。

○多くの人数を収容できる文化施設は、空調等も整っており、災害時に避難所としての利用も想定されている。避難者の生命を守り、生活を一定期間維持するための機能や安全性を確保するため、建物や設備の修理、更新をしていく必要がある。

○大規模災害に備え、図書館施設利用者の安全を守るため、消防設備等を計画的に再整備する必要がある。

○消防庁舎の計画的な点検や劣化診断を通じ、適切な改修工事等を行うことにより可能な限り長寿命化を実施する必要がある。

○大規模災害時の消防力確保のため、消防車両や消防機械器具等の更新・整備を計画的に行っていく必要がある。

○大規模火災に対応するためには、安定した消防水利の確保が重要である。耐震性を有する防火水槽の整備はもとより、既設防火水槽については計画的に点検を行い不良箇所等の改修を行うとともに、必要に応じて長寿命化対策を実施し適切に維持管理する必要がある。

(除雪機械等の老朽化対策)

○市所有の老朽化した除雪機械の入れ替えを行うことで、除雪機械台数を確保し、除雪体制の安定化を図る必要がある。

○除雪業者所有の老朽化した除雪機械の入れ替えについて、購入補助を行うことで除雪機械台数を確保し、除雪体制の安定化を図る必要がある。

(別紙4) 個別具体的施策関連事業等一覧

| リスクシナリオ | 推進方針 | 事業等 | 再掲 | 施策分野 | | |
|---|-------------------|---|---------------|------|---|---|
| 1-1 大規模地震による建物等(住宅・建物・交通施設・不特定多数が集まる施設等)の倒壊や(密集市街地や不特定多数が集まる施設における)大規模火災による多数の死傷者の発生 | 住宅・建築物等の耐震化等の促進 | 住宅支援事業(木造住宅耐震改修促進事業、危険ブロック塀除却事業、空き家住宅診断支援事業等) | | ② | | |
| | | 住宅・建築物安全ストック形成事業関連事業 | | ② | | |
| | | コミュニティ会館整備支援事業 | | ② | | |
| | | 地域密着型介護施設整備事業 | | ② | | |
| | 公共施設等の耐震化等の促進 | 公立保育園整備事業・民間保育園施設整備事業・児童館管理運営事業・放課後児童クラブ事業 | | | D | |
| | | 市営住宅改善事業・市営住宅管理営繕事業 | | | D | |
| | | 地区公民館施設管理事業(複合施設の場合児童館整備費含む) | | | D | |
| | | 市武道館改修事業(耐震化工事等) | | | D | |
| | | 文化センター施設管理事業 | | | D | |
| | | いまだて芸術館施設管理事業 | | | D | |
| | | 照明器具等改修工事(学校施設、スポーツ施設等) | | | D | |
| | | 施設管理事業(図書館) | | | D | |
| | | 撤去及び整備工事(学校危険物) | | | D | |
| | | 空家対策の推進 | 老朽危険空家解体撤去事業 | | | ② |
| | | 公園等の整備 | 都市公園安全・安心対策事業 | | | ② |
| | 交通施設・道路構造物の安全性の確保 | 橋梁維持改修事業(橋梁詳細点検委託) | | | D | |
| | | 橋梁維持改修事業(測量設計等委託、橋梁維持改修工事、トンネル改修工事、土地借上料、工事負担金) | | | D | |
| | | 宅地耐震化推進事業 | | | ② | |
| | 避難所の確保等 | 地域防災対策事業 | | | C | |
| | 地域防災力の向上 | 地域防災対策事業 | | 再掲 | ③ | |
| | | 防災土育成事業 | | | B | |
| | | 多文化共生推進事業 | | | A | |
| | 防災教育等の推進 | 外国人市民防災リーダー養成研修事業 | | | B | |
| | | 救急・救助強化事業 | | | ① | |
| | 防災情報の提供 | ホームページ運営事業 | | | ⑤ | |
| | 火災につよまわちづくりの推進 | 消防力強化事業 | | | ① | |
| | | 消防力強化事業(消防車両) | | | D | |
| 消防力強化事業(防火水槽) | | | | D | | |
| 消防団強化事業 | | | | ① | | |
| 火災予防対策推進事業 | | | | ① | | |
| 1-2 突発又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | 河川改修等の治水対策の推進 | 維持管理一般事務費(気象情報システム使用料) | | ⑤ | | |
| | | 河川維持管理事業(河川水位計設置工事) | | ② | | |
| | | 単独道路維持改修事業(災害時排水ポンプ準備等委託業務) | | ⑦ | | |
| | | 河川維持管理事業(河川維持改修工事) | | ② | | |
| | | 単独河川改修事業(小規模河川改修工事) | | ② | | |
| | | 単独河川改修事業(排水路改修工事) | | ② | | |
| | | 都市浸水対策事業 | | ② | | |
| | | 雨水貯留事業 | | ② | | |
| | 水防対策の推進 | 水防倉庫整備事業 | | ① | | |
| | 洪水ハザードマップの活用 | ハザードマップ作成事業 | | A | | |
| | 避難所の確保、機能強化等 | 地域防災対策事業 | 再掲 | C | | |
| | 地域防災力の向上 | 地域防災対策事業 | 再掲 | ③ | | |
| | | 消防団強化事業 | 再掲 | ① | | |
| | 防災教育等の推進 | 外国人市民防災リーダー養成研修事業 | 再掲 | B | | |
| | | 救急・救助強化事業 | 再掲 | ① | | |
| | | 火災予防対策推進事業 | 再掲 | ④ | | |
| | 防災情報の提供 | ホームページ運営事業 | 再掲 | ⑤ | | |

| リスクシナリオ | 推進方針 | 事業等 | 再掲 | 施策分野 |
|---|-----------------------|--|----|------|
| 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 | 土砂災害対策の推進 | 宅地耐震化推進事業 | 再掲 | ② |
| | | 住宅支援事業（土砂災害危険住宅支援事業、砂防対策事業） | | ② |
| | | 治山事業 | | ⑧ |
| | 地域防災力の向上 | ため池ハザードマップ管理運営事業 | | ① |
| | | 地域防災対策事業 | 再掲 | ③ |
| | | 消防団強化事業 | 再掲 | ① |
| | 防災教育等の推進 | 外国人市民防災リーダー養成研修事業 | 再掲 | B |
| 救急・救助強化事業 | | 再掲 | ① | |
| 防災情報の提供 | ホームページ運営事業 | 再掲 | ⑤ | |
| 1-4 大雪に伴う道路交通網の麻痺や住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生 | 道路の除雪体制の強化 | 雪寒地域道路整備事業（測量設計等委託業務、消雪施設整備工事） | | ⑦ |
| | | 単独道路維持改修事業（消雪施設保守点検委託業務） | | ⑦ |
| | | 道路除雪対策事業（自動車購入費） | | D |
| | | 道路除雪対策事業（道路除排雪機械整備費補助金） | | ⑦ |
| | | 道路除雪対策事業（除雪業務委託） | | ⑦ |
| | | 道路除雪対策事業（除雪機械レンタル） | | ⑦ |
| | 道路の災害対応力の強化 | 補助道路維持改修事業（道路構造物改修工事、通学路緊急対策） | | ⑦ |
| | | 補助道路整備事業（測量設計等委託、道路整備工事、土地取得費、物件移転補償、水道管等移設補償、工事負担金、通学路緊急対策） | | ⑦ |
| | | 橋梁維持改修事業（橋梁詳細点検委託） | 再掲 | D |
| | | 橋梁維持改修事業（測量設計等委託、橋梁維持改修工事、トンネル改修工事、土地借上料、工事負担金） | 再掲 | D |
| | 公共交通の安全運行の確保 | 公共交通対策事業 | | ⑦ |
| | 空家対策の推進 | 老朽危険空家解体撤去事業 | 再掲 | ② |
| | 地域防災力の向上 | 消防団強化事業 | 再掲 | ① |
| | 防災教育の推進 | 救急・救助強化事業 | 再掲 | ① |
| | 防災情報の提供 | ホームページ運営事業 | 再掲 | ⑤ |
| | | 災害待機業務 | | ⑦ |
| 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | 家庭における備蓄の推進 | 地域防災対策事業 | 再掲 | A |
| 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | 孤立地区の発生防止 | 補助道路維持改修事業（道路構造物改修工事、通学路緊急対策） | 再掲 | ⑦ |
| | | 補助道路整備事業（測量設計等委託、道路整備工事、土地取得費、物件移転補償、水道管等移設補償、工事負担金、通学路緊急対策） | 再掲 | ⑦ |
| | | 橋梁維持改修事業（橋梁詳細点検委託） | 再掲 | D |
| | | 橋梁維持改修事業（測量設計等委託、橋梁維持改修工事、トンネル改修工事、土地借上料、工事負担金） | 再掲 | D |
| | | 林道管理事業・橋梁維持改修事業 | | ⑧ |
| | | 東運動公園陸上競技場管理棟改修事業 | | ① |
| | | 東運動公園陸上競技場夜間照明施設設置工事 | | ① |
| | 地域防災力の向上 | 地域防災対策事業 | 再掲 | ③ |
| | 消防団強化事業 | 再掲 | ① | |
| 防災教育の推進 | 救急・救助強化事業 | 再掲 | ① | |
| 2-3 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 災害対応体制の強化 | 福井県総合防災訓練 | | C |
| | | 消防力強化事業 | 再掲 | ① |
| | 地域防災力の向上 | 防災土育成事業 | 再掲 | B |
| 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客含む）の発生、混乱 | 公共交通の安全運行の確保 | 公共交通対策事業 | 再掲 | ⑦ |
| | 避難所の確保等 | 地域防災対策事業 | 再掲 | C |
| | | 文化センター施設管理事業 | 再掲 | D |
| | | いまだて芸術館施設管理事業 | 再掲 | D |
| | | 市武道館改修事業 | 再掲 | D |
| 2-5 医療・福祉関係者の不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 | 要配慮者の受入体制の整備や施設の機能維持等 | 地域密着型介護施設整備事業 | 再掲 | ③ |

| リスクシナリオ | | 推進方針 | 事業等 | 再掲 | 施策分野 | |
|--------------|---|-----------------------|--|--|------|---|
| 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | 衛生環境の確保等 | 感染症予防事業 | | ③ | |
| 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 | 水道施設の老朽化対策、緊急時の給水の確保 | 水道施設更新事業 | | D | |
| | | 避難所等の適切な運営と整備 | 小中学校施設営繕事業（トイレ・空調設備改修工事（王子保小学校・北日野小学校・武生第二中学校・万葉中学校）等） | | ① | |
| 3-1 | 行政機関の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下 | 庁舎・防災拠点等の機能維持 | 庁内情報システム管理事業 | | ① | |
| | | | 地区公民館施設管理事業（複合施設の場合児童館整備費含む） | 再掲 | D | |
| | | | 消防力強化事業 | 再掲 | D | |
| | | 行政機能の業務継続力の強化 | 市町村防災研修事業（消防防災科学センター） | | ① | |
| 3-2 | 被災による警察機能（司法含む）の大幅な低下による治安悪化、社会の混乱 | 地域における安全活動の強化 | 通学路用防犯灯設置事業 | | ① | |
| | | | 防犯カメラ設置事業 | | ① | |
| | | | 非常通報装置設置工事（全小学校） | | ① | |
| | | | 防犯カメラ更新工事（全小学校） | | ① | |
| 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | 情報通信機能の耐災害性の強化 | 消防力強化事業 | 再掲 | ① | |
| 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | 多様な情報提供手段の確保 | ホームページ運営事業 | 再掲 | ⑤ | |
| | | | 庁内情報システム管理事業 | 再掲 | ① | |
| 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 | 情報通信機能の耐震災害性の強化 | 庁内情報システム管理事業 | 再掲 | ① | |
| | | 効果的な情報提供の推進等 | 地域防災対策事業 | 再掲 | ③ | |
| 5-1 | サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下（地元企業の生産力低下） | 事業所等の防災対策の促進 | 地域・企業防災連携推進事業（県） | | ⑥ | |
| | | 道路の災害対応力の強化 | 補助道路維持改修事業（道路構造物改修工事、通学路緊急対策） | 再掲 | ⑦ | |
| | | | 補助道路整備事業（測量設計等委託、道路整備工事、土地取得費、物件移転補償、水道管等移設補償、工事負担金、通学路緊急対策） | 再掲 | ⑦ | |
| | | | 橋梁維持改修事業（橋梁詳細点検委託） | 再掲 | D | |
| 5-2 | 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下 | 非常用物資・設備の確保 | 地域防災対策事業 | 再掲 | A | |
| | | | 道路の災害対応力の強化 | 補助道路維持改修事業（道路構造物改修工事、通学路緊急対策） | 再掲 | ⑦ |
| | | | | 補助道路整備事業（測量設計等委託、道路整備工事、土地取得費、物件移転補償、水道管等移設補償、工事負担金、通学路緊急対策） | 再掲 | ⑦ |
| | | | | 橋梁維持改修事業（橋梁詳細点検委託） | 再掲 | D |
| 農業に係る生産基盤の強化 | 中山間地域直接支払事業 | | | ⑧ | | |
| | 多面的機能支払交付金事業 | | | ⑧ | | |
| 6-1 | ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止 | 上水道施設の老朽化対策、緊急時の給水の確保 | 水道施設更新事業 | 再掲 | D | |
| | | 汚水処理施設等の整備、老朽化対策 | 下水道未普及対策事業 | | ② | |
| | | | 下水道ストックマネジメント支援事業 | | D | |
| | | 非常用物資・設備の確保 | 地域防災対策事業 | 再掲 | A | |

| リスクシナリオ | 推進方針 | 事業等 | 再掲 | 施策分野 |
|---------|--|--|-----------|------|
| 6-2 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 下水道未普及対策事業 | 再掲 | ② |
| | | 下水道ストックマネジメント支援事業 | 再掲 | D |
| | | 下水道広域化推進総合事業 | | ② |
| | | 農業集落排水事業 | | D |
| | | 合併処理浄化槽の整備 | 浄化槽設置整備事業 | |
| 6-3 | 基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止 | 輸送ルート、地域公共交通の確保等 | | ⑦ |
| | | 特急・新幹線対策事業 | | ⑦ |
| | | 北陸新幹線越前たけふ駅周辺整備事業（測量設計等委託、施設整備工事、工事負担金、土地取得費、物件移転補償） | | ⑦ |
| | | 公共交通対策事業 | 再掲 | ⑦ |
| 7-1 | 市街地での大規模火災や沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺等の大規模な二次災害の発生 | 道路の災害対応力の強化 | 再掲 | D |
| | | 補助道路整備事業（測量設計等委託、道路整備工事、土地取得費、物件移転補償、水道管等移設補償、工事負担金、通学路緊急対策） | 再掲 | D |
| | | 農道管理事業 | | ⑧ |
| 7-2 | ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生 | 火災につよいまちづくりの推進 | 再掲 | D |
| | | 消防力強化事業（消防車両） | 再掲 | D |
| | | 消防団強化事業 | 再掲 | ① |
| | | 火災予防対策推進事業 | 再掲 | ① |
| 7-3 | 空家対策の推進 | 老朽危険空家解体撤去事業 | 再掲 | ② |
| | | 河川改修等の治水対策の推進 | 再掲 | ② |
| | | 河川維持管理事業（河川維持改修工事） | 再掲 | ② |
| | | 単独河川改修事業（小規模河川改修工事） | 再掲 | ② |
| | | 単独河川改修事業（排水路改修工事） | 再掲 | ② |
| | | 都市浸水対策事業 | 再掲 | ② |
| 7-4 | 農業水利施設の防災対策の推進 | ため池ハザードマップ作成業務 | | ⑧ |
| | | 農村地域防災減災事業 | | ⑧ |
| | | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | ⑧ |
| | | 通信運搬費及び電話配信システム追加 | | ⑧ |
| 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出 | 火災予防対策推進事業 | 再掲 | ④ |
| | | 園芸振興対策事業 | | ⑧ |
| 7-4 | 農地・森林等の被害拡大 | 家畜防疫対策事業 | | ⑧ |
| | | 中山間地域直接支払事業 | 再掲 | ⑧ |
| | | 多面的機能支払交付金事業 | 再掲 | ⑧ |
| | | 鳥獣被害防止総合対策交付金事業 | | ⑧ |
| | | 間伐事業（小規模森林間伐促進事業、民有林造林支援事業） | | ⑧ |
| | | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 | | ⑧ |
| 8-1 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ | 原子力防災対策の強化 | | ① |
| | | 福井県原子力総合防災訓練・越前市原子力個別訓練 | | ① |
| | | 災害廃棄物処理計画策定 | | ④ |
| 8-2 | 地域防災力の向上 | 第1清掃センター旧ごみ焼却施設の解体・撤去 | | ④ |
| | | 第1清掃センター旧ごみ焼却施設跡地のストックヤード整備 | | ④ |
| 8-3 | 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態 | 生涯学習講座開催事業 | | B |
| | | 文化財保護事業・文化財調査事業（指定有形文化財等） | | D |
| | | 文化財保護事業・文化財調査事業（指定無形文化財、無形民俗文化財等） | | B |
| | | 文化財保護事業・埋蔵文化財活用事業・公会堂記念館展示整備事業 | | ① |
| 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失 | 施設管理事業（図書館） | 再掲 | ① |

(R6.4 一部更新)